名城論叢 2017年7月 89

# 中国における「農民工」の歴史的変遷と農村の貧困調査

## 侯 棋

第1章 序論

第1節 研究課題と問題意識

第2節 先行研究の検討

第2章 戸籍制度の変遷と「農民工」の発生

第3章 農民工の概念と基本構成

第1節 農民工の概念

第2節 農民工の基本構成

A. 第一世代農民工

B. 第二世代農民工

第4章 無地農民と失地農民

第1節 田畑分配政策と無地農民

第2節 農地未分配と農地取り上げ問題に関する現地調査

第5章 中国農民工激増の原因

第1節 中国農村における貧困の実相

第2節 貧困地区に対する扶助開発政策

第3節 貧困地区扶助開発の問題点

第6章 低所得の農業・農村の実態

第7章 中国食糧市場の国家独占

第8章 郷鎮企業と農民工

第1節 中国郷鎮企業の紹介

第2節 郷鎮企業の発展を制約する要因

第3節 郷鎮企業の組織変更

第4節 農村部の企業の調査

A. 大連市旅順口区の農村部に位置する企業の調査

B. 庄河市の農村部に位置する企業の調査

結語

参考文献

## 第1章 序論

### 第1節 研究課題と問題意識

本稿の課題は、中国経済の中で重要な位置を 占めている農民工問題と農村部の貧困の実態を 把握することである。中国国家統計局は毎年、 『中国統計年鑑』を刊行している。そこでは、 全国、各省、自治区(省に相当する)、直轄市 などの単位に従って、国民経済、社会などの各 方面の最新データが公表されている。これは周 知のように、中国政府機関により発行され、中 国における経済と社会の統計的な基礎的資料と

して評価することが可能である。しかし、この 統計資料でも,軽視されている内容もある。例 えば、中国大陸における農村第二次田畑分配後 (1998年前後) において、制度的な仕組みに由 来して、請負田畑を分配されていない農民の人 数の規模や面積については、 データの公表がな い。更には、政府によって農村部地域内に「小 城鎮 | と呼ばれる中小都市の建設が推進されて いるが、この十年来において、農村部での収用 された田畑面積はどの程度なのか, 『中国統計 年鑑』の中に記録が見当たらない。周知のよう に、1992年「鄧小平南方講話」後、「先に一部 の人が富裕となり、そのあとで、みんなが富裕 となろう」といういわゆる「先富論」のスロー ガンのもとで、政府は強力に市場経済を推進さ せ. 一部の人は確実に富裕化したといっても過 言ではない。しかし他方では、所得格差がます ます広がって、社会的矛盾も日増しに切迫して きている。残念ながら、昔から貧困層(特に農 民) は依然として貧乏である。都市部に住んで いる市民の年間一人当たり所得と農村部に住ん でいる農民の年間一人当たり所得データが存在 するが、政府の統計局が公表する数字は平均値 にすぎない。中国社会には依然として大きな所 得格差が存在する。従って、平均値は全く低所 得の人々の真実情況を反映させることはできて いない。

1980年代になると、「改革・開放」政策の実施に従って、「農民工」と呼ばれる社会的階層が出現してくる。特に、1992年以降、農民工の人口規模は拡大を続けており、2015年末には、中国農民工の人数は2億7747万人(1)にまで到達した。これは中国総人口の約20%を占めている。この膨大な社会集団は、中央政府か

ら重要な社会問題として認識され始め、2008年から、中国政府は「全国農民工監測調査報告」を毎年公表している。ところが、農民工の出現時期については、諸説が存在している。農民工は出現してから現在まで、「改革・開放」を起点とするならば、25年間程度しか経過していないが、現在でも農民工の人口は増加を続けている。それは何故なのか。

都市と農村に分離させる「二元戸籍制度」は ある程度は、臨機応変に現実に即して、「暫住 戸籍」などとして執行されてはいる。更に「改 革・開放 | 政策の実施で、都市部の工業、その 他のサービス部門において圧倒的な労働力不 足が発生し、農村から若年労働力が農民工と して不断に供給され続けてきた。これを農民工 発生の外因と呼ぼう。中国政府はこれらの外因 を「国を治め、民を安楽」にするプロセスであ ると説明し、ニュースや新聞や報道で大きく取 り上げてきた。しかし、本質としての内因は何 かという問題の解明は中国政府によっては慎重 にも回避されてきたのであり、取り上げるとし ても、表層的な指摘に終始している。その内因 とは、根本的な農村の貧困問題に求めることが できるというのが本稿の立場である。この20 年間から30年間に内因と外因が相互に影響し あって、都市部の農民工人口が持続的に増え、 世界でも例をみない特別な人口集団をもたらし た。筆者は2015年と2016年の夏期休暇を利用 して、中国遼寧省内の八つの農村を実地調査し た。多数の農民へのインタビューを通じ、第一 次資料を獲得することができた。調査の結果に よれば、中国の国民は不平等な社会に暮らして おり、都市住民、農民及び農民工の身分が違う ために、中国は典型的な身分の差異に基づく格

<sup>(1)</sup> 中国国家統計局より公布 (2016 年 4 月 28 日) 「2015 年全国農民工監測調査報告」。 http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201604/t20160428\_1349713.html ホームページを参照している。なお、ホームページにはページ数の表記はない。

差社会になってしまったという全体像が明確に なってきたことである。格差社会の根源として 考えられることは、「戸籍制度」である。故に、 このような問題意識のもとで、本稿では、冒頭 にも示したとおり、 先行研究の成果によりつ つ. 新たな調査の結果をふまえ農民工及び農村 の実態を解明してゆくものである。

#### 第2節 先行研究の検討

塚本隆敏は中国社会と農民工と関係ある一連 の問題を研究している。彼の研究では、農民工 と耕作放棄地の問題や農民工の失地問題や農民 工の歴史的経過及び第二世代農民工問題、農民 工の生活、健康状況、 労災などの問題が論じら れている。特に、農民工は、中国社会において 固有の社会的グループを形成していると指摘し ている。すなわち、「農民工は中国の歴史上の 一つの新しい概念であり、しかも世界史上にお いても、これまでこうした人たちは存在しな かったという認識を、多くの論者は主張してい る | <sup>(2)</sup>。 「農民工 | の概念については、塚本は狭 義と広義の両方から定義している。すなわち、 「一般的に、農民工とは何かと言えば、一つは 農民が当該地の農村から都会に出稼ぎに出るこ とであり、つまり、これが農民工の狭義の概念 である。もう一つは農村戸籍の身分のまま、未 だに都市戸籍を得られず、都会で賃金労働者と なり、その労賃が自らの生活資源と郷里の家族 の生活を支えているのであり、つまり、これが 農民工の広義の概念である」(3),と述べている。

「農民工」問題を解決するにはどうすればよ いか。塚本は戸籍制度に関連して、次のように 述べる。すなわち、「つまり、現在の農民工問 題の解決策の第一は、現在も存続している戸籍 管理制度の問題だと、誰もが認識している。も う一つは現行の労働雇用制度が、農民工問題の 解決を難しくしている [4]。この解釈は正しい と思われる。本稿の第2章で具体的に論じてい

第一章「農民工と耕作放棄地の諸問題 |では. 塚本は中国における耕作放棄地の問題を論じ た。すなわち、「農民は土地にあまり執着せず に、従来の収入源である農業から離れて民工に なっていったのである。その結果、耕作放棄地 が生まれ、それは沿海部だけの減少ではなく. 全国的な傾向でもあったし、また、その減少率 も止まらない」(5). と述べている。最後に、そ の問題が経済と密接に関係しているという立場 から、次のように述べる。すなわち、「こうし た耕作放棄地問題は、地方の社会経済状況(と くに、教育や医療に影響を与えている。とりわ け、児童の教育環境に深刻な問題を発生させて いる)の崩壊にもつながる要因になっているの ではないか |<sup>(6)</sup>.と述べている。

第二章「農民工の歴史的経過と内陸地域にお ける農民工の生存状況 | では、塚本は中国人研 究者の論述 (A. 简新华, 黄锟等著『中国工业 化和城市化过程中的农民工问题研究』, B. 张 永丽. 黄祖辉[中国农村劳动力流动研究述评]) を参照しつつ、農民工の出現を3段階に分け た。すなわち、「第一段階は改革開放政策導入 初期(1978年末)から20世紀80年代末(1988 年)までとし、民工の発生原因は、「農村家庭 請負責任制 | の導入であった |(7) としている。

<sup>(2)</sup> 塚本隆敏 (2010年)『中国の農民工問題』創成社 はじめに p. 7。

<sup>(3)</sup> 同上, はじめに p.7。

<sup>(4)</sup> 同上, はじめに p.8。

<sup>(5)</sup> 同上, p. 11。

<sup>(6)</sup> 同上, p. 20。

<sup>(7)</sup> 同上, p. 24。

「第二段階は多少の時期区分に若干の違いがあ るが、大半の研究者はシステム転換(1990年 代中頃) を基軸に、つまり 20世紀 80 年代末か ら90年代中頃まで」<sup>(8)</sup>であるとしている。「第 三段階は20世紀90年代中頃から現在まで | (9) というような時期区分であるとされている。実 は、中国では、経済面の大事件(「農村家庭請 負責任制 | の導入や、鄧小平の「南方講話 |) は農民工問題の変遷に影響を与えているため に、筆者はその段階区分に賛成である。更に、 塚本は中国の江西省南昌市と安徽省合肥市にお ける農民工に対して、アンケート調査を実施 し. 内陸地域における農民工の生存状況につい て論じている。すなわち、「民工問題の発生か ら今日の問題まで、そして、内陸地域の民工の 生存状況が、現在どのような問題を持っている か. 取り上げてみた。その結果、民工の賃金は 低賃金であり、社会保障の加入率は低いなど、 こうした問題はこの十数年徐々に改善しつつあ るとはいえ、根本的に何も変わっていない、と いうのが今日の状況である。そして、民工の第 二世代の若年層が願望している市民化は、まだ 実現できるような雰囲気もない」(10)と塚本は紹介 している。実は、内陸地域だけではなく、筆者の 出身地(遼寧省大連市)における農民工の生存 状況は同様であり、全土の農民工の生存状況も 同様に劣悪であると推測することができよう。

第四章「農民工・第二世代における諸問題」では、まず塚本は「第一世代」と「第二世代」 農民工の概念を明らかにした。すなわち、「第一世代は改革開放以前の世代であり、第二世代 は改革開放以降の世代である」<sup>(11)</sup>。加えて、「第二世代」と「第一世代」の違いを論じている。 すなわち、「第二世代の人たちは、都会の住民からかなり厳しい評価を受けているが、第一世代と比べて、彼らはどんな点で、第一世代と異なっているのであろうか。一般的に言えば、第二世代を第一世代と比較すれば、生活習慣、文化的な風習、就業動向、そして価値の目標など、すべてが違っていると言われている」<sup>(12)</sup>と論じられている。

第七章「農民工における失地問題」では、塚 本は廖洪志が著した『中国农村土地制度六十年 ――回顾与展望』の中のデータを引用して. 「1996-2004年まで、全国において完全に耕地 を失った農民は約1108万人前後で、年平均約 123万人いた」<sup>(13)</sup>,と述べている。更に,塚本 は江蘇省内の様々な都市近郊の状況の調査に依 拠して中国全体のリアルな姿を推定する。1996-2004年まで、全国において完全に耕地を失っ た農民のデータに基づいて、「このデータ(約 1100万人) より多く2000万人~3000万人ぐ らいではないかと思われ、厳密に調べることは 不可能に近いのではないかと感ずる。何故な ら、末端経済組織がいろいろ自らの都合で判断 し統計を作成し、上級機関に申告しているから である | <sup>(14)</sup>. と述べている。

つまり、『中国の農民工問題』では、全面的に中国「農民工」の真実が紹介され、そこには、 中国ではまだ解決していない社会面、経済面の 問題が如実に反映されている。

厳善平著、2009年に出版された『農村から

<sup>(8)</sup> 同上, p. 25。

<sup>(9)</sup> 同上, p. 26。

<sup>(10)</sup> 同上, p. 52。

<sup>(11)</sup> 同上, p. 87。

<sup>(12)</sup> 同上, p. 94。

<sup>(13)</sup> 同上, p. 137。

<sup>(14)</sup> 同上, p. 138<sub>°</sub>

都市へ---1 億 3000 万人の農民大移動 | では. 「改革・開放」以降30年間程度、中国社会で新 たに形成した「農民工」という特殊な身分を持 つ人々の真実の様相が歴史的に浮き彫りにされ ている。まず、厳善平は二十世紀前半の民国期 の人口移動歴史と 1950 年代以降の計画経済時 期を対象として、中国各地域間の人口移動の歴 史を総括している。すなわち、中華民国の時期 においては、基本的に人口移動は自由であっ た。しかし、毛沢東の計画経済期に、地域間の 自由な人口移動が政府によって厳しく制限され るようになった。「改革・開放」以降、「移動人 口の規模が飛躍的に増大し、人々の移動する空 間が広がったこと、移動者の主体は中西部農村 出身の学歴の比較的高い青壮年を中心とする農 民であること、移動人口の相対的水準が地域の 経済状況から強い制約を受け、遅れた内陸部が 移出地、沿海の都市部が移入地、という構図が 形成されている」(15)、と要約されている。

第三章では、厳善平は「農民工政策の転換過 程」と「戸籍制度」をテーマとして設定してい るが、分析は詳細であるとは必ずしもいえな い。実は、中国における戸籍制度の変遷と農民 工の発生とは、極めて緊密な関係がある。厳善 平は次のように概括して、「結局、半世紀前の 戸籍登記条例は今も生きていて、農民、そして 農民工を二等国民に陥れたままとなったのであ る」<sup>(16)</sup>、と述べている。これは中国経済をみる うえでの基本的な観点であるといえよう。

第四章では、「農民の出稼ぎとその影響」が 論じられている。中国中部四省(江西省,安徽 省、湖南省、湖北省)の農家調査に基づいて、 出稼ぎの農民工の実態が考察されている。その

中で、最も重要な情報は、「つまり、中国の農 村では、2005年頃から農家純収入の三~四割 が給与所得で賄われ、その上昇分は主として出 稼ぎ収入の増加に起因しているということがで きる。今後、農家の所得増を実現するには、出 稼ぎ収入の安定的拡大は非常に重要な意味を持 つだろう [<sup>(17)</sup>. というものである。しかし、農 家の収入は増えると同時に、中国の農業に、次 のような新しい困惑をもたらした。すなわち、 「青壮年を中心とした出稼ぎ者の増加に伴い. 農村人口の年齢構造に異変が生じている。多く の家では、働き盛りの世帯主、あるいはその夫 婦は恒常的に村を離れ、年をとった親や幼い子 供だけが家の留守番を余儀なくされている。農 業の生産活動は主として高齢者、特に女性の高 齢者が担うようになりつつある [<sup>(18)</sup>. と述べて いる。厳善平は南方の農村で調査中に、一つの 問題を発見した。すなわち、農村の青壮年労働 力は出稼ぎ労働者になって不在であり、農村に は老人のみが残されているという事実である。 その原因は、中国農村の田畑請負制度が不合理 であるということである。不在農民の発生は. 多数の「無地農民」(農地なし農民)をもたらす。 しかし、これらの農民が仮に農村部に残ったと しても、農業による収入の低水準の故に、根本 的に生存できないであろうという問題である。 だからこそ、都市部に行って、農民工になるこ と以外に生存の方途はないという重要な問題を 指摘したのである。

第五章では、厳善平はアンケート調査(聞き 取り調査)の形式で、2003年に上海市で就労 していた農民工の仕事や生活状況を考察した。 農民工にとっては、従事している職業、賃金、

<sup>(15)</sup> 厳善平 (2009年) 『農村から都市へ——1億3000万人の農民大移動』岩波書店 ix。

<sup>(16)</sup> 同上, p. 73。

<sup>(17)</sup> 同上, p. 78。

<sup>(18)</sup> 同上, p. 103。

生活水準、社会保障などにおいて、都市住民とは大きい差別が存在している。この先行研究では中国の格差社会の現実を明らかにしたという肯定的評価を与えることが妥当であろうと思う。

厳善平著,2010年に出版された『中国農民工の調査研究――上海市・珠江デルタにおける農民工の就業・賃金・暮らし』<sup>(19)</sup>では、中国各地から上海市、珠江デルタまで来た農民工の就業,給与、生活、子供の教育、権利保障などの状況を考察して、農民工の生存実態を浮き彫りにした。厳善平は実地調査とアンケート調査の方式を採用したので、得た考察結果は、中国政府によって公表された調査報告より精細なものであり、それ故に、読者に対して得難い情報の価値を持つと思われる。

「農民工問題の諸相――農民工は国民か」<sup>(20)</sup>では、現象を通じて本質を見ようとする。中国における農民工問題の本質は戸籍制度にほかならないとされている。厳善平は実地調査とアンケート調査、それに中国政府により公表されたデータに対する分析を通じて、農民工の就業問題、農民工の生活と社会保障問題、農民工の子弟の教育問題、農民工の人権問題を論じている。特に、出稼ぎ労働者となった農民に対しての呼び方の歴史変遷を次のように論じている。

「農村からの出稼ぎ労働者は俗に農民工と呼ばれる。似た呼び方に民工もある。ほかに流動人口,暫住人口,外来人口,外労,打工子または打工妹,等など。『現代漢語辞典』によれば,民工は都市部に出稼ぎに来ている農民だという。/ところで,民工という言葉自体は長い歴史を持つ。毛沢東の農民革命時代には民兵とともに民工という言葉が使われた。前線部隊のた

めに物資補給, 道路工事に従事する農民のこと を民工と呼び. 戦場などでけがをして障害者と なった人や命を失った彼らの遺族に対して. 新 中国成立後にも政府(民政部)は年金などで手 厚い世話をしてきた。民工は名誉のある称呼で もあった。1980年代初期、鉄道や道路の建設、 鉱山開発などで労働力を必要とするときに、近 くの農村から臨時従業員を募集することがあ る。こうした臨時従業員のことは普通民工と呼 ばれた。しかし、計画経済時期に企業などが近 郊農村から採用した臨時工は民工とは呼ばれな かった。いずれにせよ、 当時は民工の絶対数が 少なく、民工という用語法には農民を差別する ニュアンスがそう強くはないように思われる。 ところが、1990年代以降、急増した新型の民 工あるいは様々な呼称には差別の色合いが次第 に濃厚となり、制度面でも農民工を都市民と異 なる形で扱う現象が際立つようになった。都市 民やマスメディアは何気なく民工または農民工 といった用語を使うが、その対象者である本人 たちは必ずしもそれを歓迎していないようだ。 二等国民のように見られているという屈辱感が あるという」<sup>(21)</sup>(文中の/は段落を示す), と述 べている。

今の中国社会において、一般的に「改革・開放」以降に出現した農村からの出稼ぎ労働者は農民工と呼ばれている。しかし、農民工の出現の歴史を溯れば、厳善平が紹介しているように、毛沢東時代に辿り着く。現代中国においては、戦争に題材をとっている映画やドラマの中には、「民兵」と「民工」のような呼び方が登場する。このように、厳善平の研究は綿密であり、興味深いものである。ともに、民は農民の

<sup>(19)</sup> 厳善平 (2010年)『中国農民工の調査研究――上海市・珠江デルタにおける農民工の就業・賃金・暮らし』晃 洋書房。

<sup>200</sup> 厳善平「農民工問題の諸相——農民工は国民か」(『東亜』(霞山会) 2007 年 3 月号 pp. 72-83)。

<sup>(21)</sup> 同上, 注 2 p. 1-2。

略語なのである。

つまり、「二等国民」であるという視点でみ る方法を採用すれば、社会面でも、経済面で も、深刻な中国の農民工問題が理解できると思 われる。民工問題についていえば歴史的な根源 があり、根の深い中国固有の問題であると捉え なければならないであろう。

池上彰英は『中国の食糧流通システム』にお いて. 「改革・開放」政策が開始された 1978 年 から、2011年までの中国食糧政策の変遷を整 理・分析している。中国における食糧政策は食 糧を生産する農民と深い関係を有する。

池上は1978年以降の中国食糧政策の変化を 四つの主な段階に区分した。第一段階は1978 年から1985年まで、第二段階は1986年から 1993年まで、第三段階は1993年から2000年 まで、第四段階は2001年から2011年までとす る四段階である。

1953年から、中央政府は全国的に統一買い 付け・統一販売(中国語「统购统销」)制度を 導入した。次に、1978年から1985年にかけて の7年間では、食糧の統一買い付け制度が次第 に廃止される。この時期に、契約買い付け制度 が歴史の舞台に登場する。契約買付制度とは. 「政府の食糧部門と農家とが、播種季節前に、 その年に買い付ける食糧品目の数量、価格及び 基準品質に関する契約を結び、この契約に従っ て収穫後に買い入れる方式を指す」(22), と池上 は紹介している。

1980年代の初めから、中国農村では、「農家 生産請負制」が導入されたために、農民の生産 意欲と積極性が高まって、食糧の生産量も大幅 に増えてきた。池上は、1986年から1993年に

かけて、この時期に中国食糧市場の特徴を「複 線型流通システム」として示した。池上によれ ば、「複線型流通システム」とは、「政府が食糧 流通の一部を行政的な手段によって直接管理し て、都市住民への食糧安定供給を確保し、残り の食糧は自由な市場流通に委ねることによっ て、市場メカニズムによる需給調整を行うとい う | (23) ものであるとしている。他方、「広東省 は1992年4月、全国に先がけて、食糧売買価 格の自由化、農民の国家への義務供出制度お よび国家による消費者への配給制度の廃止を主 要な内容とする食糧管理制度の改革を行った。 ……1993年11月にはチベットを除く29省・ 直轄市・自治区において、全国の95%に相当 する県がこの改革を完成された(『中国通信』 1993年11月15日. 11月18日) | (24)。池上は 当時、中国で発行された新聞を精査し、更に政 府が公表した文書も精査して、食糧売買価格は 自由化されたと判断する。

しかし、実際には、中国における食糧価格は これまでは、市場によって決定されることはな かった。政府が公定価格を決定してきたので ある。中央政府は都市部の物価安定を保証する ために、極端に低い食糧価格を設定してきた。 これが農村部の貧困の原因となってきたのであ る。これは第7章で詳しく論じることにしたい。 池上は、「改革の目標ないし政策理念が、直接 統制の廃止と市場流通システムを前提にした間 接統制システムの導入にあることは容易に理解 できる」(25),と述べている。この解釈は的を得 ている。

1993~2000年の期間では、中国の食糧問題 に対して、池上は二つの大事件をまとめた。一

<sup>(22)</sup> 池上彰英(2012年)『中国の食糧流通システム』御茶の水書房 p. 44-45。

<sup>(23)</sup> 同上, p. 65。

<sup>(24)</sup> 同上, p. 78。

<sup>(25)</sup> 同上, p. 80。

つは、「保護価格買い付け」政策の導入であり、もう一つは「1998年の食糧流通体制改革の失敗」である。「保護価格は、食糧生産コストと食糧需給状況に基づいて毎年一回を確定し、前年の秋(翌年の春小麦の播種前)に公布する」<sup>(26)</sup>、と紹介している。池上は、この段階の中国食糧市場の価格変動と生産量状況を紹介した。ところが、「保護価格」の根本理念は農民の利益を守るものであるが、結果としてはそうはならなかったのである。筆者は遼寧省大連市食糧局の公務員へのインタビューによって、「保護価格買付」の本質を理解したが、本稿の第7章では、その問題を取り上げる。

池上は2001年以降の食糧政策を紹介する。 すなわち、中央政府は農家に対して「直接補助 金制度」を導入している。これを承けて、池 上は2001年以降,中国では食糧買い付けは自 由化になったと解釈したのではないかと思われ る。そのうえ、「直接補助金制度」の導入に従っ て、食糧の農家販売価格は次第に上昇してく る。池上は1985~2011年の農家一人当たり所 得の動向を示して,確かに所得は増えている。 これにより、楽観評価をし、次のように叙述す る。「今でも農家の農業所得の半分近くは食糧 生産から得られているので、食糧価格の安定的 な上昇は農業所得の増大にとって、従って、都 市世帯との所得格差を縮小するためにも, きわ めて重要である」<sup>(27)</sup>,と述べている。この点に ついて、筆者は以下の理由から賛同することが できない。まず、中国では、食糧の市場価格 は政府によってコントロールされているが、た だコントロールの程度が各時期に違うことだけ の相違であると総括することができよう。第二 に、中央政府は農家に「直接補助金制度」を導 入した。しかしながら、平均的な農家をとって みれば、農産物売上収入は上昇がみられず、改 善の跡が確認できない。従って、農家の生活水 準の上昇もみられないのである。第三に、筆者 は農民へのインタビューを通じて、以下のよう な事実を発見するにいたった。食糧の農家販売 価格と市場販売価格が上昇したとしても、食糧 を生産する農民の所得は増えているとは必ずし も言えないのである。第四に、農家一人当たり 所得の中で、非農業所得の割合がますます増え ているが、しかし、それは若い農民による都市 での出稼ぎの所得の結果である。 仮に、農家 が純粋に農業生産のみに従事すると考えてみよ う。その場合は、農業収入・所得は極めて少額 である、という事実がある。この点については 本論文の第6章で具体的に説明している。仮に 農業生産に特化した農家の所得が大幅に増えた と仮定すれば、大量の農民が農民工になる現象 は発生していなかったであろう。

このような農村問題について、松尾は、「中国の社会制度としての都市戸籍と農村戸籍」で考察を行っている。そこでは、社会的・経済的・制度的視野によって、1949年の中華人民共和国が成立した後の計画経済時期から改革開放後の市場経済時期にかけての戸籍制度とその歴史的な変遷が論じられている。松尾は、中国における戸籍制度と日本における戸籍に関連した社会制度との比較を通じて、次のように指摘している。すなわち、「日本の場合、原則的に言えば、戸籍に何も付加価値を設定しなくなった」(28)、と述べている。更に、「中国型社会主義の特色は、さまざまな論者がさまざまな観点

<sup>(26)</sup> 同上, p. 106。

<sup>(27)</sup> 同上, p. 181。

<sup>(28)</sup> 松尾秀雄(2011年)「中国の社会制度としての都市戸籍と農村戸籍」p. 378 菅原陽心編著『中国社会主義市 場経済の現在――中国における市場経済化の進展に関する理論的実証的分析』御茶の水書房。

から論じているが、一言で言えば、中国独自の ヒト・モノ・カネという経済的要素の社会主義 的管理システムであり、とりわけ最後まで残存 した制度としての戸籍制度にその特色を求める ことができる。この戸籍制度は、ヒトの自由移 動を極度に管理・抑制する社会制度であるばか りでなく、さまざまな付帯的条件を絡み付けて いる |<sup>(29)</sup>. と述べる。更に、松尾は都市戸籍と 農村戸籍間の変更問題を論じて、次のように叙 述している。「社会主義の中国は、社会主義市 場経済と農村と都市の戸籍制度によって基礎づ けられている。中国における固有の身分制度・ 社会制度としての戸籍制度の諸問題について は、複雑な背景が存在する。戸籍を変更するこ とは中国の特殊な事情によって、きわめて困難 であり、その困難さは住居の自由を実現するこ と、国内を自由移動すること、自分の働きたい 場所で雇用を探すことが困難であること、戸籍 地を離れては教育などの社会サービスを受ける ことができない、と同義である」<sup>(30)</sup>、と論じら れている。戸籍の制度が、社会を規定するとい う分析には、全く同感である。

ところが、中国では「改革開放」政策によ り、市場経済が導入された。それでは、中国政 府が施行している経済の根本は、市場経済とい うことなのか。松尾秀雄の観点は次のようであ る。すなわち、「資本主義の勃興の秘密は、農 村人口を都市に流動化させることという. 『資 本の原始的蓄積』にあるが、中国では、都市に 行けない9億ないし10億の農村人口が、巨大 な農村部に資本主義を勃興させることで、中国 型の市場経済を発展させた」(31),と述べている。 現在、計画経済時期の戸籍制度が残存している が、中国政府は人為的に「都市」と「農村」を 分離し、都市部には計画経済時期の大手国有企 業が依然として存在している。それらは株式会 社化されたとは言え, 事実上は, 銀行は公有制 であり、国家などの機関が過半の株式を所有し ている。このような分析をふまえるならば、中 国の経済制度を「半計画・半市場経済」と呼ぶ 方が、一層正確な表現になる。

## 第2章 戸籍制度の変遷と「農民工」の 発生

「農民工」の概念について考察したい。その ためには、中国における戸籍制度の変遷に依拠 しなければならない。中国では、戸籍は数千 年の歴史がある。1950年代後半において、中 国政府は厳しい戸籍制度を作り上げた。その主 な内容は中華人民共和国の国民を二種類に区別 し、「都市戸籍」人口と「農村戸籍」人口とに 分類するというものである。「農村戸籍」を持っ ている国民は「農民」と呼ばれ、農業生産だけ に原則としては従事することとする。農業生産 に従事しなくて良いことは良いが、随意に都市 部に入ってはいけないのである。「都市戸籍」 を持っている国民は「市民」(都市住民)と呼 ばれ、殆どが政府系の公有企業の労働者であ る。中国の農民にとっては、「農村戸籍」を「都 市戸籍」に変更することは極めて困難である。

中国の中央政府が公布した文書から見れば. 政府が最初に人口の自由移動を規制する措置 を公布したのは、1953年4月17日に公布され た「政務院勧告、農民がむやみに都市部へ流入 することを阻止する指示」である。次のように 叙述していた。「目下、都市部の建設がまだ始 まっていないので、 労働力の需要は限りがあ

<sup>(29)</sup> 同上, p. 377

<sup>(30)</sup> 同上, p. 359

<sup>(31)</sup> 同上, p. 372

る。農民がやみくもに都市に入ると結局は.都 市部では失業人口数が増え、就職の困難をもた らすことになり、農村部では、労働力の減少の ために、春の耕作と播種は影響を受けて、農業 生産の損失がもたらされることとなる [<sup>(32)</sup>(中 国語原文:目前,由于城市建设尚在开始,劳动 力需用有限,农民盲目入城的结果,在城市,使 失业人口增加. 造成处理上的困难;在农村. 则 又因劳动力的减少, 使春耕播种大受影响, 造成 农业生产上的损失)。(筆者の訳による。以下同 じ)。この文書の語調は相対的であり、温厚で、 強制的な語調・語感ではなかった。例えば、都 市部に既に就職した農民に対して、帰郷を働き かけ、且つ交通費を支給する(第四条)。都市 部にまだ就職していない農民に対して、やはり 帰郷に働きかけ、そのうえ、政府は交通費の足 りない農民に補助を与える (第三条)。これら の箇条が十分に農民の自由を尊重していた。

1949年以降,元来,中国の戸籍制度は「社会の治安を維持し,人民の安全,居住,自由移動」(33)(中国語原文:维护社会治安,保障人民之安全及居住,迁徙自由)を守るために作り上げられた社会管理制度であった。1951年7月16日に,公安部が「都市戸籍管理暫行条例」を公布した。対象は都市部の住民であった。それは中華人民共和国が成立した後の,最初の戸籍法規といえる。そこでは,市民は出生,死亡,転入,転出などの状況に対して,必ずすみやかに地元の公安機関に報告することが定め

られ、政府は適時に都市人口の増減を把握することが可能となった。嬰児の場合は、生まれた後一か月以内であり、死者の場合は、納棺の前24時間以内であり、転出の場合は事前に、転入の場合は転入地に到達した後三日間以内に地元の公安機関に報告しなければならない。社会管理の体制として、いかなる国家でも各自固有の登録と管理の施策を持っている。しかし、制度の内容を見れば、中国の戸籍制度は、極めて特殊なのである。

1951年に作成された都市戸籍人口の登録制度を基礎として、1955年6月22日、国務院は「国務院、平常戸籍登録制度構築に関する指示」(34)を公布した。その指示によれば、人口の出生、死亡、転入、転出などの登録が全国まで拡大された。都市部でも、農村部でも、戸籍登録制度を作らなければならないものと定められて、全国的な規模で都市と農村の戸籍登録の様式が統一された。

この点に関して、潘家华、魏后凯は次のように述べている。「国民経済と社会発展は工業を主導とし、都市を中心とするので、政策の重心がかなり工業と都市に傾斜している。従って、工場の労働者の待遇と都市の発展は農民と農村より優位である。故に、「市民」と「農民」の格差が生まれ、「都市」と「農村」の格差が生まれた。その格差があるので、農民が都市に憧れている。1952年から、農民は大量に都市に流れ込む現象が出てきた」(35)(中国語原文:由

<sup>(32)</sup> 政務院より公布(1953年4月17日)「政務院勧告、農民がむやみに都市部へ流入することを阻止する指示」(中国語原文:「政务院关于劝止农民盲目流入城市的指示」)。

http://www.fsou.com/html/text/chl/1602/160268.html

<sup>(33)</sup> 公安部より公布(1951年7月16日)「都市戸籍管理暫行条例」(中国語原文:「城市户口管理暂行条例」(2004年9月3日より失効)の第一条。

http://www.chinalawedu.com/falvfagui/fg22598/71149.shtml

<sup>(34)</sup> 国務院より公布(1955年6月22日)「国務院,平常戸籍登録制度を築くことに関する指示」(中国語原文:「国务院关于建立经常户口登记制度的指示 |)。

http://www.chinabaike.com/law/zy/xz/gwy/1331745.html

于国民经济和社会发展以工业为主导,以城市为 中心, 政策的重心必然向工业和城市倾斜, 从而 使得工人的待遇和城市的发展条件相对优于农民 和农村。这就产生了工农和城乡差异。这种差异, 就驱使农民趋向城市。于是,从1952年起,出 现了农民大量涌入城市的现象)と紹介している。

1953年から1957年にかけて、中華人民共和 国中央人民政府は旧ソ連の計画経済体制を模倣 して.「第一次五カ年計画」を導入した。主な 内容は、旧ソ連の資金と技術の援助の下で進め られた156件の建設プロジェクト案件を中心と して、694件の大中型建設プロジェクトを重点 として、重工業の建設に力を集中したことであ る。この計画経済について、植村は「これに対 応して国内の社会経済体制も計画経済に整合し たものに再編することが求められた。すなわ ち. それまで工業力が皆無に近かった中国が急 速に重化学工業化するために、まず計画・指令 方式による強力な資源配分が必要となった。こ の点を明確にしたのが、1953年6月に毛沢東

が公表した「過渡期の総路線」である。……工 業化とともに「農業、手工業、資本主義工商業 に対する社会主義的改造 | を進めねばならない と主張する」(36)、と解明している。ところが、 欧米の工業国家の経済発展過程を参照する場 合, イギリスでも, フランスでも, ドイツで も、アメリカでも、軽工業(綿紡績工場)を起 点として、資金と技術を蓄積していったという 経済史的な事実が存在する。更に、軽工業は大 量に労働力を吸収できるので、失業率を押し下 げるように作用する。生産された軽工業産品は 国民の日常生活における要求を満たす。次は. 軽工業と農業の関係は極めて緊密で、軽工業を 進めると同時に、原料の供給源としての農業の 発展を促進できる。しかし、中国は逆の道を歩 んでしまった。1958年からの「第二次五カ年 計画 | は「大躍進 | (37) 政策として実施されたが、 その結果は失敗に終わった。経済建設は都市を 中心として、重工業を主導とするので、その背 景の下で、1958年1月9日、毛沢東は1号主

中国共産党の指導者は経済成長の客観的法則を軽視し、中国経済の基本的情況に認識を欠いていた。工業と農 業、且つ工業でも鉄鋼と他の部門とのバランスを失う結果を招くことになる。政策的誤りのために、経済的な破 綻をきたし、大躍進政策は途中で挫折した。三年間の「大躍進」の政策原因として、重大な経済的困難を招いて しまった。現在、中国国内でも、海外でも、「大躍進」が空前の経済災難と見なされている。「大躍進」政策によっ てもたらす大飢饉時期に、中国大陸における餓死者の数はどのぐらいかという点について、中国政府は公布した

1958 年から 62 年までの大飢饉の時期に、寿命をまっとうできなかった死者数は、控えめに見積もっても少な くとも 4500 万人に達することを示している。

<sup>(35)</sup> 潘家华,魏后凯(2013年)『中国城市发展报告——农业转移人口的市民化』社会科学文献出版社 p. 80。

<sup>(36)</sup> 植村高久(2011年)「「社会主義市場経済」と改革開放」菅原陽心編著『中国社会主義市場経済の現在』御茶 の水書房 p. 46。

<sup>[37] 「</sup>大躍進」政策とは、1958 年 5 月、中国共産党は北京で「第八期第 2 回会議」を開き、会議には毛沢東によっ て提出された「大いに意気込み、常に高い目標を目指し、多く、早く、立派に、無駄なく社会主義を建設する」 (中国語で, 鼓足干劲, 力争上游, 多快好省地建设社会主义) ことの総路線を採択した。この総路線の出発点は できるだけ速く中国の経済面での立ち遅れ状況を解決することにある。しかし、市場原理が後回しにされた。ゆ えに短期で中国の経済の立ち遅れを回復することは不可能であった。「総路線」が提出された後、中国共産党は 「大躍進」を行った。「大躍進」政策は、生産面で、高速度を追求して、工業と農業の高い増産指定目標を実現す ることを目標にすることである。

<sup>---</sup>フランク・ディケーター (2011 年) 『毛沢東の大飢饉』 訳者:中川治子 草思社 p. 455。

席令に署名した。すなわち、「中華人民共和国 戸籍登録条例」である。戸籍管理の主旨、戸籍 登録の範囲、戸籍登録の責任機関、戸籍簿の役 割、戸籍の申告と取り消し、戸籍の変更と手続 き. 常駐人口と一時滞在人口の登録などを明確 に規定している。その条例の第十条には次のよ うに規定している。「公民は農村から都市への 移動を希望するのであれば、労働部門の採用届 けあるいは大学などの合格通知書、あるいは都 市部戸籍登録機関が作成した転入許可証明を所 持しなければならない。常駐地戸籍登録機関に 申し込んで、転出手続きのための書類を作成す るものである」(38)(中国語原文:公民由农村迁 往城市, 必须持有城市劳动部门的录用证明, 学 校的录取证明, 或者城市户口登记机关的准予迁 入的证明, 向常住地户口登记机关申请办理迁出 手续),と述べている。その制度の目的は、統 計データのためではなく、主に「大躍進」政策 によってもたらされた都市人口の急速な増大に 対処するための人口自由移動制限の規定であっ て、これが農村と都市の間に人為的な見えない 壁を作った。農村と都市に分離する「二元経済 体制」が形成された。引き続き、1959年2月 4日, 中央政府は「中共中央, 農村労働力移動 を制止することに関する指示」を公布したが、 その中ではその指示の動機を表明した。すなわ ち、「過去の2、3か月以来、農民がやみくもに 移動(主に都市部に入る)する現象は極めて猛 烈な状況である。河北省、山東省、河南省、山 西省, 遼寧省, 吉林省, 安徽省, 浙江省, 湖北 省、湖南省などの不完全な統計に基づいての推 測であるが、本籍地を離れて外出した農民は約 300万人……従って、有効な措置を講じて制止 しなければいけない」(39)(中国語原文:最近两 三个月来, 农民盲目流动(主要是流入城市)的 现象相当严重。根据河北, 山东, 河南, 山西, 辽宁, 吉林, 安徽, 浙江, 湖北, 湖南等省的不 完全统计,外流的农民约有三百万人……因此, 必须立即采取有效措施予以制止). と述べてい る。いわゆる盲流現象が発生したのである。李 强によれば、「その時、政府内部の規定によっ て,全国各地では毎年に農村戸籍から都市戸籍 に変更する人数は当時の非農業人口数の 0.15% を超えることは許されない。この政策は『文化 大革命』が終わった後でも、変わっていなかっ た。1977年11月、国務院の『公安部が戸籍の 変更を処理することに関する規定』は、また厳 しく、農村人口の転出を制御していた。そのう え, 通知書には再び明確に規定され, 戸籍変更 の人口が 0.15% を超えてはいけないとされたの である」(40)(中国語原文: 当时内部规定全国各 地每年从农村迁入市镇的"农转非"的人数不得 超过当时非农业人口总数的 0.15%。这种局面一 直持续到"文化大革命"以后。直到1977年11 月, 国务院批转的《公安部关于处理户口迁移 的规定》,还是强调要严格控制农村人口进入城 镇,并在具体的通知中再次明确规定"农转非" 的指标不得超过0.15%)。1964年8月14日, 国務院によって承認、公安部によって公布され た「公安部が戸籍の変更を処理することに関す る規定(草案)」では、最後のところに「以上 の提案は関係部門によって内部的に把握されれ

<sup>(38)</sup> 全国人民代表大会より公布(1958年1月9日)「中華人民共和国戸籍登録条例」(中国語原文:「中华人民共和国户口登记条例」)。

http://www.law-lib.com/law/law\_view.asp?id=1338

<sup>(39)</sup> 中央政府より(1959年2月4日)「中共中央、農村労働力移動を制止することに関する指示」(中国語原文:「中共中央关于制止农村劳动力流动的指示」)。

http://www.china.com.cn/guoqing/2012-09/11/content\_26746936.htm

<sup>(40)</sup> 李强(2012年)『农民工与中国社会分层』社会科学文献出版社 p. 20。

ばよく. 外部に宣伝することに及ばない | (中 国語原文:以上意见应由有关部门内部掌握,不 必向外宣传)、と言及されている。その第二条は、 「農村から都市に、集鎮(41)に転入することと集 鎮から都市に転入することに対して. 厳しく制 限する。小都市から大都市に転入し、他の都市 から北京、上海に転入することに対して、適当 に制限される。但し、以下の情況<sup>(42)</sup>に対して は. 制限はなく、戸籍の変更が許される」(中 国語原文:从农村迁往城市,集镇,从集镇迁往 城市的, 要严加限制。从小城市迁往大城市, 从 其他城市迁往北京,上海两市的,要适当限制。 但对有下列情形之一的, 不要限制, 应当允许迁 移落户) と規定している。これこそが分離政策 の実質的な起点というべきであり、中国の農民 は都市に入る道が徹底的に封鎖されたのである。

潘・魏の著書では、「1980年9月になって、

公安部などの部門が連合によって、『一部分の専 門技術幹部の農村の家族を城鎮に移入すること に伴う食糧の供給問題を解決するための規定』 が公布された。定期的に、組を分けて、専門技 術幹部の農村家族を城鎮に転入させる問題を 解決することが提出された。……これで、戸籍 変更の限度が 0.15% から 0.2% に調整された |(43) (中国語原文:1980年9月, 公安部等多部门联 合发布《关于解决部分专业技术干部的农村家属 迁往城镇由国家供应粮食问题的规定》,提出要 分批分期逐步解决专业技术骨干农村家属迁往城 镇的问题。……这样,"农转非"控制指标从 0.15% 调整为0.2%), と紹介されている。その政策か ら見れば、変更を許可されたのは「専門技術幹 部 の農民家族だけであり、全体の農民に対す るものではないということが分かる。ところが. この政策は、前の戸籍変更の限度を緩め、農村

<sup>(41) 「</sup>集鎮」の形態と経済機能は、農村と都市両方とも特徴を兼ねて、農村と都市の間に介在している。過渡的居住区である。農村部は、需要する生産手段と消費財を提供し、農産物を買い上げる。別に、周辺の農民が教育に、医療に、娯楽に対する需要を満たして、農村と都市間の掛け橋となる。「国務院、城郷を区分する標準に関する規定」(中国語原文:「国务院关于城乡划分标准的规定」)(http://www.pkulaw.cn/fulltext\_form. aspx?gid=160958にアクセスすることで確認できる)によれば、第一条:凡そ以下の標準の一に符合する地区が「城鎮」になる。甲、市人民委員会を設ける地区と県(旗)以上の人民委員会の所在地。乙、常駐人口は2000人以上で、その中で50%以上は非農業人口の居住区。第四条:「城鎮」はさらに「都市」と「集鎮」を区分するものである。中央直轄市と省直轄市は「都市」をし、常駐人口は20,000人以上の人民委員会所在地と商工業地区も「都市」として、そのほかの地区は「集鎮」とするものである(中国語原文:一、凡符合下列标准之一的地区、都是城镇:甲、设置市人民委员会的地区和县(旗)以上人民委员会所在地。乙、常住人口有2000人以上、居民50%以上是非农业人口的居民区。四、城镇可以再区分为城市和集镇。凡中央直辖市、省辖市都列为城市、常住人口在20000人以上的县以上人民委员会所在地和工商业地区也可以列为城市、其他地区都列为集镇)。

<sup>(42)</sup> 変更に制限がない状況とは、以下の通りである。

<sup>(</sup>一) 国家の規定によって、転勤、応募、配置する人員、学生、移動が許可された家族のこと。

<sup>(</sup>二) 退職, 定年, 退学, 休学及び除去され, 免職され, 労働教育が取り除かされ, 刑期をつとめあげた後, 帰る人のこと。

<sup>(</sup>三)農村に身寄りのなく、自力で生活できない人、あるいは別の特殊な情況を持って、必ず都市に、集鎮に転入して、直系血族に身を寄せる人のこと。

<sup>(</sup>四) 正当な理由を持って、必ず小都市から大都市に転入して、直系血族に身を寄せる人のこと。

中国語原文:(一)按照国家规定调动,招收,分配的职工,学生及批准迁移的家属。(二)退职,退休,退学,休学和被清洗,开除,解除劳动教养,劳改释放后必须回家的。(三)在农村无依无靠,不能单独生活,或有其他特殊情况,必须迁往城市,集镇投靠直系亲属的。(四)有正当理由,需要从小城市迁往大城市投靠直系亲属的。

<sup>(43)</sup> 潘·魏, 前掲書, p. 84。

人口が都市に転入する制限としては、少し緩め られたものとなっている。1984年10月13日. 国務院により「農民が集鎮に転入居住すること に関する国務院通知」(44)が公布されたが、次の ように規定されている。すなわち、「凡そ農民 と家族は集鎮で就労し、商売し、サービス業を 行いたいと申請する場合では. 集鎮に固定住所 を持ち、経営能力を持ち、及び長期間にわたり 郷鎮企業、政府付属部門で従業している農村戸 籍人口に対して、公安部門として定住すること を許可する。適時に定住手続きをして、『食糧 自弁戸籍簿』を配布して、非農業戸籍(都市戸 籍)として統計に参入する。食糧部門として, 価格改定の基本食糧と食用油の供給を行うため に.『基本食糧と食用油(価格改定済)供給簿』 を配布する | (中国語原文:凡申请到集镇务工... 经商. 办服务业的农民和家属. 在集镇有固定住 所,有经营能力,或在乡镇企事业单位长期务工 的, 公安部门应准予落常住户口, 及时办理入户 手续, 发给《自理口粮户口簿》, 统计为非农业 人口。粮食部门要做好加价粮油的供应工作,可 发给《加价粮油供应证》),とある。換言すれば, その部分の「非農業戸籍」人口が、「市民」と 違うということである。しかし、その政策(1984 年10月13日)と1980年に公布した政策とを 比較すれば. 専門技術幹部の農村家族に対して だけではなくて、農民全体を対象とするように 変更されたということになる。この時期は、農 民は集鎮には流入が許可され、都市部へは流入 は禁止されたが、それにも、申請という手続き が要求されていたのである。だが、農民は、半 自由移動と半自由定住の権利を獲得した。

同著ではまた、次のようにも説明される。 「実は、農民はただ城鎮労働力の補充のためだ けであって. 正規の就業者ではなく, 城鎮の市 民になることはありえない。農民は集鎮に転入 することが許可されたが、普通の都市 (特に大 都市)は農民に開放していない。次に、農民は 必ず自分で食糧を用意して、集鎮に転入し、集 鎮の政府部門は原則として農民に食糧を供給し ない (供給しても、値上げした価格での食糧) のである。故に、集鎮に転入した農民は集鎮に より提供されるサービスを受けられなかった (当時、食糧供給は最も重要なこと)というも のである。第三に、農民は集鎮に入って、就業 や商売やサービス業をすれば、基本的に露天市 場(45), 小さい店舗, 小さい作業場などの社会 保障のない領域に参入することとなり、重労働 の部類に入る。しかし、社会保障付きの就業進 路、特に国有企業や政府付属部門等が計画的募 集する仕事は依然として農村労働力の採用に対 しては厳しく制限を加える」(46)(中国語原文: 实际上, 进城农民只是作为城镇劳动力的补充, 并不能成为正规就业者, 更不会成为城镇正式居 民。首先, 只允许农民到集镇落户, 而一般的城 市尤其是大城市没有对农民开放。其次,农民必 须自带口粮到集镇落户,集镇原则上不负责供应 (如果供应,则是加价粮)。这就是说,落户集镇 的农民,并不能享受到集镇提供的公共服务(当 时吃饭口粮是第一位的公共服务)。再次,农民 到城镇务工经商办服务业,只能进入农贸市场, 小店铺, 小作坊等非正规市场, 或艰苦劳动工 种,而正规就业单位尤其是国营企事业单位计划 内招工仍然严格限制使用农村劳动力). と述べ

<sup>(44)</sup> 国務院により公布 (1984 年 10 月 13 日)「農民が集鎮に転入居住することに関する国務院通知」(中国語原文: 「国务院关于农民进入集镇落户问题的通知」)。

http://news.xinhuanet.com/zhengfu/20010525/589624.htm

<sup>(45)</sup> 露天市場とは、農民が収穫した穀物、野菜、果物など販売する都市の市場(通常は自由市場と言われている) である。

<sup>(46)</sup> 潘・魏, 前掲書, p. 85。

ている。1984年10月15日、労働人事部と城建 部は、連名で、「国営建築企業は農民を契約制 労働者として採用する件. 及び農村建築隊を使 用する件の暫定法」(47)(1991年7月25日より失 効)を公布した。12月19日、労働人事部により 「交通、鉄道部門、積み卸し運搬作業に対して、 農民交替労働者制度を施行する件、及び請負労 働者を採用することに関する試行法 |<sup>(48)</sup>(1991 年 7月25日より失効) が公布され、1986年5月 8日、鉄道部により「農民交替労働者制度を施 行することに関する暫行規定」<sup>(49)</sup> (2003年6月 17日より失効)が公布された。これら三つの 政策共通点は:(一)募集対象は35歳以下の男 性農民でなければならない。(二)契約期間は 3~5年間で、期限になると農村に戻らなけれ ばいけない。(三)農民としての身分は不変で あり、雇用企業所在の地方政府部門は「値上げ 食糧」を供給し、価格差の分は雇用企業によっ て負担する。(四)農民に提供した仕事は過酷 な肉体労働と危険な仕事である。

この共通点によって、農民が従事する労働と 都市戸籍民が従事する労働が厳格に区別される こととなった。これらの政策では、雇用された 男性農民に都市地域で短期的就労のチャンスを

提供する. 収入は都市戸籍労働者と同じ. とい うことを示している。しかしながら、本質的に 農民の身分が変わっているわけではない。また 社会地位も高まっているわけでもなかった。 1986年7月12日、国務院により「国有企業、 労働者を雇用することに関する暫行規定 | (2001 年10月6日に失効)が公布された。第十二条 は次のように規定している。すなわち、「企業 は労働者を雇用すれば、当然に城鎮の範囲で雇 用するべきだが、もし農村から来た労働者を雇 用すれば、国家により規定したのを除いて、 省、自治区、直轄市の人民政府に申請しなけれ ばならない」(50)(中国語原文:企业招用工人. 应当在城镇招收。需要从农村招收工人时,除国 家规定的以外, 必须报经省, 自治区, 直辖市人 民政府批准).と述べている。潘・魏によれば. 「農民が城鎮に入って、就職や商売やサービス 業をすることは城鎮自身の発展を前提とするこ とで、一旦、農民が都市に入りすぎ、城鎮住民 の就業に影響を与えるようなことがあれば、あ るいは、都市部の政府管理部門は外来労働力を 必要としないと判断する場合は、城鎮の大門は 随時閉鎖になるものである」(51)(中国語原文: 农民进入城镇务工经商办服务业,是以城镇自身

<sup>(47)</sup> 労働人事部と城建部により連合公布 (1984年10月15日)「国営建築企業は農民を契約制労働者として採用する件,及び農村建築隊を使用する件の暫定法」(中国語原文:「国营建筑企业招用农民合同制工人和使用农村建筑队暂行办法」(1991年7月25日より失効)。

http://www.chinalawedu.com/news/1200/23051/23052/23055/2006/3/zh37511556111360024367-0.htm

<sup>(48)</sup> 労働人事部により公布(1984年12月19日)「交通,鉄道部門,積み卸し運搬作業に対して,農民交替労働者制度を施行する件,及び請負労働者を採用することに関する試行法」(中国語原文:「交通,铁路部门装卸搬运作业实行农民轮换工制度和使用承包工试行办法」(1991年7月25日より失効)。

http://www.chinalawedu.com/falvfagui/fg22016/48220.shtml

<sup>(49)</sup> 鉄道部により公布 (1986年5月8日)「農民交替労働者制度を施行することに関する暫行規定」(中国語原文: 「关于实行农民轮换工制度的暂行规定」(2003年6月17日より失効)。

http://www.chnrailway.com/news/2008810/200881017264154044817.shtml

<sup>50)</sup> 国務院により公布 (1986年7月12日) 「国有企業,労働者を雇用することに関する暫行規定」(中国語原文:「国营企业招用工人暂行规定」) (2001年10月6日より失効)。

http://www.chinalawedu.com/news/1200/23051/23052/23055/2006/3/zh20410184317360024700-0.htm

<sup>(51)</sup> 潘・魏, 前掲書, p. 85。

发展需要为前提的。一旦农民进入过多,影响城 镇居民的就业,或城市管理者认为不符合其需要 时,城镇的大门仍然会不时关闭),と述べられ ている。

これらの政策の積極的意義は、1958年から 厳しく施行された戸籍制度及び都市と農村間に 分離された「二元経済構造 | が柔軟になって きたということである。潘・魏の共著では. 「1980年代の末期になって、改革・開放の推進 と商品経済の発展に従って、故郷から離れて、 都市へ出稼ぎに行く農民はますます多くなっ た。特に、長江デルタ、珠江デルタなどの東南 沿海地区では,海外の資本の導入に基づいて, 郷鎮企業も勢いよく発展して、農村部の剰余労 働力に対する需要が表れた。そこで、安徽省、 江西省、四川省などの農民は続々と東南沿海 地区に移動してくるが、『民工潮』(52)が発生し た。『民工潮』の規模が毎年増加して、1988年 に、『民工潮』の人数は3000万人に達した。/ 大規模の『民工潮』が交通運輸と都市管理に圧 力をもたらした。1989年の旧暦新年後、また 3000~4000万人の農民は都市へ出稼ぎに行っ た。……各地区各政府部門は協同した処理を通 じて、農民は闇雲に流出の傾向がある程度にコ ントロールされた。しかし、1990年と1991年 の『民工潮』が依然として 2500 万~ 3000 万人 に達した」(53) (中国語原文:到1980年代后期, 随着改革开放的推进和商品经济的快速发展,越 来越多的农民出远门到外地打工。尤其是长江三 角洲,珠江三角洲等东南沿海地区,在引进外资 的基础上, 乡镇企业发展迅猛, 对农村剩余劳动 力产生了巨大需求。于是,安徽,江西,四川等 地农民陆续跨省流入东南沿海地区,从而产生了"民工潮"。"民工潮"规模一年比一年大。1988年,"民工潮"队伍达到了3000万人。/大规模"民工潮"给交通运输和城市管理造成了巨大压力。1989年春节过后,又有3000万~4000万农民外出打工。……通过各地各部门的共同努力,农民盲目外流的形势得到了一定程度的控制。但是,1990年和1991年的"民工潮"仍然达到2500万~3000万人)。と紹介されている。

1978年12月18日から12月22日にかけて、 「中国共産党第十一期中央委員会第三回全体会 議 | (略称を第11期三中全会という)が北京で 挙行された。この会議は中国の経済面, 社会 面にとって、画期的意義を持つ会議である。更 に、「文化大革命」の時期の政治的経済的事象 が清算され、毛沢東が指名したとされる後継者 「華国鋒 | の失権と「鄧小平 | の権利掌握が確 定した。「解放思想、実事求是」の思想路線が 確立され、これから、党と国家の主な仕事は経 済建設に変更され、「改革・開放」を施行する ことであるということが合意されたのである。 これを契機にして、中国は「鄧小平時代」に入 り、彼は中国社会を15年間支配した。彼は、 尊敬を込めて、「改革・開放の総合デザイナー」 と呼ばれた。1980年代になって、中国における 「経済特区」(54),外資企業が出現する。しかし、 10年余の「改革・開放」は90年代に入って、経 済効果は大きく停滞することとなる。ここにお いて、1992年1月18日から2月21日にかけ て, 鄧小平は武昌市, 深圳市, 珠海市, 上海市 などの地区を巡回・視察し, 重要な講話(南方 講話)が発表された。「中国はもし『改革・開放』

<sup>52 「</sup>民工潮」:この言い方は1980年代後期に出現した。毎年の旧暦正月前後に、都市部へ出稼ぎに行く農民工が帰省して、一家団欒のために、鉄道、自動車道路網の運輸量が大幅に増え、旅客(農民工)が潮のようにどっと押し寄せてきて、大体に一か月ぐらい持続することである。

<sup>(53)</sup> 潘・魏, 前掲書, p. 86。

<sup>54 「</sup>経済特区」: 1980 年代より海外資本の導入に基づき、特別措置が取られる深圳市、厦門市、珠海市、汕頭市の四地区である。

や経済発展をしなければ、国民の生活水準を改 善しなければ、どんな道を歩んでも、絶望の一 本道である。われわれは数十年を無駄にしてし まったが、先の数十年を無駄にしなければ、中 国の様相は全く違うようになるだろう. 無駄に してはいけない. 中国は数十年間貧困であった のだ…… |<sup>(55)</sup>。これは、テレビ報道で公表された 内容である。鄧小平の観点は中国共産党の思想 面の大解放をもたらすこととなった。それを契 機にして、中国経済は対外開放の歩みが加速さ れることとなった。市場経済の発展に大きな可 能性をもたらした。中国の経済建設は新しいペー ジに入った。海外資金と先端技術の導入に従っ て,経済発展は原動力を得,都市部労働力の需 要が大幅に増え、農民工の人数も毎年増えてき た。

## 第3章 農民工の概念と基本構成

## 第1節 農民工の概念

中国国家統計局は、「全国農民工監測調査報告」という報告書を公表し、農民工の基礎的データの整理を行っている。「全国農民工監測調査報告」によれば、「全国農民工の規模、移動、分布、就業、収入・支出、生活及び社会保障などの情況を正確に把握するために、2008年に中国国家統計局により『農民工監視測定調査制度』が構築され、農民工の輸出地域(出稼ぎ先)で監視測定調査が行われている。調査範囲は、全国の31カ省(自治区、直轄市)の農村地域であり、1527カ県(区)に8930カ村と23.5万人の農村労働力を調査対象としている。訪問調査の形式を採用しており、四半期ごとに

調査を行っている」<sup>(56)</sup> (中国語原文: 为准确反映全国农民工规模,流向,分布,就业,收支,生活和社会保障等情况,国家统计局 2008 年建立农民工监测调查制度,在农民工输出地开展监测调查。调查范围是全国 31 个省(自治区,直辖市)的农村地域,在 1527 个调查县(区)抽选了 8930 个村和 23.5 万名农村劳动力作为调查样本。采用入户访问调查的形式,按季度进行调查),と述べている。

また、「農民工とは戸籍が依然として農村戸籍であり、地元で非農業に従事し、あるいは外出(戸籍地を離れること)して、期間が6カ月を超えて、就職する労働者のことである」(57)(中国語原文:农民工:指户籍仍在农村、在本地从事非农产业或外出从业6个月及以上的劳动者)という定義が付与されている。農民工は1980年代に計画経済から市場経済に転換する際に、中国の工業化の進行過程を速めることを目的として生み出された特殊な身分と把握されている。

通常の都市労働者と異なり、農民工は農村戸籍を持っているが、その戸籍の存在のために、農民工は、都市社会及び都市工業労働者の中に溶け込むことが妨げられている。更に、都市住民向けの一連の教育・医療サービスといった福祉制度から排斥されるという場合もある。農民工は農地から離れ、更に居住地から離れて、都市での労働に従事し、農業で得られる収入よりも高い収入を得ると同時に、農業に従事する農民との間に隔たりが生じ始め、その距離(職業としての農民ではないが、社会的な身分としては農民である)はますます拡大している。そのため、農民工は遊離状態あるいは瀬戸際に立っており、農民ではない、都市住民ではないとい

<sup>(55)</sup> ビデオ記録は、http://v.ku6.com/show/mxJAZIe0eXuVbZZd.html にアクセスすることで確認できる。

<sup>56</sup> 中国国家統計局より公表(2014年5月12日)「2013年全国農民工監測調査報告」。http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201405/t20140512\_551585.html

<sup>(57)</sup> 同上。

う状態にある。

#### 第2節 農民工の基本構成

#### A. 第一世代農民工

「報告書」では、「『第一世代農民工』とは 1979 年以前に生まれた農民工のことである」 (58) (中国語原文:老一代农民工:指 1980 年以前出生的农民工),と定義されている。1978 年に、農業改革が施行され、中国における社会主義計画経済体制で農村の象徴的な存在であった「人民公社」(1984 年をピークとして、ほぼ全面的に解体された。例外的に1~2の人民公社が今でも機能している)が解体され、「農家生産請負制」が導入された。その生産方式の変化は農村生活に劇的変化をもたらした。

1984年には、25年間続いた都市と農村の「二元戸籍制度」が柔軟になってきたということである。1984年10月13日、「農民が集鎮に転入居住することに関する通知」の公布に従って、農民は自分で資金を調達することと価格改訂済食糧を購買して、集鎮で就労することが許された。更に、中央政府は一連の新しい政策を立てた。この時期の労働力移動は萌芽段階であり、規模が比較的小さく、移動範囲も比較的小さいものであった。1980年代になって、東部沿海地域の農村における労働力を吸収するための組織としての「郷鎮企業」が登場し、農村内の非

農業として一時脚光を浴びた。1992年に、鄧小平の「南方講話」に基づいて、「改革・開放」の堅持と経済成長の加速を呼び掛け、加えて、1993年には農産物の「統一購入・統一販売(統購・統銷)」<sup>(59)</sup>も廃止され、全国各地の農民は農村から都市へ、あるいは内陸部から沿海部へと移動し、移動範囲は拡大し、労働人口にも増加がみられた。この時期の農民工は「第一世代農民工」と呼ばれている。

## B. 第二世代農民工

「2013 年全国農民工監測調査報告」では、「第 二世代農民工」の概念が確定された。すなわち、 「『第二世代農民工』とは1980年以降に生まれ た農民工である」(60)(中国語原文:新生代农民 工:指1980年及以后出生的农民工). と。「第 二世代農民工 | は二部分で構成されている。す なわち、一部分は、既に都市にいる「第一世代 農民工」の子供として生まれてきた人のことで ある。これらの子供は農村部で生まれて、ある いは都市部で生まれて、あるいは親のそばで成 長して、あるいは戸籍地で成長して、都市部で 就労している人々である。次の部分の「第二世 代農民工」は、彼らの親は農村で生活・労働し ており、「第一世代農民工」ではない。彼らは 学校を卒業したあと、都市部へ移動したもので ある, 同様に「第二世代農民工」と呼ばれる。

<sup>(58)</sup> 同上。

<sup>59 「1953</sup> 年 11 月、統一購入・統一販売(統購・統銷)が設けられ、農産物の自由市場が消滅した。「5 カ年計画」によって重工業化を推進すれば都市人口の増大が見込まれたが、その生活、特に食糧を確保することは重工業育成の主要な条件であり、ただし、農産物は流通の統制だけでは、十分に管理することができず、したがって、重工業労働者が必要とする十分な量の食糧を確保できなかった。政府の課題は増加する工業労働者に十分な食糧を安価に供給することだったが、もともと食糧が不足気味なうえ、自作農となっている農民にとっては、安い価格で「統購」に応じるインセンティブがなかった。」

<sup>——</sup>植村高久(2011年)「「社会主義市場経済」と改革開放」菅原陽心編著『中国社会主義市場経済の現在——中国における市場経済化の進展に関する理論的実証的分析』御茶の水書房 p. 47。

<sup>(60)</sup> 中国国家統計局より公表 (2014年5月12日)「2013年全国農民工監測調査報告」。http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201405/t20140512\_551585.html

表 1 農民工規模(人数単位:万人)

年次	2008年	2009 年	2010年	2011年	2012 年	2013年	2014年	2015 年
農民工人数	22542	22978	24223	25278	26261	26894	27395	27747

資料: 2009~15年毎年の『全国農民工監測調査報告』のデータを基に作成

表 2 第二世代農民工規模(人数単位:万人)

年次	2009 年	2010年	2011 年	2012 年	2013 年	2014年	2015 年
第二世代(30歳以下)農民工人数	14154	10270.6	9858	9664	12532.6	9232.1	9128.8
第二世代(30歳以下)農民工比率	61.6%	42.4%	39.0%	36.8%	46.6%	33.7%	32.9%

資料: 2009~15年毎年の『全国農民工監測調査報告』のデータにより筆者作成

中国国家統計局は単に時間を基準として,1980年以降に生まれさえすれば,農村部で生まれたとしても,都市部で生まれたとしても,皆「第二世代農民工」と呼ばれると定義するのである。

一般的に「第二世代農民工」の多くは、農村部において教育を受け、中学校あるいは高校を卒業した後、都市に入り、自営もしくは労働報酬によって生計をたてている。基本的には農作業の経験がなく、「農業」、「農民」、「田畑」に対して、あまり多くのことを知らない。そのため、農業や農村部に対しては希薄な感情しか持っていないが、その一方で、彼らは都市の住民と打ち解けて、付き合うことを渇望している。年齢層別に見ると概ね20~30歳代である。「第二世代農民工」は現在においては、中国農民工の主体になっている(表1、表2参照)。

#### 第4章 無地農民と失地農民

## 第1節 田畑分配政策と無地農民

1976年に、「文化大革命」が終焉を迎えたがなお、中国国内の情勢は動揺して不安定であった。

1978年12月前後に挙行された「第十一期三中全会」の中心的テーマは、今後、「階級闘争」から「経済建設」に指導方針を転換すること、「改革・開放」路線を採用し、中国に固有の特色を持つ「社会主義市場経済」の建設を進めることであった。中国の改革は、農村改革から開始されたのである。農村面の改革では、「農家生産請負制」が毛沢東時代の「農村人民公社」(集団生産労働制、集団所有制、1958年開始)に取って代わった。

1980年5月31日, 鄧小平が公の席上で「農家生産請負制」について肯定的に言及した。

1982年1月1日,中央政府によって「全国農村工作会議紀要」<sup>(61)</sup>(当年の中央1号文書)が公布され、「農家生産請負制」が施行された。直ちに、中国全農土の規模で新たに田畑が分配され、「農村第一次田畑分配」と呼ばれた。1984年になって、各地で、続々と田畑の分配が終わり、全国で「農家生産請負制」が施行された。

1984年1月1日,中央政府は「1984年農村 における工作任務についての通知」<sup>(62)</sup>(当年の

<sup>(61)</sup> 中央政府より公布(1982年1月1日)「全国農村工作会議紀要」(中国語原文:「全国农村工作会议纪要」(当年の中央1号文書)。

http://www.china.com.cn/aboutchina/data/zgncggkf30n/2008-04/09/content 14684460.htm

中央1号文書)を公布して、田畑の請負期間は 15年間に定めた。その時点で、一部の農村の 郷政府は将来の田畑調整のために、前もって用 意した田畑を確保しており、それは「機動地」 と呼ばれる。この部分の田畑は農民に分配せ ず、郷政府あるいは村政府により経営されてお り、収入は地方の政府財政に納める。所在地の 人口が増えると、15歳になった農村人口に生 産請負地として分配するのである。「機動地」 は分配してしまえば、それから後に生まれる 人々は請負の田畑が獲得できないという基本的 矛盾を抱えていた。そこで、「第一次田畑分配」 後に生まれた一部分の新生児たちは、15歳ま での義務教育終了時点で一人前の成人農民とな るが、同時に、中国の最初の「無地農民」(田 畑なし農民)になった。

農村における改革とともに、1979年から中国政府は「計画出産」(63)政策を施行した。中華人民共和国成立の初期には、出産を制限する政策がなく、夫婦は何人もの子供を産むことが自由であった(毛沢東の思想は、人口が多いと、パワーが強くなること)。1950、60年代に生まれた中国人は、都市部でも、農村部でも、殆ど兄弟が四人、五人で、更に、七人、八人である。しかし、二十世紀60年代初期に三年間の大飢饉が発生した後は、中国の人口は増える一方であった。1953年、第一次国勢調査のデータによれば、当時の中国の人口数は6億193万人(64)であり、1964年、第二次国勢調査のデー

タによれば、当時の中国の人口数は7億 2307万人 $^{(65)}$ である。1949年頃に5億 4167万人 $^{(66)}$ であり、1979年に至って、人口数は既に9億 7542万人 $^{(67)}$ に達した。

1980年9月、中国共産党中央委員会は挙行 していた「第五期全国人民代表大会第三回会議 | に、人口の少ない少数民族地区以外では、夫婦 が一人の子供を産むことを提唱し、できるだけ 早く人口の増加率を抑えることを政策として決 定した。翌年、「第五期全国人民代表大会第四 回会議」に提出して、今後の人口政策が「人口 数を制御し、国民の体質を高めること」である とした。その主要な内容は以下の通りである。 都市部に住んでいる市民は夫婦一組に対して. 子供を一人しか産んではいけない。農村部にお いて、もし一番目の子が女の子で、更に、夫婦 両方が農村戸籍を持っていれば. 二番目の子を 産むことが可能. しかし. 二番目の子は男の子 であるか女の子であるかにかかわりなく、三番 目の子を絶対に産んではいけないとされる。と ころが、封建思想の残留があり、中国には数千 年以来の男尊女卑のイデオロギーが依然として 存在している。特に、多くの農村家庭はどんな 代価を払ってでも、男の子を産んだことで終わ りとする。「人口政策」に違反する家庭に対し て. もし母親は妊娠期に発見されたら. 病院に 送られ、妊娠中絶が強行される。発見されない 場合は、あるいは、原(戸)籍地から離れ、逃 げ回って産んだ新生児に対しては、「社会扶養

<sup>62</sup> 中央政府より(1984年1月1日)「1984年農村における工作任務についての通知」(中国語原文:「关于1984年农村工作的通知」)(当年の中央1号文書)。

http://www.china.com.cn/aboutchina/data/zgncggkf30n/2008-04/09/content\_14685167.htm

<sup>(63) 1972</sup> 年頃に、中央政府は「計画出産」を提案して、一部の都市の政府機関と国有企業は真っ先に施行された。 1979 年から、全土へ速く広げる。

<sup>(64)</sup> 国家統計局編(1982年)『中国統計年鑑 1981』中国統計出版社 p. 93。

<sup>(65)</sup> 同上, p. 93。

<sup>(66)</sup> 同上, p. 95。

<sup>(67)</sup> 同上, p. 95。

費」<sup>(68)</sup>(実は罰金)を支払わなければいけない。その費用については、各省、市、区政府は地元の平均所得によって定められる。「社会扶養費」を払うことで、中華人民共和国の(農村、都市)戸籍が獲得できるが、払わなければ、中国の国民(公民)として認められない、こうして生まれた子供たちは「黒孩子」と呼ばれる。その理由は、第二子以降の出生届けは処罰の対象となるので、(農村、都市)戸籍の登録ができない存在となり、学校教育や医療などの一連の行政サービスを受けることはできないようになる。農村においては、戸籍外人口は請負田畑が獲得できないという結果となる。

以下の写真は中国の農村各地での人口政策の スローガンであり、これらの写真を見ると、中 国人口政策の非人性が分かると思う。



(写真 1)

出典: http://image.baidu.com より引用。

「一人超生、全村结扎」というのは、「村では一 人の女性が制限を超えて産んだならば、全村の 出産可能年齢の女性は卵管結紮術を受けなけれ ばならない」という意味である。



(写真2)

出典:(写真1)に同じ。

「一胎上环, 二胎结扎, 超怀又引又扎, 超生又 扎又罚」というのは, 「女性は一人子を産んだ 後, 避妊リングを使う。二人子を産んだ後, 結 紮術を受ける。女性は制限数以上の赤ちゃんを 妊娠した場合, 人工的に流産させられた後で, 強制的に結紮術を受けさせられる。制限数以上 子供を産んだ場合, 強制的にその女性に結紮術 をして, 且つ罰する」という意味である。



(写真3)

出典:(写真1)に同じ。

<sup>(68) 「</sup>社会扶養費」の納付金は昨年度に夫婦両方の年収に基づいて計算し、一般に、年収の2倍から8倍まで徴収する。土地によって違うものである。

「该环不环,该扎不扎,见了就抓」というのは、「避妊リングを使うはずの女性は使わなければ、結紮術を受けるはずの女性は受けなければ、発見されると、捕まえられる」という意味である。



(写真 4)

出典:(写真1) に同じ。

「外出的叫回来, 隐瞒的挖出来, 计划外怀孕的 坚决引下来, 该扎的坚决拿下来」というのは, 「原籍地以外に逃げた制限数オーバーの妊娠者 を呼び戻し, 地元で密かに制限数以上の赤ちゃ んを妊娠する女性を掘り出し, 制限数以上の胎 児に対して, 断固として堕ろし, 結紮術を受け るはずの女性に対して, 断固として遂行する」 という意味である。



(写真5)

出典:(写真1) に同じ。

「今日逃避计生政策外出, 明日回家一切财产全

无」というのは、「今日は人口政策を逃避するために離れて、明日は家に戻ると、全ての財産がなくなる(罰金を課される) |という意味である。



(写真 6)

出典:(写真1)に同じ。

「超生,多生,倾家荡产」というのは,「制限数以上子供を産み,子供を多く産めば,その家の財産は傾いてしまう」という意味である。



(写真7)

出典:(写真1) に同じ。

「引下来、流下来、就是不能生下来」というのは、「初期中絶をしよう。中期中絶をしよう。 絶対に出産していけない。「新德五队\*\*\*\* \*\*夫妇妨碍依法计生公务被公安局拘留」という意味は、新徳(村)第五生産隊の\*\*\*\* \*夫婦は人口政策に違反した。且つ法に違反したので、警察署(公安)に拘留された」という 意味である。



(写真 8)

出典:(写真1) に同じ。

「举报计划外怀孕, 生育行为的给予重奖」というのは,「政府は人口政策に違反する妊娠, 出産のことを密告する人に大金の報奨金を与える」という意味である。



(写真9)

出典: (写真1) に同じ。

「宁可血流成河,不准超生一个」というのは、「たとえ(中絶手術によって)河の流れのように出血が止まらなくても、もう一人の子供を産んではいけない」という意味である。

1997年になって、「農村第一次田畑分配」の 請負は期限(15年間)を迎えた。第二次田畑分 配の時期になった。中央政府は「中共中央弁公 庁, 国務院弁公庁, 農村田畑請負関係を一層安 定し、完全なものにすることに関する通知 | (69) (1997 第16号文書) を公布した。第二条の要 旨は:第一次田畑の請負に基づいて、次の請負 期間は30年に延長される。更に、できるだけ 大多数の農民は以前から請け負っている田畑を 安定させる。昔の請負田畑を回収して、新たに 田畑を分配してはいけないことが規定されてい る。農民と田畑分配の間にトラブルが起こる場 合,「安定大事,僅かに調整」の原則に基づい て、個別の農民の間で、小さい田畑範囲に調整 することは可能とされている。すなわち、すべ ての前提は「安定」である。ところが、局部の 田畑調整でも、中央政府はルールを定めた。全 村の範囲に新たに田畑を再分配することは禁止 されていた。第四条の要旨は:しっかりと「機 動地」を制御して、しっかりと管理すること。 また「機動地」を用意していない農村に対し て,「機動地」を用意しないで,将来,農民と 田畑間のトラブルを解決する場合に,「安定大 事. 僅かに調整 | の原則に基づいて. 農民の間 に個別に調整する。既に「機動地」を用意した 農村に対して、「機動地」の面積は、村の田畑 総面積の5%以下でコントロールされていなけ ればならない。それに、機動地の活用は、農民 と田畑間のトラブルを解決することにのみ限ら れる。オーバーした部分は、公平の原則に基づ いて農民に分配される。国家は「機動地」の比 率を厳しく制御する。地方政府は随意に機動地 の面積を拡大して、将来に、この部分の機動地

<sup>(69)</sup> 中央政府より公布(1997年8月27日)「中共中央弁公庁、国務院弁公庁、農村田畑請負関係を一層安定し、 完全なものにすることに関する通知」(中国語原文:「中共中央办公厅、国务院办公厅关于进一步稳定和完善农村 土地承包关系的通知。

http://cpc.people.com.cn/GB/64162/71380/71382/71481/4854255.html

が国家に収用されれば、資金が流入する。あるいは賃貸されたら、収益が地方(村、郷、鎮) 政府に納められて収益となる。こうなれば、極めて農民の利益を損なうことになる。だから、 政府は前もって用意する「機動地」に厳しく制限を課す。その規定は既に田畑を獲得した農民の利益をよく保証したが、しかし、最初から田畑を獲得していない農民の利益は考慮されてはいない。「安定大事、僅かに調整」の原則によって、1997年以前の「無地農民」は全く田畑を獲得できない。更に、1997年以降に生まれた農村人口は田畑をもらえない可能性がもっと高くなる。なぜならば、2000年以降、中国における都市化建設を速め、農村の田畑は大量に収用されてしまったからである。

2003年3月1日に、「中華人民共和国農村田 畑請負法」が施行された。「第28条:以下の田 畑は請負田畑の調整に適用し、あるいは新たに 生まれた人口は請け負う。(一)集団経済組織 (村、郷) は法により前もって用意した「機動 地」。(二) 法により開墾などの方式によって増 加した耕地。(三)請け負う方(農民)は法に より、自ら返却を希望する田畑」(70)(中国語原 文:第二十八条下列土地应当用于调整承包土地 或者承包给新增人口:(一)集体经济组织依法 预留的机动地。(二)通过依法开垦等方式增加的。 (三)承包方依法, 自愿交回的), と。ところが, 「機動地」に対して、すべての村が前以て「機 動地」を用意したわけではなかった。それに、 「機動地」を用意しても、面積も小さく、全く 足りないのである。「開墾」に対しては、1960 年代以降、中国の人口は急速に増加した。耕作できる耕地は既に使用され、そのうえ、荒地を開墾するとしても、1984年に公布された中央1号文書の第八条によれば、荒れた山や、荒れた河岸に植物を植えることは、必ず国家あるいは集団(村、郷)により定めて、個人が随意に荒地を開墾し、耕作することは禁止されている。「返却」に対しては、少数の農民は都市で住宅を買って、生活していたとしても、あるいは大学卒業の学歴を持つ農村戸籍の人が都市で就職したとしても、数年後、各省、市地方政府の規定に基づいて、都市戸籍に変更したとしても、農村から離れる農民は田畑を返却していなかったのである。なぜならば、法律の実行が厳しくなかったからである。

1949年、中華人民共和国の成立以降、1950 年に公布、1987年に廃止された「中華人民共 和国田畑改革法」に基づいて、「第一条:地主 階級による封建的搾取の基盤であった田畑所 有制を排除し、農民的土地所有制を施行する ……」(71) (中国語原文:第一条:废除地主阶级 封建剥削的土地所有制, 实行农民的土地所有制 ……)とし、事実上の農民田畑私有制を樹立し た。しかし、1953年12月16日に、中央政府 は「中共中央、農業生産合作社の発展について の決議 | (72)を公布し、農民が所有している田畑 の一部を集団に拠出させて, 集団による所有制 とする体制づくりを進めることとなった。それ から、1956年6月30日に、中央政府は「高級 農業生産合作社の模範規則」(73)を公布し、農民 がすべての私有田畑と役畜、大型の農具などの

<sup>(70)</sup> 中央政府より公布 (2003年3月1日施行)「中華人民共和国農村田畑請負法」。http://news.xinhuanet.com/zhengfu/2002-08/30/content 543847.htm

<sup>(71)</sup> 中央政府より1950年に公布,1987年に廃止「中華人民共和国田畑改革法」(中国語原文:「中华人民共和国土地改革法」。

http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/10/content\_4246.htm

<sup>(72)</sup> 中央政府より公布 (1953 年 12 月 16 日)「中共中央、農業生産合作社の発展についての決議」(中国語原文:「中共中央关于发展农业生产合作社的決议」。http://www.360doc.com/content/11/1220/15/6086479\_173640374.shtml

生産資材が農業生産合作社により所有に換えら れることになった。農村の改革以降、1982年 に公布した「全国農村工作会議紀要 |によって. 農村の田畑の公有制が明確に規定され、1986年 6月25日に、法律条文として、「中華人民共和 国田畑管理法 | (74) に明記され、正式に新しい農 村田畑所有制度が確立された。第十二条の主旨 は、集団所有また国有田畑が請負対象となるこ と。且つその田畑の請負経営権(使用権)が保 護されることである。一方、「中華人民共和国 農村田畑請負法」の第十五条によれば、「農家 生産請負の請負方法は集団経済組織の農家であ ること」(中国語原文:第十五条:家庭承包的 承包方是本集体经济组织的农户)という規定に 基づいて、亡くなった農民の田畑はすぐには回 収されることはなく、この農家の成員が耕作し 続けることも可能であった。このように、農家 の成員が全員亡くなるまで、田畑が回収される ことはない。このようにして、「無地農民」は自 分の両親が亡くなった後になって始めて、田畑 耕作権を相続によって獲得できる。そこには、 但し、請負期限以内という条件が存在している。

政策の原因によってもたらされた「無地農民」は1980年代に出現したものである。それに、時間とともに人数はますます膨大になる。例えば、新聞報道では、「安徽省阜陽市では228万人の外出農民工の中で、田畑なし農民工は60

万人いる。今後,毎年10万人の『無地農民』 が社会に入ることになる「<sup>(75)</sup>、と報じている。

中国国家統計局は2016年4月28日に「2015年全国農民工監測調査報告」を公表した。この報告によって、中国における農民工人数が次第に増えており、2015年末に至って、中国の農民工人数は2億7747万人(76)に達したと記述される。もし阜陽市の田畑なし農民工比率によって、推算すれば、中国における田畑なし農民工の人数は7300万人を少し超えるという推定になる。在農村の「無地農民」の人数はそれよりずっと多い。彼らはたとえ15歳以上となっても、成年農民の権利である請け負い農地の分配対象とはされてはいない。

「無地農民」の問題を通じて分かるように、「農家生産請負制」と「中華人民共和国農村田畑請負法」(関連の政策を含む)は既に経済発展の要求に適応できない状況となっている。故に、仮に改革されなければ、中国は新たに田畑を平均分与するとしても、「田畑なし農民」と「田畑を持つ市民」(農民が都市戸籍を得た場合のこと)の矛盾を解決できない可能性がある。しかし、農村田畑の分配が既に均衡を失う状況に基づいて、請負期限を延ばし続ければ、中国における「無地農民」はますます増加し、彼らは極めて貧困の苦境に陥ることが予想される。将来、量的変化が質的変化を導くと考えるとすれ

<sup>(73)</sup> 中央政府より公布(1956年6月30日)「高級農業生産合作社の模範規則」(中国語原文:「高级农业生产合作社のでででである。) (1956年6月30日) (1956年6月50日) (1956年6月30日) (1956年6月50日) (1956年6月30日) (1956年6月30日) (1956年6月30日) (1956年6月50日) (1956年6月6日) (1956年6月6

http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/10/content\_4304.htm

<sup>(74)</sup> 全国人民代表大会常務委員会より公布(1986年6月25日)「中華人民共和国田畑管理法」(中国語原文:「中 华人民共和国土地管理法」)。

http://www.law-lib.com/law/law\_view.asp?id=95348

<sup>(75) 「</sup>無地農民工:到達できた現在, 見えてこない未来」(中国語原文:「"无地农民工": 抓得到的现在, 看不见的未来」)「経済参考報」(2009年10月19日)第 A07版。

http://dz.jjckb.cn/www/pages/jjckb/html/2009-10/19/node\_16.htm にアクセスすることで確認できる。

<sup>(76)</sup> 中国国家統計局より公表(2016年4月28日)「2015年全国農民工監測調査報告」。

http://www.gov.cn/xinwen/2016-04/28/content\_5068727.htm

ば、必ず社会衝突を引き起こすと想定される。

## 第2節 農地未分配と農地取り上げ問題に関 する現地調査

遼寧省遼陽市宏偉区東八里村には997所帯が 生活している。農村戸籍人口は2326人で、田 畑が合計で2400ムー(1ムーは約6.67アール)、 1人当たり0.9ムー(約600m²)である。2001 年頃にこの村が第二次田畑分配した後、生後新 たに15歳に達した人口は、誰も各自の請負農地 を獲得することはできなかった。更に、別のと ころから嫁いできた女性(農村戸籍)も田畑を 獲得していなかったが、この村には無地農民数 が合計で1010人も存在することになった。

遼寧省庄河市大営鎮大営村には807所帯の家族が生活している。農村戸籍人口は4100人,田畑は6000ムーで、15歳以上の労働人口1人当たりの農地面積は2ムー(約1333.33m²)である。1998年から99年にかけてこの村でも第二次田畑分配が行われた。第二次請負農地期間開始後、調査時点までの新生児数に他村からの姻婚に由来する女性の農村戸籍取得者の増加人口合計は1400人に達する。しかしながら、彼らは耕作すべき田畑を請負うことは不可能の状態のままであり、ここにも農地問題の公平さの毀損現象が発生しているのである。

遼寧省大連市旅順口区長城鎮大房身村の場合を検討しよう。家族数は全部で721 所帯ある。農村戸籍人口は1725 人、田畑が2800 ムー、15歳以上の労働人口1人当たりの田畑面積は1.5ムー(約1000m²)である。1998年前後には第二次田畑分配が完了した。その後の人口変化を見れば、新生児によるものと嫁入り人口の合計でみると246人にのぼり、彼らは調査時点における無地農民を形成していた。

遼寧省大連市旅順口区三澗堡鎮韓家村には

1138 所帯の家族が生活している。農村戸籍人口は2628 人、田畑の面積は4469 ムーで、15 歳以上の労働人口1 人当たり1.5 ムー(約1000m²)である。2001 年前後には第二次田畑分配が完了した。その後の人口変化を見れば、新生児によるものと嫁入り人口の合計でみると106 人にのぼり、彼らは調査時点における無地農民を形成していた。

遼寧省大連市旅順口区鉄山鎮王家村には 447 所帯の家族が生活している。農村戸籍人口は 1366 人,田畑面積は 1800 ムーで,15 歳以上の 労働人口1 人当たり 1.5 ムー(約 1000m²)で ある。1997 年前後には第二次田畑分配が完了した。その後の人口変化を見れば,新生児によるものと嫁入り人口の合計でみると 224 人にの ぼり,彼らは調査時点における無地農民を形成していた。

遼寧省大連市旅順口区江西鎮には三つの村が 存在している。方家村、大潘家村、高家村であ る。1992年には、江西鎮は旅順経済開発区(77) (地域) に分割・繰り入れとなった。これを契 機として、この鎮は都市化の建設段階に突入す ることになる。域内の田畑は徐々にではある が、地方政府に収用され始めた。農民は次第 に田畑に代表される生産手段喪失プロセスに移 行する。農業生産は日増しに衰退の様子を現出 し始める。2007年に至って、方家村域内の田 畑が全て収用され、農業生産は全面的に停止し た。農民たちが居住をしていた平屋はすべて取 り壊された。その後に建設された高層建物集合 住宅が地方政府により、代替住居として提供さ れ、農民たちはそこに入居することとなる。更 に、僅かばかりの補償金が提供された。しかし ながら、戸籍制度の観点から見れば、依然とし て農村戸籍のままである。

大潘家村と高家村のケースの検討に入ろう。

<sup>(77)</sup> 経済開発区:国家より区域をしきり定めて、必要なインフラを建設して、集中して企業を作る。

年次	農家数	人口数(人)	田畑面積(ムー)	年次	農家数	人口数(人)	田畑面積(ムー)
1990年	349		1842	2001年	517	1401	368
1991 年	354	1139	1838	2002 年	503	1362	304
1992 年	368	1171	1758	2003年	496	1363	275
1993 年	397	1224	1158	2004 年	491	1343	247
1994 年			1017	2005年	491	1332	81
1995 年	430	1244	993	2006年	490	1334	24
1996 年	440	1280	971	2007年	488	1337	0
1997 年	451	1301	842	2008 年	488	1337	
1998 年	462	1327	1122	2009年	519	1390	
1999 年	467	1327	764	2010年	544	1405	
2000 年	470	1324	516	2011年	568	1694	

表3 方家村所帯数、人口数、田畑面積の変化

資料: 陈仁政など編著 (2013年)『方家村志』遼寧民族出版社, p. 119, p. 120, p. 199 のデータを基に作成。

結論から言えば、この二村の情況は方家村の場合に酷似している。大潘家村には380所帯の家族が生活している。農村戸籍人口は約950人、1992年以前の田畑面積は1800ムー(約1200000.6m²)であった。他方、高家村の場合は550所帯の家族が暮らしている。農村戸籍人口は約1300人、1992年以前の田畑面積は2500ムー(約1666667.5m²)であった。

これらの調査結果のデータを方家村のケースを 例にとり、時系列で示すと、表3のようになる。 統計が採取できなかった項目は――で示している。 中国においては戸籍制度の存在のために、農 村では以前住んでいた平屋を取り壊されても、 農産物や樹木といったグリーンの部分をすべて 消去し、更には、アスファルトと煉瓦で舗装さ れた道路へと変化し、都市部のようにビルや団 地で高層ビル密集地域へと都市化変貌を遂げた としても、農民はやはり農民である。身分は依 然として変わらない、彼らは都市戸籍に付随し ている様々な福利厚生の恩恵を享受できないま

まなのである。本質的には、耕作地を収用さ れ、家を喪失し、僅かのお金を補償金の名目 でもらっただけの農民なのである。ところが、 この場合は、僅かばかりの補償金でも、もらえ たという事実だけで幸運の部類に属する。李昌 平は次のように論じる。すなわち、「1997年以 降の数年間に、……『開発区』を建設すること と『都市』を経営することはその時期に経済発 展の主旋律になった。……一方では投資の急速 な成長であり、……他方では失地農民の補償を 着実に遂行しないのであり、数千万人の農民は 田畑を失って且つ失業してしまった」(78)(中国 語原文:1997年后的几年内, ……"开发区建 设和经营城市"成为这个时期经济发展的主旋 律。……一方面是投资高速增长, ……另一方面 是农民失地补偿不到位,造成数千万人失地又失 业)、と紹介される。失地農民が農村都市化の プロセスで創出された。補償金も支給されない。 農業という生業もなくなった。就業機会がない ので失業者となる。農村は開発ブームの投機的

<sup>(78)</sup> 李昌平(2009年)『大气候——李昌平直言「三农」』陕西人民出版社 p. 95。

村名	遼陽市 東八里	庄河市 大営村	大連市 大房身村	大連市 韓家村	大連市 王家村
農村戸籍人口(人)	2326	4100	1725	2628	1366
一人当たり田畑面積(ムー)	0.9	2	1.5	1.5	1.5
田畑なし農民人口(人)	1010	1400	246	100	224
田畑なし農民人口の比列(%)	43.4%	34.1%	14.3%	3.8%	16.4%

表 4 遼寧省地域に無地農民の統計

資料:筆者の聞き取り調査を基に作成

利潤追求の場と化したのである、と。この規模は、数百万人の単位ではない。数千万人の単位で発生したのである。と。

中国全土と比較して遼寧省の特徴を見てみよう。五つの村の無地農民のデータを通じていえることは、表4で明らかなように、遼寧省は無地農民の比率がかなり高いということである。平均で22.4%である。現在まで、無地農民については、国家統計局は統計を公表するには至っていない。ただ研究者たちの現地調査記録が残されているだけである。

「三農」経済学者として著名な李昌平の調査統計によれば、「中国の貴州省では既に25%の無地農民が現れた」(79)(中国語原文:在贵州已经有了25%的"无地农民"),と指摘されている。同著ではまた、「中国の農村における田畑分配制度は30年間の変遷を経た。結果は、農民の獲得した田畑でみれば、極端な不平等分配が発生したことである。多くの地方で20%~30%の無地農民が現れた」(80)(中国語原文:农村经过30年土地制度演化之后,农民占有土地已经极不平均、并且不少地方出现了20%~30%的"无地农民"),と述べている。

田畑が収用された農民を調査してみて、新しい 事実が判明した。それは世代間の心理的な差異で ある。60歳以上の農民は、もし田畑が収用され、 適当な補償金が獲得できさえすれば、彼らは収 用してほしいと言った。農業生産は彼らにとって ますます体力が思うに任せないので、補償金をも らって、切り詰めた暮らしをし、自分の子供から の援助が期待できるのであれば、余生を過ごせる。

40歳以下の若い農民の考えは、補償金を取得できても、彼らは自分で請け負う田畑が収用されたくはない。彼らは現在、従事しているのが非農産業、あるいは都市で就労しているが、将来、何をすればよいかまた、収入はどうなるのかが分からないので、若い農民は自分の田畑を自分の唯一の不確定な未来に対する安定的な保障と考えていたのである。

#### 調查事例 1 (2015年6月)

遼寧省遼陽市宏偉区東八里村の孫氏家族は、 世帯主(2015年)が66歳,妻が64歳である。 家族成員は息子3人と孫3人がいる。息子3人は 15歳の大人・農業人口に達した以後,出稼ぎ労 働者となり,遼陽市の都市部で生活を開始した。 世帯主孫氏は定年になる前は東八里村委員会の 幹部(支部書記)であった。率直な性格であり、 媚び諂わないので、たびたび上司および同僚と衝 突があり、結局、60歳の定年退職年齢の前で、 その職を辞めざるをえなくなった。毎月村委員会 から少しの生活費を支給されるという条件で、実

<sup>(79)</sup> 同上, p. 100。

<sup>(80)</sup> 同上, p. 117。

家に帰った。孫氏と様々な話題で話し合う中で、 彼の家庭状況を理解することができた。また、東 八里村の現在の諸問題を諒解することもできた。

東八里村は遼陽市周辺に位置している。バス で遼陽市中心部まで20分しかかからない。中国 都市化政策の推進のために、四年前に、この村 全体で十分の一の田畑(240ムー)が収用され た。その頃の言い訳は、マンションの建設であっ た。不動産開発業者がその240ムーの農地を買 い取った。孫氏の家庭請負田畑は収用された十 分の一の地区内に立地していた。夫婦に息子3 人を加える田畑は5ムー未満だった。田畑補償 金は合計で30万元であった。その時点では、孫 氏と家族たちは田畑を失うことに対しての失望 があまり顕著にならなかった。なぜなら、息子 3人と家族は都市部で生活していて、農業に従 事しているのは両親だけであった。加齢と共に. 耕作に対する体力が減衰した。更に、補償金を 獲得して、心に余裕を持ったと語ってくれた。

しかし、この三年間の間で、孫氏夫婦の長男 はガス中毒で、次男は交通事故で亡くなること になる。長男は亡くなる前には既に離婚してい た。子供は裁判所の決定で、父親の養育権が確 定していた。父親がガス中毒で亡くなった後. 母親の所得によっては子供を養うことが困難と なってしまう。そこでこの長男の息子について は、三年間の高校学費と生活費は孫氏夫婦が負 担していた。原資は田畑の補償金である。2015 年、長男の息子は大学を受験し、入学した。す べての費用はまた孫氏夫婦が負担した。孫氏は 次のように試算した。19歳の孫(長男の息子) は大学卒業までに貯金の半分の6万元を消費す る。残った6万元は16歳の孫(次男の息子) の大学教育の学資にまわす。その後の孫氏夫妻 の生活費は孫氏一人の僅かな年金だけとなる。

今年に入り、三番目の息子について異変が発生した。就職していた会社が景気の悪化に伴い、失業の可能性が高まった。彼の生活が困難

な状況になってしまう。

ここで、孫氏一族は4年前まで存在した4.5 ムー(約3000m²)の農地を懐かしむこととなる。 三男が一人で耕作をつづけていただろう。彼は 農閑期には都市で臨時工として働けばよい。そ うなっていたら、暮らし向きは今よりもずっと 良かったはずだ、と。

ところが、4年前に収用された田畑は、今で も荒れ廃れている。孫氏は筆者を連れてその場 所に行き、かつての田畑を直接目撃することと なる。その土地は道路の間近に位置している。 美観を損ねるという理由で、塀が巡らされてい る。この240ムーの田畑ということになると、 誰に買われたのか、何故未だに着工していない のか、孫氏も原因は分からないと言った。いつ 着手するのか、誰も知らない。孫氏が惜しんで いるのはこの240ムーもの面積がある農業用の 田畑である。もし毎年作物を作ると仮定すれば, どれだけの多様な種類の農作物が収穫できるで あろうか。もし昔の田畑に戻せたら、三番目 の息子の暮らし向きを安定させることができた であろうに、と言った。それは農民としての素 朴な考えである。今では、孫氏はこの240ムー の面積の昔の田畑が荒れ廃れることを見るだけ だ。下記の写真 10, 11 はその様子である。



出典: 撮影場所: 遼寧省瀋陽市宏偉区東八里村

日時: 2015年6月8日

撮影者:筆者



(写真11)

出典: (写真10) に同じ。

#### 調査事例 2 (2015 年 6 月)

遼寧省大連市旅順口区江西鎮方家村の王氏家 族は世帯主(2015年)が72歳、妻は70歳で ある。家族成員は、息子と娘一人ずついて、既 に結婚している。依然として農村で暮らしてい る。息子は経済開発区に立地している韓国系企 業に就職している。娘は料理店で就労してい る。都市化建設を推進するために、2007年に、 家屋と請け負う田畑は政府に収用された。方家 村の在籍農民は一人当たり 61000 元が補償され た。1997年田畑第二次分配後に生まれた無地 農民は一人につき4万元を補償された。王氏夫 婦は合計で122000元の補償金を支給された。 故に、すべての農業用具を捨てて、都市市民の ようにマンションに入居した。しかし、2007 年頃に、政府は政策の定める条件に基づき、次 のような変更点を行うと言い出した。無償で王 氏夫婦にマンションを提供していたわけではな かったのだ。現在の住居は、暫定的に王氏に貸 し出しているだけである。他日、新マンション を王氏に支給する、と。

それから、光陰矢の如く8年間が経過した。 現在も王氏夫妻は当時のまま住みつづけてい る。政府は約束を実行してくれない。

中国の定年退職制度は一般的に, 男性が60 歳, 女性が50歳(年齢を引き延ばす政策は政 府が討議している)である。2007年になって、 夫婦は両方で60歳を超え、その頃の政策によれば、一人が合計で5万元の国民年金保険料と 国民健康保険料を納めれば、毎月1200元の国 民年金がもらえ、大連市政府より配布される 195元の補助金を加えて、今、毎月一人の所得は1395元であり、夫婦二人で約2800元の現在 の収入がある。この年金の保険料・保険金条件はその当時の政策のものである。年金についていえば、生活上の問題は発生しない。しかし、 二人は安心できない。なぜならば、住宅支給が 履行されないからである。この8年間で王氏は 交渉したが、合意には至らなかった。

これから先、私達夫妻がなくなる可能性がある。政府は約束を守らず、住宅を息子や娘に支給しないであろう。そうすれば、政府は丸儲けとなる、と妻は語った。筆者はこの間の事情で交渉成立しない原因を尋ねた。その回答は、幹部に対する貢納の有無だというものであった。私達は貢ぎ物をしない、と。

方家村の近くに位置している高家村をみよう。都市化建設のための家屋撤去及び請負田畑収用問題は同じ情況である。しかし、補償金は一人当たり20万元となる。何故二つの村の情況が同じであるにもかかわらず、農民の獲得した補償金の格差が大きいのか。王氏の答えは、都市化の建設のために収用された田畑や家屋などは、国家が補償する基準は存在しないというものであった。金額については、パイの奪い合いの関係がある。村長の横領金と農民の補償金の合計額が国家支払であるという事実である。村長が補償金を少なく横領したら、農民は多くもらえる、という説明であった。これが農村の実態の一部である。

#### 調査事例 3 (2015 年 6 月)

遼寧省大連市旅順口区長城鎮大房身村の孫 氏家族は、世帯主が14年前に交通事故に遭っ

て亡くなった。妻は(2015年の時点で)64歳 で健在である。家庭成員は息子と娘の計3人で ある。娘は既婚、息子は未婚である。二人は都 市で農民工として働いている。現在、母親が一 人で農村に暮らしている。2009年から、村中 の田畑は収用され、商人に買われた。工場が建 築された。収用された田畑は1ムー当たり1万 元の補償であった。補償金を獲得した農民は 更に一人当たり 1.5 万元(商人の支払分)を得 た。2013年になっても、田畑は買われ続けて、 食品加工工場が完成した。収用された田畑は1 ムー当たり8万元の補償であった。一人当たり でみると12万元となる。2014年末に至って、 この村の田畑は更に800~900ムーが収用され た。孫氏家族は4.5ムー田畑を請け負っていた。 今回 36 万元の補償金を得た。娘は 12 万元、24 万元は母親が保管している。息子は無地農民ゆ えに、補償金は獲得できなかった。64歳の母 親(未亡人)は獲得した補償金の金額に満足し ている。理由は、田畑はもし2009年頃に収用 されていたら、これほどまでの金額にはなって いないからである。しかし、補償金をもらった が、惜しくて使えない。息子がまだ結婚してい ないので、そのお金は将来に息子が結婚の費用 とする。母親の収入は大連市政府の毎月の生活 補助金の195元だけである。息子と娘の援助を 加えて、倹約生活をしている。

何故,この村では、田畑は2回収用され、2回の田畑補償金の格差がそんなに大きいのか。 理由として、商人がどのぐらい面積の田畑がほしいのか、1ムーはいくらか、すべての問題は商人と村長2人の交渉に由来するからだと母親は説明してくれた。決定後、商人は補償金を村長に渡す。その後、村長は農民に配る。村長が補償金を少なく横領したら、農民は多くもらえるという結果が生まれる(前の王氏の話と同

#### じ). と言った。

筆者が大房身村で調査する過程で、旅順口区 龍頭鎮東北山村の村長が田畑補償金を横領した ために、公安局によって逮捕されたと聞く。今 後、どのぐらいの村長、村委員会の幹部が横領 のために逮捕されるかわからない、と語ってく れた。

#### 第5章 中国農民工激増の原因

## 第1節 中国農村における貧困の実相

2001年から中国国家統計局は定期的に『中国農村貧困監測報告』を出版している。中国農村の貧困状況が公表され、中国政府各部門の貧困農村に対しての扶助成果と今後解決すべき問題が紹介されている。

『報告2001』(『中国農村貧困監測報告― 2001』、『中国農村貧困監測報告-2011』は、以 下で『報告 2001』、『報告 2011』と略して使用 する)では、以下のように、貧困基準が規定さ れている。「中国の貧困状況を理解するために は、最初に貧困基準を確定しなければいけな い。1980年代中期に、中国国家統計局と国務 院貧脱却事務所とは連合して、中国歴史上最初 の正式な貧困基準を立てた。それから、毎年. 物価指数と貧困を量る方法の進行に基づいて適 当な調整が行われた。しかし、根本的出発点が 変わっていない。……その貧困基準が二部分を 含んで、一部分は最低栄養基準(2100キロカ ロリー / 人, 日) を満足する基本的食品基準, すなわち『食品貧困ライン』である。次は最低 限度の衣類, 住宅, 交通, 医療及び他の社会 サービスなど非食品消費の需要であり、すなわ ち『非食品貧困ライン』である。/最後、『食 品貧困ライン』に『非食品貧困ライン』を加え て中国の貧困基準になる」(81)(中国語原文:了

解贫困状况,首先要确定贫困标准。80年代中期,国家统计局和国务院扶贫办合作制定了我国第一个正式的贫困标准。以后各年根据物价指数和贫困测量方法的发展而进行适当的调整,但根本基础没有改变。……它包括两部分:一部分是满足最低营养标准(2100大卡/人日)的基本食品需求,即食物贫困线;另一部分是最低限度的衣着,住房,交通,医疗及其他社会服务的非食品消费需求,即非食物贫困线。/最后,食物贫困线和非食物贫困线之和就是贫困标准),と。

2000年, 国家統計局は新しい分析方法を導 入した。貧困農村のデータを見積もり公表する。 これに対して、専門家は二つの貧困ラインを見 積もり計算する。「一つは『極貧基準(絶対貧困)』 625 元であり、一つは『低所得基準』865 元で ある。一方、貧困ライン基準を作ることは一人 当たりの消費生活の支出に基づいている。一人 当たりの所得に基づいてはいない。消費水準で 貧困基準を作る理由は次の通りである。所得の 水準は景気と天候で大きく変化する。それに対 して消費支出の水準は相対的に穏やかである。 これによって農民の長期的所得のレベルを具体 的に把握できる。故に、625元と865元を二つ の貧困農家の基準値として定義することが可能 となったのである」<sup>(82)</sup> (中国語原文: 一个是 625 元的温饱标准,另一个是865元的低收入分组人 口标准。在衡量居民的福利时我们采用的是人均 生活消费支出,而不是人均纯收入。这是因为人 均纯收入受到景气,气候等影响,变动非常大。 与此相比人均生活消费支出较为稳定, 更能反映 居民的永久收入。因此, 我们定义的贫困户是人 均年生活消费支出低于625元或者865元的农 户)、と述べている。新しい基準の導入から最 終的な確定まで、正否を確かめること及び過度 的時期が必要のため、そのとき、中国では、二

表 5 1978 ~ 2000 年農村極貧(絶対貧困)基準の 時系列変化

年次	貧困ライン 標準(元 / 人)	年次	貧困ライン 標準(元/人)
1978 年	100	1992 年	317
1984 年	200	1994年	440
1985 年	206	1995 年	530
1986 年	213	1997 年	640
1987 年	227	1998 年	635
1988 年	236	1999 年	625
1989 年	259	2000年	625
1990 年	300		

資料:『中国農村貧困監測報告-2001』P.8

つの貧困ライン基準が併存していた。すなわち、「極貧基準」と「低所得基準」である。国家が どちらの「基準」を採用することになるかは、 国家の財政支出能力と貧困地区に対する扶助方 針で決定されると思われる。

「我が国では貧困地区を扶助するプロセスに おいて、2007年よりも以前は『絶対貧困』基 準を使っており、その基準によって扶助対象を 確定し、中央の扶助資金を分配していた。『低 所得基準』は比較的先進の地区の扶助のための データとした。2008年に、第十七回全国人民 代表会議は、『次第に扶助基準を高める』とい う方針によって、我が国は正式に『低所得基準』 を採用し、貧困地区扶助の基準とした」(83)(中 国語原文:在我国的扶贫实践中,2007年以前, 中央政府一直采用绝对贫困标准作为扶贫工作标 准,用于确定扶贫对象,分配中央扶贫资金,低 收入标准在一些较发达地区作为地区扶贫工作的 参考依据。2008年,根据十七大关于"逐步提 高扶贫标准"的精神,我国正式采用低收入标准 作为扶贫工作标准),と述べられている。

<sup>(82)</sup> 同上, p. 22~23。

<sup>83)</sup> 国家統計局住戸調査事務所著(2012年)『中国農村貧困監測報告—2011』中国統計出版社 p. 11。

E Ve	低所得基準により計る		絶対貧困基準により計る		tr: vla	低所得基準により計る	
年次	基準(元/人)	規模(万人)	基準(元/人)	規模(万人)	年次	基準(元/人)	規模(万人)
2000 年	865	9422	625	3209	2009 年	1196	3597
2001 年	872	9029	630	2927	2010年	1274	2688
2002 年	869	8645	627	2820	2011 年	2300	12238
2003 年	882	8517	637	2900	2012 年	2300	9899
2004年	924	7587	668	2610	2013 年	2300	8249
2005年	944	6432	683	2365	2014 年	2300	7017
2006 年	958	5698	693	2148			
2007 年	1067	4320	785	1479			
2008 年	1196	4007	895	1004			

表6 2000~2014年貧困人口規模の推移

資料:『中国農村貧困監測報告-2011』p. 12 のデータと 2011 ~ 2014 年 『国民経済と社会発展統計公報』のデータにより筆者作成

都市と農村が分離された「二元経済体制」の ために、中国農村は長期的に貧困問題の苦しみ を受けることになったと推論することができ る。1949年から1978年までの30年間、経済 的基礎の薄弱性と社会主義的な政策のために、 また農村部における「人民公社」の生産方式の 採用に由来して、農業生産力が極めて低くなっ てしまった。1978年の農村部の絶対貧困状態 人口数は2.5億人<sup>(84)</sup>(図1参照)である。とこ ろが、1978年末になると、中国総人口は9億 5809 万人<sup>(85)</sup>となる。農村人口は 87.5% <sup>(86)</sup>を占 め、8億3832.875万人である。1978年には、 中国には農村の貧困人口が農村総人口数の約 30%を占めていたことが分かる。「改革・開放 | 以降、中国は強力に市場経済を推進して、農村 の貧困問題を改善し始めた。「絶対貧困基準 |

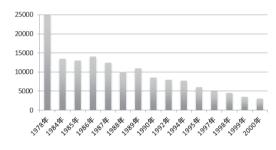


図1 農村貧困人口(万人) 資料:『中国農村貧困監測報告―2001』の図1

を基準として見れば、中国農村の貧困人口数は1978年時期の2.5億人から、2000年時期の3000万人にまで減少している。

世界銀行は1985年の時点において、PPP<sup>(87)</sup>ドルによって、各国の貧困度を測る基準としての国際貧困ラインを算出した。「極貧の貧困ラ

http://www.worldbank.org/ja/news/feature/2014/01/08/open-data-poverty にアクセスすることで確認できる。

<sup>84</sup> 国家統計局農村社会経済調査総隊著(2001年)『中国農村貧困監測報告—2001』図1中国統計出版社。

<sup>(85)</sup> 国家統計局著(1982年)『中国統計年鑑 1981』中国統計出版社 p. 5。

<sup>(86)</sup> 同上, p. 89。

<sup>87</sup> 購買力平価 (PPP) とは、ある国である価格で買える商品が他国ならいくらで買えるかを示す交換レート。 例えば、ある商品が日本では 200 円、アメリカでは 2 ドルで買えるとすると、1 ドル = 100 円が購買力平価だということになる。

インは年間で一人当たり 275 ドル未満であり、 貧困者の貧困ラインは年間で一人当たり 370 ドル未満である」<sup>(88)</sup>(中国語原文:赤贫的贫困线 为毎年人均 275 美元,穷人贫困线为每年人均 370 美元)、と述べている。貧困者の貧困ラインによって算定すれば、1985 年の中国における貧困人口数(極貧の貧困者を含む)は 2.1 億人<sup>(89)</sup>という結果が出てくる。

2009年に、中国政府は貧困を測る基準を調 整し、それまでの「低所得基準」が「絶対貧困 基準」となった。新しい貧困ライン基準が実行 されて以降. 農村の貧困人口が大幅に増加する ことになった。この問題をふまえて、「開発に よって貧困地区を扶助する」(90)とはいっても、 一体、どのようにすれば農民の生活水準を高め ることに繋がるのであろうかという問題が切迫 した中国の社会問題となった。新しい基準を実 行したとしても、2010年の貧困ラインは1274 元であり、1ドル=6.77人民元という2010年 時点の(年間平均)換算レートで計算しても、 190ドルにすぎない。それに対して、世界銀行 の場合は「2015年10月, 国際貧困ラインを 2011年の購買力平価 (PPP) に基づき,1日 1.90 ドルと設定 | (91) しているのであるから、依然と して一定の格差が存在しているわけである。

画」を始動した。これは年間所得が政府の基準以下の人のみを扶助の対象とするものである。だが、この基準は国際的基準よりも相当に低位設定であるため、この場合の貧困人口は国家統計局のデータを大幅に超過することになる。2009年12月18日に、温家宝はコペンハーゲンにおいて、「国際的貧困基準によれば、中国にはまだ1.5億人が貧困ライン以下で暮らしているのである」<sup>(92)</sup>、と発言している。2009年、中国の総人口は13億3474万人<sup>(93)</sup>であり、農村部で生活している人口は7億1288万人<sup>(94)</sup>である。すなわち、中国農村の貧困人口数は農村人口の約21%を占めていた。

中国の GDP が世界 2 位になったものの、中国国内では、特に農民層を中心に貧困は解消されなかった。表 7 に示したように、中国における農民の収入・支出は都市戸籍住民の収入・支出水準の半分以下、更に三分の一程度にしか達していないのである。

1985年から2014年にかけて、中国政府は農村貧困ライン基準を2100元弱に引き上げた。「中国中央の国有企業——中国平安保険株式会社の代表取締役馬明哲は、2007年の年収が課税額で6616万元(870万ドル相当、当年の平均為替レートにより計算)で、平均で毎日の所得は18.12万元であり、国内における高級管理

<sup>(88)</sup> 世界銀行著(1990年)『1990年世界発展報告』(貧困問題·社会発展指標)中国財政経済出版社 p. 29。

<sup>(89)</sup> 同上, p. 29, 表 2.1。

<sup>[90] 「</sup>開発によって貧困地区を扶助する」というのは、伝統的な「救済によって貧困地区を扶助する」ことに対して提出された政策である。すなわち、政府は必要な政策的支持を通じて、貧困地区の自然資源を利用して、開発的生産、建設を進め、次第に貧困地区と貧困人口の自分蓄積と発展能力を高め、主に自身の力で衣食問題を解決し、貧困から脱して豊かになることである。昔から単一な資金援助を資金、技術、養成訓練などの総合的援助に変更している。根本から貧困の根元を取り除き、穏やかに貧困から脱すことを実現する。

<sup>(91) 「</sup>世界の貧困に関するデータ」最終更新日:2015年10月15日。

http://www.worldbank.org/ja/news/feature/2014/01/08/open-data-poverty にアクセスすることで確認できる。 92 中央政府 Web サイト「国務院総理温家宝出席コペンハーゲン気候変化会議紀実」の中で、温家宝のスピーチ。 http://www.gov.cn/ldhd/2009-12/19/content\_1491153.htm にアクセスすることで確認できる。

<sup>93)</sup> 中華人民共和国国家統計局著(2010年)『中国統計年鑑 2010』p. 95 中国統計出版社。

<sup>(94)</sup> 同上。

年次	都市部住民の年間 一人当たり所得(元)	農村部農民の年間 一人当たり所得(元)	都市部住民の年間 一人当たり支出(元)	農村部農民の年間 一人当たり支出(元)
1990年	1510	686	1279	585
1995 年	4283	1577.7	3537.6	1310.4
2000年	6280	2253	4998	1670
2006 年	11759	3587	8697	2829
2007年	13786	4140	9997	3224
2008 年	15781	4761	11243	3661
2009 年	17175	5153	12265	3993
2010年	19109.4	5919.0	13471.5	4381.8
2011 年	21809.8	6977.3	15160.9	5221.1
2012 年	24564.7	7916.6	16674.3	5908.0
2013 年	26467.0	9429.6	15453.0	7485.2
2014 年	28843.9	10488.9	16690.6	8382.6

表 7 都市住民と農民の年間所得額と支出

資料: 国家統計局編 (2008年) 『中国統計年鑑 2008』中国統計出版社, p. 315 のデータと国家統計局編 (2010年) 『中国統計年鑑 2010』中国統計出版社, p. 340 のデータと国家統計局編 (2015年) 『中国統計年鑑 2015』中国統計出版社, p. 182, p. 183, p. 188, p. 189 のデータを基に筆者作成。

者所得の最高記録を作った」<sup>(95)</sup>, という記述も確認することができる。これは、メディア報道で公表された内容である。中国における、最高所得と最低所得の格差が1万倍以上に達した、と推定することさえ可能である。但し、最低所得者は限りなく、ゼロ元であり、このような倍率計算は意味を持つとは言えない。

国家統計局が公表した統計によれば、1978年に、農民家庭の年間一人当たり所得は133.57元 $^{(96)}$ であり、2014年には9892.0元となり、約1000倍に上昇している。しかし、貧困ライン基準は1978年の100元から、2014年の2300元まで、23倍に上昇しているのみである(表5、

表6参照)。

高度経済成長が実現しているわけであるから、中国においては、その貧困ラインの基準を上昇させなければ、客観的な貧富の格差の現状を把握できないということは明白である。しかし、その貧困ラインが低位であるために、中国政府は農村貧困層を把握したとは言い難い。『報告 2001』では、「現在の貧困ライン基準はかなりの程度に政策的基準であり、中国政府の財力と能力によって決めた救済基準である」(97)(中国語原文:目前的贫困标准,很大程度上是一个工作标准,是一个由中国政府财力状况和实际能力决定的工作标准)、と厳しい指摘がなされている。

<sup>(95) 「</sup>馬明哲の年収 6600 万元の背景」(中国語原文:「6600 万年薪背后的马明哲」)(2008 年 6 月 25 日)「人民日報」 海外版 第 07 版。

http://paper.people.com.cn/rmrbhwb/html/2008-06/25/content\_46410.htm にアクセスすることで確認できる。

<sup>(96)</sup> 国家統計局著(1982 年)『中国統計年鑑 1981』中国統計出版社出版 p. 431。

<sup>97)</sup> 国家統計局農村社会経済調査総隊著(2001年)『中国農村貧困監測報告2001』中国統計出版社 p. 81。

#### 第2節 貧困地区に対する扶助開発政策

中央政府は.「貧困人口は主に国家によって 重点的に扶助される592ヵ所の貧困県に集中し ている。それらの貧困県は中西部の奥山区域、 岩山区域、荒涼たる砂漠区域、緯度の高い寒冷 山間地帯、黄土高原、風土病の流行地区及びダ ム区域に分布している。そのうえ、これらの地 区は古い時期に解放された革命地区(1949年 前)と少数民族地区である。共通する特徴は、 辺鄙で中央から遠く離れ,交通不便,栄養失 調、経済成長の遅れ、教育が立ち遅れ、水資 源が不足, 生産・生活条件が極めて劣悪であ る | (98) (中国語原文: 这些贫困人口主要集中在 国家重点扶持的 592 个贫困县, 分布在中西部的 深山区, 石山区, 荒漠区, 高寒山区, 黄土高原 区, 地方病高发区以及水库库区, 而且多为革命 老区和少数民族地区。共同特征是. 地域偏远. 交涌不便, 生态失调, 经济发展缓慢, 文件教 育落后, 人畜饮水困难, 生产生活条件极为恶 劣)、という。このような地区の生態環境は劣 悪で不安定であり、自然災害が多発し、農産物 の安定した生産量を確保することは困難であ る。そのうえ、劣悪な自然環境は投資の機会を 減衰させる。

1986年から始動した中央政府の貧困脱却計画は,1985年以前の貧困扶助方式に比較すれば,根本的に改革されたといえる。すなわち,救済的扶助を開発的扶助に変え,市場経済の考え方が貧困地区の建設に導入された。主に、銀

行ローンの方式で貧困地区に資金を投入することである。1994年4月「国家八七貧困扶助攻略計画」の公布に従って、農村貧困地区に対しての扶助・開発は新しい段階に入った。その目標は、「二十世紀末までの7年間で、基本的に8000万貧困人口(当時の貧困ライン基準により統計)の衣食問題を解決することである」<sup>(99)</sup>(中国語原文:从现在起到本世纪末的7年时间里、基本解决8000万人的温饱问题)、と明示されている。

1986年から2000年にかけて、中国農業銀 行によって資金貸付が開始された。その累計 金額は880億元に達した(表8参照)。『報告 2001』では、「政府は『国家八七貧困扶助攻略 計画』の実施後、貧困地区への農村貸付供与金 額は顕著に増えた。……貸付金の全貧困扶助 資金の比率は年々増加した。1995年、貧困扶 助資金が全体で98.5億元であり、その中で貸 付金が 45.5 億元であり、46.2%を占めた。1996 年, 国家財政によって支出した貧困扶助資金 が 108 億元であり、その中で貸付金が 55 億元 であり、50.9%を占めた。1997年、貸付金は 全体の貧困扶助資金の55%であった。1999年 と 2000 年に、その比率が 60%に達し、貸付け の供与は貧困扶助資金の主力になった」(100)(中 国語原文:自"八七"计划实施以来,扶贫贷款 的投放额度较以前显著增加 ……信贷扶贫资金在 全部扶贫资金中所占的比重逐年增加,1995年 国家扶贫资金共98.5亿元,其中信贷扶贫资金

<sup>98</sup> 国務院より公布(1994年4月15日)「国家八七貧困扶助攻略計画」。http://www.cpad.gov.cn/art/1994/12/30/art\_46\_51505.html

<sup>「</sup>国家八七貧困扶助攻略計画」の「七」、「八」という意味は、「7年ぐらいの時間で、目前、全国農村部になお8000万貧困人口の衣食問題を基本的に解決することである」。(中国語原文:力争用7年左右的时间、基本解决目前全国农村8000万贫困人口的温饱问题)。

<sup>——</sup>同上, p. 76。

<sup>99)</sup> 国務院より公布 (1994年4月15日)「国家八七貧困扶助攻略計画」。 http://www.cpad.gov.cn/art/1994/12/30/art\_46\_51505.html

<sup>(00)</sup> 国家統計局農村社会経済調査総隊著(2001年)『中国農村貧困監測報告2001』中国統計出版社 p. 77。

45.5 亿元,占 46.2%;1996 年国家扶贫资金 108 亿元,其中信贷扶贫资金 55 亿元,占 50.9%;1997 年信贷扶贫资金在国家扶贫资金总量中的比重达到 55%;1999 年和 2000 年这一比重都达到 60%,信贷扶贫资金成为国家扶贫资金中的主力军)、と紹介されている。

実は、国有農業銀行がクレジットを供与する ことは政治行為であるばかりでなく. 同時に経 済行為でもある。政府が国内各地域間の経済成 長を促進させるために、加えて、貧困地区では インフラを改善することと地元の中核的な産業 を振興するために、実施した貧困扶助計画であ る。他方、当該時期における、鄧小平の理念 は、先に一部の地域から豊かになり、そして、 後進の地域を助け、共同に富裕になろうという 有名な先富論として知られている。言うまでも なく. その貸付けは国家財政的資金の無償支給 あるいは無償投入ではなく、金融システムを通 じて有利子で資金を提供した。更に、政策面の 傾向と救援特徴を持っていることである。一般 的な商業ローンは経済利益を出発点にしてい る。つまり、元金と利子の回収によって銀行利 潤を実現しようとするものである。ところが、 このような半経済的半政治的な貸し付けがなさ れた場合には必然的にトラブルが発生する。

『報告 2001』では、「貧困地区を扶助する貸し付けは高い政策傾向が付いているので、かなりの程度に貸し付ける商業的操作は制限された。広大なる貧困農村地区では、経済状況やインフラや人的要因や市場環境などの要素の影響を受け、銀行は貸し付けを供与すると、当然のことながら大きなリスクを背負い込むこととなる。経済的収益と社会的収益の間に取捨と手加減を加えることは極めて難しい問題である。融資を検討するプロセスにおいて、中国農業銀行は、まず、返済能力の有無を問題にする。次に、

表8 貧困扶助クレジットの投入の推移(単位:億元)

年次	クレジット	年次	クレジット	年次	クレジット
1986 年	23	1991 年	35	1996 年	55
1987 年	23	1992 年	41	1997 年	85
1988 年	29	1993 年	35	1998 年	100
1989 年	30	1994 年	45	1999 年	150
1990年	30	1995 年	45.5	2000年	153

資料:『中国農村貧困監測報告 2001』p. 77

地元の経済成長に寄与するか否かを考え、そし て. 農村貧困層が確実に貧困からの脱出に繋が るかどうかを考えるのである。仮に、大きなリ スクが認められたとしても社会全体の利益の観 点から地元と調整して、少しでもリスクを下げ る方法を模索して、安全な貸付を実行するので ある | (101) (中国語原文:扶贫贷款具有很强的政 策性, 这在很大程度上限制了贷款的商业化操 作,广大的贫困地区,因经济状况,基础设施, 人员素质, 市场环境等各方面因素的影响, 导致 贷款一经放出,就带有极大的风险,如何在贷款 的经济效益与社会效益之间作出取舍和权衡,是 一个非常棘手的问题,在实际工作中,我们采取 两者兼顾的原则:对那些不但还款有保障,而且 对当地的经济发展和老百姓的脱贫致富非常有利 的项目,农业银行全力支持:对那些社会效益很 好但存在信贷风险的项目, 我们通过协调各方面 的关系, 取得政府与当地有关部门的理解和支 持,并与企业共同努力,采取措施降低风险,在 可行的范围内给予信贷支持),と述べている。

政府部門としては、貸し付けが経済的に困難な企業に対して、また直ちに生活困窮の中から脱する必要がある家庭に対して実行されることを希望している。しかし、貸し付ける主体としての銀行は、まず最初に返済の能力を有する企業と個人を対象として考える。1998年に公布

された「中国農業銀行扶貧貸付管理方法」の第 八条(貸し付け基本的条件)によれば、「(三) 生活困窮家庭は必ず独自の生産、経営能力を備 えていること。(四) 栽培業や養殖業や果樹類 などの産品を原料としている加工企業は政府の 貸付けの力を借りて、開発を予定する経営項 目に対して、その項目の資本金が総投資額の 20%以上であること。とりわけ、中期・長期的 固定資産の貸し付け項目は必ず国家権力機関に より認可された項目を立てる承認許可文書を備 え, そのうえ, 借金の方は必ず関連の財産保険 に加入すること。(六) 借金の方は必ず銀行の 監督を受け入れること。信用を守り、期日どお りに貸付けの元金と利息を返すことである」(102) (中国語原文:(三)贫困户有独立的生产经营能 力。(四)以种植业,养殖业,林果业产品为原 料的加工业和扶贫经济实体项目,项目资本金不 低于总投资的20%. 中, 长期固定资产贷款项 目必须有国家有权机关批准的项目立项批文. 借 款人要参加相应的财产保险。(六)贷款对象必 须接受银行的信贷监督和结算监督, 恪守信用, 保证按期归还贷款本息),と述べている。これ らの厳格な信用条件のために疑いもなく多数の 企業と生活困窮の農民家庭が貧困扶助貸付けの 対象外となった。

農業生産は気候の影響を受けるので、危険が 伴うことは不可避である。貧困地区農村の農業 生産は自然への依存する程度が一層高く、貧困 地区の農民は現代農業技術に習熟していないこ とに加えて、農産品の生産量と品質が不安定で あるため、収入増加の目的達成は困難な状況と なった。その理由は貧困地区農村では、農業生 産効率が低いことによる。そのうえ、貧困地区 では農産品を原料とする加工企業にとっては, 高度の生産能力を有する固定設備を所有せず, 生産品は科学技術の恩恵にあずかることが小さ いために,思い通りに企業利潤を増大させるに は困難があった。

他方、銀行にとっては、貧困扶助という名目があるとはいえ、利子と元金の回収は銀行の存立のための絶対条件である。しかし、貸付け先の農民や手工業者の経営条件には不確定要素が多く、収益が低下しやすい。この場合には、必然的に銀行が元金と利子を回収することが不可能となる。

現実の問題として,『報告 2001』では,次の ように説明される。「貧困地区を扶助するため に、開発された栽培、飼育などの項目は長期間 を必要とする。多くの栽培、飼育項目は(例え ば、樹木の栽培、果樹の栽培、乳牛、食用牛 の飼育、農産物と副産物の加工など) 三~五年 の年月を経て収益を獲得できる」(103)(中国語原 文:扶贫开发项目周期较长,相当多的种养项目 (如种植经济林,果林,饲养奶牛,肉牛,农副 产品加工项目等)要三到五年才能产生效益)。 と述べている。しかし、「中国農業銀行扶貧貸 付管理方法 | の第十一条 (貸付展望) によって. 「(一) 期日通りに貸付けを返せない場合に、債 務者は必ず貸付けが期限になる前の15日以内 に口座開設銀行に延期の申請をしなければなら ない。更に、連帯保証人は延期に同意し、且つ 保証を担保し続ける書面を提出しなければいけ ない。(二) すべての貸付けの延期は1回だけ 取り扱える。1年以下の貸付けは、延期の申請 を認めない。1~5年の貸付けは延期すれば、 延期期間は当初設定の期限の半分を超えては

<sup>(</sup>収) 中国銀監会,中国農業銀行より公布(1998年)「中国農業銀行扶貧貸付管理方法」(中国語原文:「中国农业银行扶贫贷款管理办法」)。

http://china.findlaw.cn/fagui/p\_1/269923.html

<sup>(</sup>III) 国家統計局農村社会経済調査総隊著(2001年)『中国農村貧困監測報告2001』中国統計出版社 p. 80。

ならず、5年以上の貸付けは、延期期間は3年 を超えてはならない。債務者が延期申請をでき なかった場合. もしくは申請に対する認可を得 られなかった場合、その貸し付けは期限の翌日 に. 返済期限切れ不良債権口座に振り替えられ てしまう | (104) (中国語原文: (一) 不能按期归还 贷款的. 借款人必须在贷款到期日前15天内向 开户行提出贷款展期申请。担保贷款展期还应当 由贷款保证人(抵押人或出质人)出具同意展期 并继续担保的书面证明。(二) 所有贷款只能办 理一次展期。1年以下贷款,贷款展期不得超过 原定贷款期限;1~5年期贷款.贷款展期不得 超过原贷款期限的一半;5年期以上的贷款、贷 款展期不得超过3年。借款人未申请展期或申请 展期未得到批准, 其贷款从到期日次日起, 转 入逾期贷款账户),と述べている。銀行として は、貧困扶助貸付けの供与を経済的利益の獲得 を第一義として与信するという事情は市場経済 の原則から言って理解できる。しかし、政策を 立てる政府としても銀行と同一の立場に立って しまった。「国家八七貧困扶助攻略計画」の第 十四条によれば、銀行により供与された貧困扶 助貸付けは経済的収益力があり、返済の能力が ある開発項目に対してのみ与信可能であると明 言されている。第十六条によれば、「(一)農村 生活困窮家庭と貧困扶助対象に供与した貸付け は、現実に結びつけて、扶助対象は収益を獲得 でき、そして返済もできるほどに、貸付けの供 与条件を適当に緩めることができ、一定限度の 弾力性を有する。(二) 国有商業銀行は毎年に 一定量の貸付金を準備して. 貧困地区で選択的 に収益が高く、返済できるプロジェクトの項目

を扶助しなければならない」<sup>(105)</sup>(中国語原文: (一) 对贫困户和扶贫经济实体使用扶贫信贷资金,要从实际出发,在保证有效益,能还贷的前提下,贷款条件可以适当放宽,要有一定灵活性。(二) 国有商业银行,每年要安排一定的信贷资金,在贫困地区有选择的扶持一些效益好,能还贷的项目),と述べている。以上の内容から,国家政策から金融機関まで,商業化傾向がますます顕著になっていることが分析できる。本来,貧困者を救うべきなのが,現実の実態をみれば,富める人を扶助している,と言わざるをえない。

# 第3節 貧困地区扶助開発の問題点

第一に、1994年に公布された「国家八七貧 困扶助攻略計画 | では、政府が2000年までに 貧困地区を扶助する重点地区は592ヵ所の貧困 県に限定される。その第十三条によれば、「国 家の扶助資金を供与する地区を計画立案し、調 整する。1994年から、1~2年間のあいだで政 府は広東省,福建省,浙江省,江蘇省,山東 省. 遼寧省などの比較的発達を遂げた6つの沿 海部経済より資金の回収を行い、中西部の貧困 な省、区への資金投入に割り当てる……今後、 上述の6ヵ省の貧困問題は地方財政によって解 決する。更に、短期間のうちに、貧困脱却計画 を遂げる」(106)(中国語原文:调整国家扶持资金 投放的地区结构。从1994年起,将分一年到两 年把中央用于广东, 福建, 浙江, 江苏, 山东, 辽宁6个沿海经济比较发达省的扶贫信贷资金调 整出来, 集中用于中西部贫困状况严重的省, 区 ……今后,上述6省的扶贫投入由自己负责,并

<sup>(</sup>M) 中国銀監会,中国農業銀行より公布(1998年)「中国農業銀行扶貧貸付管理方法」(中国語原文:「中国农业银行扶贫贷款管理办法」)。

http://china.findlaw.cn/fagui/p\_1/269923.html

<sup>(6)</sup> 国務院より公布(1994年4月15日)「国家八七貧困扶助攻略計画」。 http://www.cpad.gov.cn/art/1994/12/30/art\_46\_51505.html

<sup>(106)</sup> 同上。

要抓紧完成脱贫任务), と述べられている。

ところが、実態はどうであろうか。政府は1986年から貧困地区への扶助と開発を系統的に推進してきた。しかし、10年間という歳月を要しても、この6省の内部における貧困問題はまだ解決をみていない。この場合、中央政府はその責任を地方政府と地方財政に移管しようとしているのである。7年間の年限を画して、この貧困問題を地方財政によって解決しようと転換したのであるが、今後の貧困対策の政策的内容は依然として不透明である。

第二に. 「貸付けの地区投入問題である。貧 困扶助の貸付けは投入された範囲が狭すぎて, すべての貧困人口をカバーできない。 目下、国 家によって重点的に扶助する592ヵ所の貧困県 の貧困人口は僅かに全体の貧困人口の半分であ るが、中央政府によって供与された貧困扶助資 金はほとんどその592ヵ所の貧困県に投入され た。実は、中央政府によって供与された扶助資 金は592ヵ所の貧困県の2億農民に対して平均 的に使用された。1998年末に至って、592ヵ所 の貧困県に分布している貧困人口は2100万人 にまで減少した。貧困扶助金が均等に利用され たがために、最も扶助を必要とする最貧困層に 対しては必要額の10分の1程度しか行き渡ら なかった。更に問題なのは、592 県以外の2100 万人の貧困人口に対しては中央政府の貸し付け 金が行き渡らなかったという点である。した がって、そこでの貧困対策(貸し付け)は省政 府に依存するということになる。しかし、この 省財政には資金力の限界があり、国家の重点貧 困県以外の人々にとっては、この扶助貸し付け 金は極めて少額なものでしかなかった」(107)(中 国語原文:信贷资金投向问题。一是扶贫贷款投 向区域范围较窄,无法覆盖所有贫困人口。目前, 592 个国定贫困县的贫困人口仅占全部贫困人口

的一半。虽然中央扶贫资金大部分用于国定贫困 县,但并没有用到这些县里特定的贫困人口。实 际上, 扶贫资金被592个贫困县的2亿农民平 均使用。截至1998年底,分布在国定贫困县的 贫困人口只有2100万,由于扶贫资金的平均使 用,最需要帮助的贫困人口得到的扶持大约减少 10 倍。同样,分布在国定贫困县以外的另一半 (2100万) 贫困人口几乎没有使用中央的信贷扶 贫资金。大部分省区由省里拿钱,扶持国定贫困 县以外的人口。然而,省里的扶贫资金非常有 限, 因此, 国定贫困县以外的贫困人口得到的扶 贫资金总量非常有限), と『報告 2001』は記述 している。農村に対しての扶助・開発の過程に 「二元構造」が出現した。その理由を推察すれ ば、中央政府立案の貧困扶助メカニズムが十分 ではなく、また不合理性を有していたことに求 められる。合理的、という場合、投入された資 源に対して最大の効果と利益が生じた場合であ る。そのうえで、合理的貧困扶助メカニズムに あっては、 貧困者の自立と自己発展の能力が高 められなければならない。中国政府は、貧困者 の貧困状況をよく見極めずに政策立案を行った ために、単に貧困地区での均等な資金を分配し ただけに終わったのであった。このことが起爆 剤となって貧困からの脱出の効果は表れなかっ たのではなかろうか。

第三に、表8のデータから見て取ることができるが、1994年から、中国政府は農村に対しての扶助・開発の貸し付け資金を年々漸増させる傾向にある。しかし、本当に農村貧困人口は着実に減少したのであろうか。『報告 2011』によれば、「2000年から 2010年にかけて、絶対貧困人口の減少規模は 1980~ 2000年の間より少なく、1980年代に、絶対貧困人口数は平均で毎年 1350万人以上減り、90年代に入って、平均で毎年 529万人減り、2000年から 2008年

にかけて、平均で毎年 221 万人減少した | (108) (中国語原文: 2000~2010年绝对贫困人口减 少规模少于前两个十年。上个世纪八十年代,绝 对贫困人口平均每年减少1350多万人;进入90 年代,平均每年减少529万人:2000年~2008 年,平均每年绝对贫困人口减少221万人),と 述べている。国家財政部は、「開発によって貧 困扶助効果の延引などの要因を考えない場合 に、一人の貧困から脱するのに必要な資金は 不断に増加している。平均で一人分の扶助資 金は「八五時期 (1991~1995年)」(八五とは 第8次5カ年計画の略称である)の2005元か ら 2001 ~ 2002 年間の 15321 元まで増えた…… その現象によって、1994年以降、中国農村に 投入された扶助資金の使用効果は顕著な限界効 果の逓減現象が現れることをはっきり示してい た | (109) (中国語原文: 在不考虑开发式扶贫效果 的时滞性等因素下, 脱贫一人的资金投入一直在 增加, 脱贫一人投入的全部扶贫资金从"八五" 时期的 2005 元增加到 2001-2002 年间的 15321 元……这表明:自进入扶贫攻坚阶段以后,中国 农村扶贫资金的使用效果出现了明显的边际效应 递减现象), と述べている。中国政府は農村貧 困地区に対しての扶助・開発は最初の救済の方 式から以後の開発の方式まで、都市と農村とい う中国における二元経済体制のもとで、どこま でも進んでゆくようにも思える。農村という枠 組みが大きく設定されている中国の制度的要素 の解決を抜きにしては、「三農」問題(農村問題、 農業問題、農民問題)の解決は望むべくもない と思われる。

以上の問題点に対しての分析を通じて、制度 面から改革してこそ、確実に中国(農村部)の 貧困問題が解決できると思う。戸籍制度の廃止 に着手して、更に二元経済体制を改革する。も し依然として今までのように単純に貧困農村地 区に対して援助すれば、結局は失敗に終始する であろう。

# 第6章 低所得の農業・農村の実態

中国では、商売をすることによって経済的に 豊かになった人もいる。株の投機的な売買で富 を追い求めようとする人々も多数いる。投資し て工場や企業を経営することに依拠して、 裕福 になった人もいる。しかし、農作物を生産する ことのみに依拠して、裕福になったことを聞い たことがない。一般的に言って、農業それ自身 で生活を維持するのに十分な貨幣収入を得るこ とは非常に困難な状況下にあるといえよう。単 に農耕を行い、その農産物を国家管理のもとで 売却し、その収入を得るだけでは農民は豊かに はなれないのである。それ故に、若い世代の中 国農民は大都市に出ていって、農民工になろう と希望するのである。自分の戸籍地を離れるこ とは、中国語では、「外出」するというが、若 い農民が都市を目指して「外出」することにな れば、すなわち、農民でありながら都市部で農 業以外の就労に従事する農民工になれば、農村 に残るよりも「もっと多くのお金を稼ぐ」とい うことが実現するのである。形式的な政策面で 見れば、「人民公社」の束縛から解放され、「農 家生産請負制」が導入され、国家に一定割合を 納めた後は自由な価格で商品経済的に自由に処 分して、十分に利潤の追求が保障され、農民の インセンティブが解き放たれると言われてきた が、それは実際はその通りだったのだろうか。 十分に農業が報われる職業であれば、3億人弱

<sup>👊</sup> 国家統計局住戸調査事務所著(2012 年)『中国農村貧困監測報告 2011』中国統計出版社 p. 12。

⑩ 国家財政部農業司扶貧処課題組著(2013年7月12日)「我国农村扶贫开发资金需求预测」農村総合改革研究中心。 http://znzg.xynu.edu.cn/Html/?15577.html にアクセスすることで確認できる。

の農民工の発生の説明がつかない。農民は「人 民公社 | の東縛から解放された。それは本当だ ろう。しかし、農民は自由に自分の作物を市場 で売却できているのだろうか。生活水準は上昇 しているのだろうか。ところが、そのいわゆる 向上が相対的であったのである。昔から農民は 十分に食べることができないと言われてきた。 ところが、改革後は基本的に満足できる食事が 可能になった。1980,90年代,更に現在になっ ても、依然として中央政府により主導されるメ ディア (新聞, ニュース) に改革の偉大な事跡 として褒め称えられている。依然として高校の 政治・経済の教科書中の重要な内容としてあげ られている。1949年以降の中国政治経済大事 件を顧みて、「農家生産請負制 |や「改革・開放 | や「九二南方講話」は皆鄧小平時代の政治上の 功績として取り上げられている。しかし、鄧小 平時代以降これまでの中央政府は「農家生産請 負制」をスローガンとして美化しているだけで、 それ以後の事実的な農村経済の発展のための政 策は提起されていない。農民の民生問題は本質 的に改善されていない。

改革措置として、数少ない改革政策として出されたのが 2006 年農業税の廃止であった<sup>(110)</sup>。 国家の財力、経済政策が都市部(特に北京、上海のような大都市)偏重になっている。故に、中国都市部の様相やインフラや都市住民の所得及び生活レベルや社会福祉は大幅に向上した。しかし同時に、水かさが増せば船も高くなるわけで、都市部の物価が上がれば、全国的に生活必需品(消費財)や工業製品の価格や他の費用も自然に上がってくる道理である。1980 年代後期になって、農民たちは郷里に引き続き留まれないようになった。農村に留まれば、満足な 食事ができるが、まだ衣服への欲望や娯楽の追求など一連の物質的な問題解決にはならない。若い農民に対して、農村に留まれと強制することはできない。彼らは未来の希望に燃え立つ心を持っているのである。本稿によって論証しようとしたことの一つは、以下のことである。何故大量の農村青壮年労働力は都市に入ったのか。その答えは、農業によって得られる農産物販売利益が極めて低いことに由来するのである。以下、この点を農村での現地調査の事例にふまえて、明らかにしていきたい。

# 調査事例 1 (2015 年 6 月)

遼寧省大連市旅順口区三澗堡鎮韓家村に住ん でいる韓氏の事例に関して、以下にまとめる。 夫婦は共に70歳(2015年)で、子息は一人で、 既婚であり、まだ韓家村で暮らしている。韓 氏夫婦に子息を加えて、3人で請け負っている 田畑は4.5ムーである。その中の4ムーは2012 年までは麦を植えていた。毎年、麦を刈り入れ る。韓家では自家の碾き臼で麦粉を挽く。その 麦粉は旅順口区では「磨子面」と呼ばれる。韓 氏は馬車で、2000年以降はモーター付き三輪 車で小麦粉を都市まで運んで販売していた。韓 氏は自ら生産し、自分で販売する場合は、利潤 は大きいと言った。「磨子面」は農民が手で少 しずつ挽いている。いかなる添加物も加えてい ないので、小麦粉加工工場で生産された小麦粉 より健康に良いとされている。価格はスーパー マーケット店よりキロ当たり20%ぐらい高く, 「磨子面」を売る収入は韓氏家庭の主な収入で ある。残った 0.5 ムー田畑は自家で食用の野菜 (白菜、大根、葱、トマト、じゃがいも、さつ ま芋など)を植えていた。韓氏が20年余やっ

<sup>□</sup> 中央政府より公布(2005年12月31日)「中共中央国務院、社会主義新農村建設を推進することに関する若干意見」(中国語原文:「中共中央国务院关于推进社会主义新农村建设的若干意见」)(2016年の中央1号文書)。 http://www.gov.cn/gongbao/content/2006/content\_254151.htm

韓氏は2012年当時、彼が麦を生産する場合 の支出と収入の情況を筆者に対して詳しく紹介 してくれた。4ムーの麦を植えた。種子を買っ て、320元ほどかかった。化学肥料代は650元 ぐらいで、農機具を賃借して、畑を耕し播種す るための賃借料は200元であった。農薬を2回 散布した。農薬費用は160元であった。麦の 成長中期に化学肥料を1回追肥して、120元か かった。韓氏自家の井戸は深く掘ってあり、水 源は充分なので、灌漑用水の費用は省くことが できた。麦を刈り入れるとき、韓氏の家庭は 労働力不足なので、人を雇う必要が生じた。1 ムーの麦を刈り入れる人件費は50元で、4ムー で200元を支出した。モーター付き三輪車用 ガソリンは100元であった。勘定して、4ムー の麦の生産費を算出したら、合計で1550元と なった。

韓氏は2012年に天候が順調で麦の出来がよかったため、4ムーの田畑で1900キロの麦を収穫した。当該年、麦の販売価格は1.94~2元/キロであったので、総売り上げは3700元前後であった。コストを除いて2000元ぐらい稼げたと言った。韓氏が自分で麦を「磨子面」に加工しているため、加工せずに販売する場合よりも高く販売できる。そのため、2012年の韓氏夫婦の収入は2500元であり、政府からも

らった70元/ムーの食糧補助金(食糧補助金 に関する政策は後で説明する)を加えて、韓氏 夫婦の所得は2800元である。また、韓氏は、 順調な気候条件にも恵まれることも多いが、災 害に遭ったこともあった。そこで収穫は一気に 落ち込んだ。一年間の所得は2800元から大き く落ち込んだ。しかしこの金額は彼らの息子が 工場で一カ月労働して稼いだ賃金と等しいもの であった。この数十年のあいだ、国家は食糧の 買い取り価格を上げた。しかし、食糧の買い取 り価格が上がると、化学肥料の価格も直ちに上 がり、しかも、食糧の値段よりも上昇幅は大き かった。実は、私(韓氏)は、麦の価格が上が ることを渇望してはいない、ただ農業用物資の 価格が上がらないことを渇望するだけである。 この幾年来、農薬の価格だけ些かに安定的であ り、ほかの農業用物資は、特に化学肥料の価格 は急激に上がった。2013年、化学肥料の価格 は2008年以前よりほぼ倍増し、麦の価格はわ ずかに $0.2 \sim 0.3$  元が上がり、格差が大きいと 言った。

## 調査事例 2 (2015 年 6 月)

遼寧省庄河市大営鎮大営村に住んでいる孫氏の家庭を調査した。世帯主は孫氏が58歳(2015年)であり、夫人は56歳である。家には息子が一人で、息子の妻を加えて、そして4歳の孫と1歳未満の孫が2人いる。6人が同居している。孫氏家庭は6ムーの田畑(息子の嫁と2人の孫は田畑支給はない)を請け負っている。息子は中学校を卒業してから、大連市の日本系企業で勤務しているが、週末には家に帰っている。息子の妻はいつも2人の子供の世話をしている。孫氏家庭の6ムー田畑は基本的に孫氏夫婦2人で経営・耕作している。夏季に6ムーのトウモロコシを植える。収穫後、大部分のトウモロコシが売り出され、一部が残される。また、孫氏家の庭では豚2頭と10匹の雄の鶏を

飼っている。何故雄鶏を飼うか、ということは 漢方薬の原料として販売するからである。家畜 はトウモロコシを飼料としている。トウモロコ シを刈り入れてから、白菜や大根などの野菜を 植えて、冬季に自家食用になる。

孫氏の紹介によれば、6ムーのトウモロコシ の植え付けを行った。12キロの種が必要で、 14元/キロで、168元はかかる。1ムー田畑は 一袋の尿素が必要で、110元/袋で、660元は かかる。灌漑用水が90元/回で、仮に降雨が 充分な場合には一回の人工灌漑で足り, 仮に降 雨不足の場合には、トウモロコシが熟すまでに 追加で2回灌漑し、180元はかかる。除草剤は 120元はかかり、農薬を買って、140元はかか る。6ムーのトウモロコシは天候順調の場合、 約1200元を投入する。1ムーの田畑は約500 キロのトウモロコシを収穫でき、6ムーの田畑 で産出したトウモロコシの売り上げは4800~ 5000 元であり、1200 元のコストを除いて、約 3600 元を稼げる。600 元 / ムーを稼ぐ時は一番 よい収穫の場合である。庄河市地区は海に近い ので、風が強く、強い風雨に遭う。その場合 は、作物が倒伏する。このような損失をリスク とすれば、損失を考えて、それほど多い収穫に はならない。1ムーのトウモロコシは500元稼 げば良い方である。更に、農業生産の所得の計 算方法は売り上げからコストをマイナスすれば それがそのまま利潤になるわけではない。農業 生産に従事しない人にとっては自然に左右され るのが農業であるというリスクの問題がわか らない。2015年の場合を話そう。いつも通り 1200元を投入した。しかし、夏に入って、全 然雨が降らない。人間や家畜の飲用水も不足す る。例年であれば、平均で2000キロぐらいの 収穫を見込めるが2015年は、トウモロコシは ほとんど収穫の見込みが立たない。6ムーの田 畑で300キロが収穫できれば、良い方である。 その収穫量であっても、豚、鶏の飼料の確保に

ついては問題はないと語ってくれた。

2014年、孫氏は大部分のトウモロコシを売却し、2700~2800元ぐらいの売上げがあった。政府からもらった食糧補助金を加えて、農作物販売による収入は3000元ぐらいである。自家で飼育している豚は一頭を売り、鶏は半分を売り、500元の売上げを稼いだ。合計をすると、2014年の孫氏夫婦の所得は約3500元である。しかし、2015年孫氏夫婦の所得は約ゼロ、もしくはマイナスである。孫氏は、私だけではなくて、地元ニュースの報道によれば、遼東半島南部地区の夏季のトウモロコシは降雨がないために、収穫がゼロに瀕していると語ってくれた。

食糧生産と比べれば、野菜や果物などの経済 作物を作った方が、収益が高いはずだと思い、 その問題について、筆者は孫氏のケースを聞 き取った。孫氏は、例えばキュウリを植えた。 敷地面積の1ムーの日光温室では2日間で150 キロのキュウリを摘めた。3元/キロで1年に 2回が収穫でき、年収は3万元以上である。と ころが、収益は確かに高い。けれども、弱点が 存在する。ローンを借りることが難しいという 問題である。2つの日光温室を作れば、コスト で少なくとも9万元はかかる。四. 五棟を作れ ば、四、五十万はかかる。だが、銀行は基本的 には農民に貸し出さない。村では農民Aが借 金で日光温室を作った。しかし、経済作物は食 糧とは違い、心をこめて世話をしなければなら ない、農業技術の要求も高い、最もよい場合に は農業技術員の指導をもらうこともできる。そ の農民が最初に植える場合、経験不足で、天井 部分はプラスチックの膜を2枚だけ覆った。故 に、保温効果が悪く、寒気に遭い、キュウリが 全滅した。他方、キュウリが熟したら、買い手 と連絡をつけることに悩む。見てごらん。温室 はどこにもない。温室を作るだけの大金は農民 にはないんだ。テレビのニュースを最近見た。 田畑には温室が並んでいた。所有者の彼はテレ

ビのインタビューで高い収益性を誇らしげに 語った。私はそんなのは信じられない。これだ けの温室を作れる資金力なんかもともと農民に はない。テレビは真実を語ってくれない、と言った。

孫氏は息子に筆者を案内させた。6 ムーのトウモロコシの状況を見せてくれた。ところが、農民工で出稼ぎをしている息子には、数千ムーの田畑のどの部分が自家のトウモロコシ畑がわからない、と言う。

その後、孫氏夫妻が改めて田畑に案内してくれた。一面に枯れて黄色になったトウモロコシ畑があった。すべての何千ムーのトウモロコシは全滅の状態であった。孫氏の息子は、果物や野菜の小売価格が高すぎるが、農民にとっては利益にはならない。政府は農産物流通の管理をしていないので、野菜などの取扱卸や小売商人のみが金儲けをしている、と語ってくれた。政府の多数の部局の関心は農産物流通から税を徴収することにだけあると語ってくれた。

中国農民にとって農業からの収益が何故極端に低いのか。まず、中国農民の一人当たり田畑面積が小さいことである。故に、農作物の産出高は小さい。だから、収益の低いのも当然である。以上は客観的な原因である。他方、農作物価格と生産コストの問題もある。中国政府は中国農業の社会的、経済的矛盾の所在に対してしっかり理解している。2005年12月31日、中央政府は、「中共中央国務院、社会主義新農村建設を推進することに関する若干意見」(2006年の中央1号文書)を発表した。「社会全体で『小康』(111)社会を建設しようとすれば、最も困

難な、最も複雑で重大な任務は農村にある。 ……農村人口の多いことはわが国の国情であ る。しっかりと農村部の経済を前進させ、しっ かりと農村を建設し、農民に裕福な生活をさせ てこそ、全人民が共に努力した経済成長の成果 を享受できる。また継続的に国内市場を拡大で きる。国民経済の継続的な成長を促進できる。 /……工業は逆に農業を補助すること、都市は 農村を支えること、農村に対して、多く与え、 少なく取り出し、自由にやらせることの方針 を施行する」(112)(中国語原文:全面建设小康社 会. 最艰巨最繁重的任务在农村。……农村人口 众多是我国的国情, 只有发展好农村经济, 建设 好农民的家园, 让农民过上宽裕的生活, 才能保 障全体人民共享经济社会发展成果. 才能不断扩 大内需和促进国民经济持续发展。/ ……实行工 业反哺农业. 城市支持农村和"多予少取放活" 的方针), と述べている。中国政府は最初に工 業を進めるという工業優先の経済づくりに取り 組んだ。まず農産物を安く買い上げ、高い価格 の工業品を農民に売りつけるという政策を行っ た。これは、原始的蓄積と呼ばれ、農民の利益 を犠牲にしてきた。これによって現在の中国農 村の局面が形成されてきたわけである。すべて 都市や工業や産業の発展が優先された。しかし、 2004年から、農民に対しての直接的補助が提 供され始めた。10年以上を経た今でも、この 政策の効果は顕著にはなっていない。つまり. 農民と都市住民の所得格差が縮小していないの である。故に、この手段によっては根本的な農 民所得増加の問題を解決したとは到底いえない。

2003年12月31日,全国の農民の一人当た

http://www.gov.cn/gongbao/content/2006/content\_254151.htm

<sup>(</sup>III) 中国語の「小康」は、家庭の経済状況がある程度豊かであるという意味である。今の中国における「小康」は 改革・開放後に鄧小平が掲げられた目標であり、衣食に困らない生活の次の段階を目指す。

<sup>(12)</sup> 中央政府より公布 (2005年12月31日)「中共中央国務院、社会主義新農村建設を推進することに関する若干意見」(中国語原文:「中共中央国务院关于推进社会主义新农村建设的若干意见」)(2016年の中央1号文書)。

りの所得が持続して上昇しづらい情況に対し て. 中央政府は「中共中央国務院. 農民が収入 の増加を促進することに関する若干政策の意 見」(2004年の中央1号文書)を公布した。そ の内容は以下の通りである。「目前に農業と農 村の発展は多くの矛盾及び問題点が存在してい る。顕著なものは農民の所得が上昇しづらいの で、全国農民の一人当たりの所得は連続して上 昇しづらい。特に、食糧の主産地地区<sup>(113)</sup>にお ける農民は所得の伸び幅が全国平均レベルより 低い。多くの単純な農業に従事する農民の所得 は持続して上昇せず、更に下がってくる。都 市部の市民と農村部の農民は所得格差が依然と して拡大し続けている。農民の所得は長期的に 高めることができなければ、農民生活水準の上 昇が阻害されるだけでなく、食糧生産と農産物 の供給も影響を受ける。農村部経済の成長に制 約があるだけではなく、 国民経済全体の成長に も制約がある。また農村社会の進歩にも関係す るだけではなく、全面的に小康社会を目指し、 実現することにも関係することであり、重大な 経済的問題となるだけではなく、 重大な政治的 問題ともなりうるのである。/現段階では農民 の所得が上昇しづらいことは……都市、農村の 二元体制のために長期的に積み重ねた各種の複 雑な矛盾の総合的な反映である |<sup>(114)</sup>(中国語原 文: 当前农业和农村发展中还存在着许多矛盾 和问题, 突出的是农民增收困难。全国农民人均 纯收入连续多年增长缓慢, 粮食主产区农民收入 增长幅度低于全国平均水平,许多纯农户的收入 持续徘徊甚至下降, 城乡居民收入差距仍在不断 扩大。农民收入长期上不去,不仅影响农民生活 水平提高, 而且影响粮食生产和农产品供给; 不 仅制约农村经济发展, 而且制约整个国民经济增 长;不仅关系农村社会进步,而且关系全面建设 小康社会目标的实现;不仅是重大的经济问题. 而且是重大的政治问题。/现阶段农民增收闲 难, ……也是城乡二元结构长期积累的各种深层 次矛盾的集中反映). と述べている。ここで. 中国政府は遂に「二元」体制が国民経済にもた らした影響を反省し始めた。何故この2003年 の時点に及んで、事態の重さを認識したのか。 農村経済の景気動向が国家全体の経済成長を制 約するからである。この国家では人口過半を占 める農民 (特に食糧を生産する農民) の所得が 持続的に低下し、それに相応して、日常的な購 買力が低下してしまった。膨大な農民・農村の 市場を開拓しない限り、都市部で生産された商 品は都市部のみで消費されるしかない。

仮にそうすれば、工業生産は需要を超える現象ができ、需要・供給の法則は踏み躙れ、悪化し続ければ、経済恐慌が発生する。それはただ「三農」問題だけではなく、中国国民経済の大局に関係する。農民の所得問題、生活水準問題が2004年に中国政府に重視されたというよりは2004年の以前は軽視されていたというべきであろう。このような事態がつづけば、農民の所得問題及び市民と農民の所得格差問題は危機の瀬戸際にまで追い込まれてしまう。

農業に従事する農民の中では、食糧を生産する農民の所得が最低である。中国政府は1950年代末期から60年代初期にかけての大飢饉はまだ新しい記憶に残る事態であった。故に、粗略にしてはならないのである。2004年から、

<sup>(</sup>II) 中国では食糧の主産地が河北省,内モンゴル自治区,遼寧省,吉林省,黒龍江省,江蘇省,安徽省,江西省,山東省,河南省,湖北省,湖南省,四川省である。

<sup>(14)</sup> 中央政府より(2003年12月31日)「中共中央国務院、農民が収入の増加を促進することに関する若干政策の意見」(中国語原文:「中共中央国务院关于促进农民増加收入若干政策的意见」)(2004年の中央1号文書)。 http://www.gov.cn/test/2005-07/04/content 11870.htm

政府は食糧を生産する農民に直接的補助を施行 し始めた。中央の1号文書では、「2004年に、 中央政府は……食糧の主産地地区に対して、農 民の直接的補助金を負担しなければならない。 他の各省は地域内で食糧を生産する農民に対し て、直接的補助金を負担しなければならない。 各地方政府は、食糧を生産する農民のインセン ティブを様々な政策で高めなければならない。 そのために、実行しやすく、且つ監督しやすい 方法を考察し、補助金を支給する場合では確実 に農民の手に渡る方法を考察しなければならな い | (115) (中国語原文: 2004年、国家……用于主 产区种粮农民的直接补贴。其他地区也要对本省 (区, 市) 粮食主产县(市)的种粮农民实行直 接补贴。要本着调动农民种粮积极性的原则。制 定便于操作和监督的实施办法,确保补贴资金真 正落实到农民手中). と述べている。2005年2 月17日に公布した中央1号文書,すなわち、「中 共中央国務院. 農村仕事を一層強化し. 農業総 合生産能力を高めることに関する若干政策の意 見|(116)では、食糧を生産する農民に直接的補助 を実行し続けること以外に「優良品種補助」と 「農機具買い入れ補助」が増えたことである。 2007年の中央1号文書, すなわち, 「中共中央 国務院、積極的に現代農業を発展し、社会主義 新農村建設をしっかり推進することに関する若 干意見」(117)では、また「農業生産資料総合補助」 が増えたことである。この四つの農業補助は最 初に麦、トウモロコシ、稲、アブラナなど食糧

と食用油用の農産物であり、それから、補助対象の農産物の種類は徐々に増えて、例えば、綿花、落花生、馬鈴薯などに拡大していった。しかし、野菜、果物は含まれていない。肝要な点は、補助している金額が少なすぎることである。1ムー当たりの補助金は一回の風邪の医療費にも足りないのが実情である。更に、農薬、化学肥料など生産手段の値上がりに対しては効果が期待できないのである。故に、僅かの農業補助金では生活水準でも、次年度の再生産の確保においても、役割を果たせないのである。

以下は、筆者が農村で発見したことがらであ る。簡単に言えば、この補助金受給に関する不 正の多発である。農業補助金受給の過程には、 補助資格以外に多くの農民も補助金を獲得し た。更に、田畑は耕作しないまま、都市へ出稼 ぎに行く農民でも補助金を獲得したケースもあ る。毎年、政府はその四種類の農業補助金に対 しての予算が一定であり、食糧を生産する農民 の所得を高める。しかし、実施する過程に資金 が分散されてしまった。2004年から、10年以 上を経た今でも、農民と都市住民間の所得格差 が縮小せず、農民家庭は生活水準の改善が依然 として出稼ぎを頼りにしていることである。目 下の政策によって実行し続ける場合には、現在 でも、将来でも、農村、農業、農民の状況は変 わらないと思われる。

<sup>(115)</sup> 同上。

間 中央政府より公布 (2005年2月17日)「中共中央国務院、農村仕事を一層強化し、農業総合生産能力を高めることに関する若干政策の意見」(中国語原文:「中共中央国务院关于进一歩加强农村工作提高农业综合生产能力若干政策的意见」)(2005年の中央1号文書)。

http://www.gov.cn/gongbao/content/2005/content\_63164.htm

Ⅲ 中央政府より公布(2007年2月10日)「中共中央国務院、積極的に現代農業を発展し、社会主義新農村建設をしっかり推進することに関する若干意見」(中国語原文:「中共中央 国务院关于积极发展现代农业扎实推进社会主义新农村建设的若干意见」)(2007年の中央1号文書)。

http://www.gov.cn/gongbao/content/2007/content\_564121.htm

# 第7章 中国食糧市場の国家独占

中国における食糧市場の変遷についてインタビュー調査を行った。インタビューの相手は王氏であり、彼は「人民公社」を経験した農民であった。更に、李氏に対してインタビューを行った。彼は食糧局で約30年在職経験を有する人である。中国食糧市場の国家独占問題について詳細な事実を収集できた。

農民の王氏は主に筆者に中国の計画経済時期 における食糧の生産,経営の実態を紹介してい ただいた。以下は筆者が王氏の話を整理した内 容である。

「農家生産請負制」が導入される前の「人民公社」時期に、農業生産は「平均主義」を行っていた。そこでは、農民たちの生産の積極性は高くはなかった。自家用の食糧でも足りなかった。一方、食糧の生産高は低く、他方、「公購食糧」(中国語「公购粮」)の量は多かったのである。「公購食糧」とは「公食糧」(中国語「公粮」)と「購食糧」(中国語「购粮」)の総称である。「公食糧」は農民が政府に納入する農業税であり、当該年の食糧価格と納入量を定めていた。それは強制的であった。農民は自分が満足な食事ができなくても、納入しなければならない。「購食糧」は政府が当該年の食糧価格によって農民の方から買い入れた食糧であり、一般的に価格は低く、それは農民の唯一の現金収入である。

「農家生産請負制」が導入された後、中国農民の生産に対する積極性が高められ、食糧の生産高も大幅に増えてきた。農業税としての「公食糧」の徴収は易しくなってきた。しかし、国家は新しい政策(118)として、「公食糧」が農業税に代替される政策が廃止され、直接的に現金の

形式で納入することとなった。農民は食糧(農産物)を売却し、現金を獲得して、農業税は払い込めるのである。そのとき、中国の食糧市場は政府の独占的統制のもとにあって、農民は自分で生産した食糧を所在する郷鎮の食糧管理所(中国語「粮管所」)に売却しなければならない。その後、政府の幹部にとっては農民の生活水準が高まり、収入が上がることが判明してくる。すると、多様な税金が一挙に課税され始めた。例えば、教育、衛生、計画出産、インフラについての税金である。生活を改善したばかりの農民は新しい苦境に陥ってしまった。その頃から、中国の農民は都市部の生活に憧れ始めた。都市部労働者の月給制度に憧れ始めた。

王氏が紹介した事実は日本人研究者の指摘と 基本的に一致する。例えば、中兼和津次は、 「1970年代末から80年代の初めにかけて、中 国農業は生産請負制と呼ばれる大胆な非集団 化. ないしは個人農化を実施し. これまで閉じ 込められていた農家のエネルギーは噴出するこ とになった。毎年のように農業は高成長を遂げ、 84年には史上最高の食糧生産4億トン余を達 成し、この成果は中国の首脳部に大きな自信を 与え、国際的にも注目されることになった。し かし、85年に改革の第二段階、ないしは第二 次改革ともいわれる農産物の強制買い付け制度 から契約買い付け制度への切り替えを行ったこ ろから、中国農業は停滞し始め、特に食糧生産 は89年まで84年水準を回復できず、人口一人 当たりにすれば、依然低迷状態を脱出できてい ない」(119), と説明する。

同著ではまた、次のように説明される。「1980 年から 1988 年にかけて、平均的にみた農民の 実質所得が増大した。すなわち、農民一人当た

<sup>□</sup> 国務院により認可,財政部により公布 (1985年5月17日)「農業税,食糧の「逆三七」比率価格によって代金を 徴収することに関する問題の申請」(中国語原文:「关于农业税改为按粮食 "倒三七" 比例价折征代金问题的请示」)。 http://www.china.com.cn/law/flfg/txt/2006-08/08/content\_7057630.htm

りの純収入は1980年の191元から88年の545元へ、そのうちの農業収入は150元から346元へ、それぞれ増大した。しかし、それを農村小売物価指数で実質化してみると、85年から農民の一人当たりの収入は停滞しはじめていたのである。とくに農業収入(そこには作物生産ばかりではなく、林業、漁業、畜産からの収入も含まれる)の場合、85年以降実質収入は若干とはいえ低下している。作物生産からの収入だけをとってみると、実質収入の低下はもっと著しい」(120)、と述べている。

食糧局の公務員李氏は筆者に中国政府が 1990年代から現在にかけての食糧市場に対す る政府のコントロールを紹介したが、以下は筆 者が李氏の話を整理した内容である。

1994年から、中国政府が「統購・統销 | 政 策を廃止し、民間での食糧の商業的経営が可能 となった。そこで、政府は食糧の買い入れ価格 を上げた。しかし、その同時に、農業用生産手 段の価格が常に上昇し、農民は食糧価格の上昇 によってもたらされた利益が獲得できなくなっ た。しかし、国家は農業用手段の価格を値上げ たことで、財政収入を増加させた。1994年以 降、中国の食糧生産、経営は既に国家独占では ないという形をとっている。しかし、実態をみ ると、政府が常に食糧の価格設定権を握ってい る。市場で食糧を販売する露天商人が出現し た。露天商として登場したのは食糧生産者とし ての農民であった。販売されていた食糧は農民 が自家消費分として保留が許されていた部分で あった。これによって、地域に食糧市場が出現 する。しかし、これは全体からみれば小さな部 分にしかすぎなかった。食糧の買い入れと売却 は依然として国家の食糧部門が独占的に経営し ていたのである。特に、食糧の買い入れに対して、国家は依然として地方政府の食糧の買い入れ任務を下達していた。食糧の販売に対して、全国各地で食糧を販売する店が出現したが、それは国有食糧倉庫から卸してもらっていた部分であり、彼らはそれを小売りしていたのである。

1990年から、中国政府は「食糧買い入れ最 低保障価格 | 政策を施行し始め、農民の利益を 保護するようにも見える。実際は決してそうで はない。政府は毎年、春植付け期になると、市 場に流通する食糧は少なくなる。そこで、食糧 価格の騰貴が始まる。その時、政府は倉庫中の 備蓄食糧を市場に投げ売りする。食糧価格を安 定化するためであり、食糧価格が若干上がって も、政府が備蓄食糧を投げ売りするので、価格 が反落するようになる。春の耕作の前に、政府 は昨年より若干高い食糧買い入れ最低保障価格 を作って、食糧を生産する農民の意欲を高める ためである。農民は食糧を収穫してから、事前 に最低保障価格を作ったので、政府の食糧部門 と食糧加工企業は最低保障価格によって農民の 食糧を買い入れる。毎年、中国の食糧生産、流 通がこのような過程を循環しているが、 分散的 経営の小農にとっては食糧の値上がりによって もたらす収益は全然獲得できない。

田島俊雄は、「……なし崩し的に食糧価格の自由化と配給の撤廃が行われた。そして93年に入りこうした改革は北京、上海などの大都市にも波及し、全国的なものとなった。国有の食糧流通企業は維持されたが、食糧の買い付け価格・買い付け量、消費者に対する販売価格・販売量は市場メカニズムに基づいて決定されることになった。ただし、大消費地に対する供給指標は引き続き主産地に下ろされ、補助金の供

<sup>(</sup>Ⅱ) 中兼和津次 (1991 年)「一九八○年代中国農業停滞の構造――いわゆる「農業俳諧」の意味を考える」毛里和子、 岡部達味編『改革・開放時代の中国〈現代中国論 2〉』日本国際問題研究所 p. 158。

<sup>(20)</sup> 同上, p. 161。

与,最低保証価格による一定数量の買付けという形で、安定供給が目指されている。そして、93年秋以降、食糧の市場価格は高騰したが、政策当局の売り介入という形で鎮静化している」(121)、と述べている。

李氏に次のような質問をした。何故膨大な中 国農民の人口がありながら、「食糧買い入れ最 低保障価格 | に対して無力なのか. と。李氏は. 中国では2億余の農家は同時に季節によって食 糧を生産し、それから、同時に市場に進出し て、必然に競争が生じる。一斉に売られると価 格上昇に結びつかない。例えば、中国には、「労 働組合連合会」がある。企業の労働者の利益を 代表している組織である。「中華全国婦人連合 会 | があり、女性の利益を保護している。しか し、農民組織はない。故に、中国においては、 農民の人口が一番多いが、パワーが一番弱く、 政府に支配されることが唯一の選択肢となって おり、自主的な価格設定権を有していない。食 糧問題は最重要な問題であるが、他の農産物も 同様に重要である。生産高が少ない場合、所得 水準が低下する。生産高が多い場合、価格が下 落して、所得水準が低下してしまう。原因は農 民のために利益を勝ち取る何がしかの組織が欠 けているからである、というのが李氏の説明で あった。

つまり、中国では目下のところの食糧マーケットは依然として政府統制管理下のマーケットである。中国には、強大な国有食糧部門があり、他方、分散的経営を含む小農と広範な消費者である。食糧は農村の田畑から消費者の購入までの過程を流通するのであるが、市場の法則によって流通するのではなく、政府の行政命令

によって流通している。

# 第8章 郷鎮企業と農民工

#### 第1節 中国郷鎮企業の紹介

中国政府は「改革・開放 | 政策を施行した後. 特に、1984年に至るまで、全国において基本 的に「農家生産請負制」を導入した後、農民の 生産積極性が高まって、農家労働力(農民)は 次第に田畑の束縛から解放された。多くの若い 農民は都市部へ出稼ぎに行った。また一部の青 壮年の農民は地元に位置する郷鎮企業で. ある いは近所の郷鎮企業で非農業生産に従事してき た。郷鎮企業は「第十一期三中全会」以降、特 に、1984年以降勢いよく発展してきたのであ る。1997年1月1日から施行された「中華人 民共和国郷鎮企業法 | の第二条によれば、法律 的角度から郷鎮企業は明確に定義されている。 すなわち、「郷鎮企業とは、農村集団経済組織 もしくは農民が投資(投資のシェアが50%を 超え、もしくは50%未満だが、特別な株式に よって、実際上の支配的地位を持つこと)の主 体であること、且つ、郷・鎮(管轄区域中の村 を含む)で設立された農業生産を援助する義務 を有する各種企業である」(122)(中国語原文: 乡 镇企业, 是指农村集体经济组织或者农民投资为 主, 在乡镇(包括所辖村)举办的承担支援农业 义务的各类企业。前款所称投资为主, 是指农 村集体经济组织或者农民投资超过百分之五十. 或者虽不足百分之五十, 但能起到控股或者实际 支配作用),と定義される。換言すれば、郷鎮 企業の投資形式は二種類が存在している。一つ は農村集団経済組織(鎮政府また郷政府)の投

<sup>(2)</sup> 田島俊雄(1995 年)「中国農業の市場化――構造と変動」毛里和子編『市場経済化の中の中国〈現代中国論 3〉』 日本国際問題研究所 p. 100。

<sup>(22)</sup> 中央政府より公布(1997年1月1日施行)「中華人民共和国郷鎮企業法」。 http://www.gov.cn/banshi/2005-06/01/content\_3432.htm

資によって設立された企業であり、一つは農民個人あるいは複数の農民が共同で資金を調達して設立した企業である。更に、第三条によれば、「郷鎮企業の主な任務は、市場の動向に従って商品生産を進め、社会的サービスを提供し、社会に対して、有効な供給を増加させ、農村部の余剰労働力を吸収し、農民の所得を高め、農業生産を援助し、農民及び農村現代化を推進し、以て国民的経済と社会発展を促進することである」(123)(中国語原文:乡镇企业的主要任务是、根据市场需要发展商品生产、提供社会服务、增加社会有效供给、吸收农村剩余劳动力、提高农民收入、支援农业、推进农业和农村现代化、促进国民经济和社会事业发展)、と述べられている。

郷鎮企業は、元来、中国における都市部と農村部に分離する「二元経済構造」から生まれたものである。農民は長期的に厳しい戸籍制度の制約を受けることと住所の自由選択の禁止の結果、農民が農村部に起業した企業形態を有し、郷鎮企業としての固有性を強く有する経済的集団として発展してきた。

1984年3月1日,国務院により「社隊企業の新局面を開発・創造することに関する報告」(124)が採択された。その報告の中で初めて「郷鎮企業」という名称が採用された。中央政府は郷鎮企業を進めることによって、農村経済を振興し、農村部の余剰労働力の就業問題を解決する手段にし、更に、農民が過剰で盲流化し都市へ流れ込む現象を回避しようと企図した。この時点で、中央政府は郷鎮企業の発展のために、次のような政策を立案した。例えば、資金上の支持や高速道路の運輸代と税金の一部減免などである。1984年以降、中国農村部の郷鎮企業が

急速な勢いで発展・成長を遂げた。郷鎮企業の発展は、特に東南沿海部に位置する浙江省と江蘇省において、最も急速に発展した。それに対して、西部及び内陸など経済発展がたち遅れた地区では、郷鎮企業数は少なく、故に、その地区の農業以外で収入を得ようと考えている農民のほとんどは都市部に移動し、農民工を供出する地区になる。例えば、湖南省、湖北省、四川省、安徽省、江西省、陝西省、甘粛省などである。

1980~90年代,中国農村における郷鎮企業 の規模は小さく, 投資額も少なく, 生産技術や 機械設備に対する条件の水準も低く、労働者の 報酬も高くなかった。労働分配率が低いという 点が郷鎮企業の競争力を担保してきたわけであ る。基本的に体力を基本とする単純労働が主で あり、労働者を養成訓練する必要が小さい。つ まり、郷鎮企業の生産、経営コストは国有企業 より低い。更に、郷鎮企業で働く農民は給料だ け稼ぐこととなり、都市部の国有企業で働く労 働者のような福利厚生政策の恩恵にはあずかれ ない。それ故、郷鎮企業が生産する産品の価格 が安く、大きな競争力を有し、より多くの収益 が獲得できた。これが中国の工業品の輸出競争 力を高め、「世界の工場」といわしめるように させた原動力となったのである。

## 第2節 郷鎮企業の発展を制約する要因

## 1) 税金負担の重み

農民と都市市民間に身分の不平等のために、 農民(農村)により設立された郷鎮企業は後ろ 盾がなく、いつも弱い立場にあった。国家の税 収機関と地方政府管理部門が各種名義で郷鎮企 業から税金(費用)を取り、国家により公布し

<sup>(123)</sup> 同上。

<sup>(24)</sup> 国務院により公布(1984年3月1日)「社隊企業の新局面を開発・創造することに関する報告」(中国語原文: 「关于开创社队企业新局面的报告」)。

http://www.110.com/fagui/law\_2773.html

た郷鎮企業に対する特恵政策が地区まで下達したら、空文化してしまった。

筆者の親戚は1986年に地元(大連市旅順口 区江西鎮文家村) で郷鎮企業を設立した。資金 は親戚と友人からの借金である。その企業はプ ラスチックの桶を生産していた。主に食品生産 企業に提供し、食品を詰める容器として、例え ば、漬け物の生産企業、青果の加工企業などに 対して供給された。その郷鎮企業は1995年に 倒産し、10年間ぐらいの経営であった。その 期間、筆者は行ったことがあり、少年時代の記 憶として残っている。筆者が電話でその親戚に 連絡し、当時の経営情況を確認した。企業名は 「福利場」で、農民の私人投資企業に属する。 管理職員は少なく、娘は経理を担当していた。 その親戚の友人は人事部門、仕入れ部門などの 企業管理を担当していた。雇用していた労働 者は約20人で、経営者(親戚)は工場の中で 労働者の先頭に立って働いていた。1986年か ら1991年にかけては、企業の生産、経営は順 調で、収益も高かった。1990年には、平屋の 自宅を取り壊して、二階建ての鉄筋コンクリー トの住宅を作った。その親戚は2016年の時点 で75歳であった。企業設立の経緯、経営内容 については明瞭に記憶している。筆者は、なぜ その企業は前半の経営がよく、後半に問題が発 生してきたかを質問した。親戚はその問題に触 れた途端,感情が高ぶり,政府を酷評した。な るほど、1990年までに、郷鎮企業は政府に上 納した税金及び各種管理費用は多額とはいえ ず、合理的な範囲であった。しかし、1991、92 年からは旅順口区地方政府の各行政機関の中で 20余の部門が郷鎮企業に対して各種管理費用 を徴収するようになった。例えば、郷鎮企業管 理費, 営業税, 増値税, 都市建設税, 教育費付 加税, 城鎮土地使用税, 企業所得税, 不動産税 などの名目である。更に、これらの行政機関は 恣意的に税率を定めてきて、しかも、継続・繰 り返し的に徴税するようになってきた。これらの不合理な費用が企業利潤の20%を占める。 中国の旧暦の正月には、これら諸部門の幹部に 賄賂を使う。企業の経営は難しいことではない が、政府の幹部の世話をすることは疲れる、と 語ってくれた。

#### 2) 融資の困難

郷鎮企業にとっては、銀行からの貸付困難問 題が長期的な問題であった。郷鎮企業の設立 は, 当初の事情からして, 政府の支出及び銀行 からの貸付によって行われたわけではない。企 業は、政府の財政援助及び銀行の貸付に依存し てきた関係はない。郷鎮企業の成立初期には. そもそも小規模であり、技術の要求水準が低 く. 且つ主に農村労働力を雇用して操業すると しても、そもそも融資は主要な問題にはなりよ うがなかった。しかし、郷鎮企業の規模が拡大 し、機械設備を更新するに従って、郷鎮企業が 発展するための資金不足の現象が露出し始め た。一般的に言って、郷鎮企業は長期間にわ たって自己資金のみで経営を維持してゆかねば ならず、設備投資の拡大につなげてゆくことは 困難であると言わざるをえない。筆者の親戚は 貸付問題について言及した。彼は、企業を作っ たばかりの時、新品は買えず、中古の機械設 備を購入した。7~8年を経て、設備の故障率 が高くなり、修理代も嵩むようになってきた。 もし企業を経営し続ければ、設備を更新しなけ ればいけないが、銀行から借金することは難 しい。1994年より以前に、別の郷鎮企業は、 銀行の幹部に贈り物をする手段をとり、関係を 構築し、銀行からの融資を得たが、このような ケースは非常に少なかった。1994年以降、い くら努力しても、郷鎮企業は貸付の対象になら ないのだ。国家は郷鎮企業に対しての援助を弱 めてきた。銀行は融資の資金を規模の大きく、 収益の良い企業に、特に、国営大手企業に貸し

付け、それ故に、郷鎮企業は貸付を獲得できなかった。銀行としては、錦上花を添えることをして、他人の困窮を救うことはしない。だから、私(経営者)は一年の期間、資金の調達に奔走した。その結果、融資の提供者は現れず、1995年の後半に至って工場を停止した。機械を廃品として売って、農作をすることに復帰した。その前に少しばかり金を貯蓄した。子供たち(三人)は既に結婚したので、負担はない。つまり、1995・96年前後、旅順口区における郷鎮企業は、鎮・郷・村という集団的郷鎮企業でも、農民が個人投資によって作った郷鎮企業であっても、大量に倒産し始めることになった、と語ってくれた。

## 第3節 郷鎮企業の組織変更

1992年1月18日から2月21日にかけて. 鄧小平は武昌市、深圳市、珠海市、上海市など の地区を巡視して、「南方講話」を発表した後、 同年10月12日~18日に「中国共産党第十四 期全国代表大会」が北京で開催された。当時の 国家主席江沢民は「改革開放と現代化建設の歩 みを速め、中国に特徴的な社会主義事業の新し い勝利を勝ち取る |(125)(中国語原文:「加快改革 开放和现代化建设步伐, 夺取有中国特色社会主 义事业的更大胜利 |) の報告をした。その報告 の中に「我が国の経済体制改革の目標は社会主 義市場経済体制を作り上げることである」(中 国語原文:报告明确指出,我国经济体制改革的 目标是建立社会主义市场经济体制)と明確に指 摘した。1993年以降、経済のリセッションが 発生し. 収益の少ない国営企業は大量倒産して しまう。多くの企業労働者は失業した(中国語 で「下崗潮」)。そのとき、地方では各市政府、

区政府が「資産評価委員会」(旅順口区政府が成立したのは10人ぐらい)を作って、工場の建物と設備、機器などの資産価値を算定して見積もり、安売りを始めた。そこで、政府は、経済力を持つ個人が倒産した国営企業(倒産した郷鎮企業を含む)を購入することを認可した。

陳丹锋の修士論文(126)では、郷鎮企業の変身について言及している。すなわち、「特に、1990年代後半以降……つまり、体制競争の中で、公有制主体の蘇南モデルは私有制主体の温州モデルに敗北したということができる。これまで社会主義を守りながら、成功のモデルとして賞賛された蘇南の郷鎮企業は、ついに所有権を中心とした改革を余儀なくされた。地方政府の郷鎮企業に対する行政指導や管理からの撤退や、大型郷鎮企業の民営化などが盛んに展開された」、と述べている。

現在の郷鎮企業は、1997年1月1日から施行された「中華人民共和国郷鎮企業法」を根拠法としている。しかしながら、それは狭義の概念にすぎず、都市戸籍の人が郷鎮企業を買取するケースが新たに発生してきた。そうなると、農村部に位置するが、都市民が経営する企業というカテゴリーが生ずることになる。これについては、郷鎮企業に含めるべきだというのが筆者の考え方である。実は、経営者の戸籍が都市であれ、農村であれ、農村部に立地する企業は郷鎮企業と呼ばれるべきだということである。

1980 年代中期から 1990 年中期にかけて、かつて 10 年間光輝いた郷鎮企業でも、経済体制改革以降、淘汰されていない郷鎮企業でも、これらの企業は、主に経済成長が順調な東南沿海地区に分布しているが、地元また周辺部農村の農業余剰労働力が吸収でき、非農業的就業を促

<sup>(2007-08/29/</sup>content\_730480.htm にアクセスすることで確認できる。

<sup>(36)</sup> 陳丹锋(2005年1月)「郷鎮企業の生成と発展——江蘇省丹陽市後巷鎮ドリル製造企業の事例を中心として」(名 城大学大学院経済学研究科提出の修士論文) p. 7。

進したのである。ところが、交通が不便で、経済発展の遅い内陸地区に対して、農業余剰労働力を吸収する企業があまり多くないので、青壮年農民は都市に入って、あるいは経済発達地区の民営企業に入って、生きる道を探す。

# 第4節 農村部の企業の調査

A. 大連市旅順口区の農村部に位置する企業の 調査

筆者の故郷は中国東北三省(遼寧省,吉林省,黒竜江省)に位置し,遼東半島最南端,大連市旅順口区である。大連市は東北三省の中で経済力,工業が一番発達している都市である。中心部では4つの区(甘井子区,中山区,西崗区,沙河口区)があり,都市と農村が混在する区は,二つ(北の金州区,南の旅順口区)あり,周囲に行政面で大連市に附属する市が三つ(普蘭店市,瓦房店市,庄河市)ある。

旅順口区は、都市戸籍人口が6万人ほど、農 村部は8つの鎮(水師営鎮, 三涧堡鎮, 長城 鎮, 江西鎮, 龍頭鎮, 北海鎮, 双島鎮, 鉄山 鎮)があり、農村戸籍人口は17万人ほどの都 市である。筆者は旅順口区工商行政管理局の承 認と許可を得たのち、調査を行った。そこでは、 1995, 96年前後で、倒産していない郷鎮企業 は株式会社への組織変更を終了していた。2015 年の年末に至って、 旅順口区農村部に位置する 郷鎮企業は201社が存在していた(表9参照)。 従業員数の一番少ない郷鎮企業は三涧堡鎮に位 置している印刷工場であり、11名の従業員が いる。従業員数の一番多い郷鎮企業は水師営鎮 に位置して、5トン以下の起重機を生産する企 業であり、約80名の従業員がいる。概要をみ れば、旅順口区では農村地区に位置する郷鎮企 業の従業員の平均人数が40人ほどであり、合 計で8000人ほどがこれらの企業で働いて、た とえこの8000人ほどの従業員(管理職員,技 術者, 労働者) が全部で地元及び周りの農村か ら来たとしても、農村部の余剰労働力の非農業 就業問題の全面的な解決にほど遠い。中国にお ける工業が進んでいない地方では、特に農村部 では、商業やサービス業もやはり繁盛しない。 故に、多くの農村青壮年労働力は故郷から離れ て、就業チャンスの多い都市部に活路を求めに 来る。

筆者は大連市旅順口区農村部に位置する二つの郷鎮企業を実地調査し、インタビューを通じて、企業の生産、経営状況及び従業員の構成と収入状況を調べた。

# 企業調査1:旅順鑫源機械場(2016年7月)

旅順鑫源機械場は、旅順口区水師営鎮前夾山 村に位置する1997年に設立された郷鎮企業で ある。この企業の経営者王氏(56歳.都市戸 籍、都市部に住む)は企業の基本状況を筆者に 紹介した。企業の敷地面積は約4000平方メー トルで、建坪は3000平方メートル余である。 部品サプライヤーであり、主に船舶用と自動車 用に供給される冷間加工の薄鋼板を使った部品 を生産している。2003年に、企業は「ISO9001: 2000 サービス取り組み」の認証を取得し、 2012年に、「ISO9001:2008サービス取り組 み」の認証を取得した。2014年度の総生産額 は 2800 万人民元であり、 2015 年度の総生産額 は1700万人民元である。工作機械に各種機械 加工設備を加えて、123台を所有している。大 部分のものは国産であり、少数ではあるが、日 本やチェコから輸入したものも設置している。 企業の従業員数は合計62人であり、地元の人 は25%を占め、他のものは吉林省、黒竜江省 から来た農民工である。外来の農民工の中で. 女性は25人, 男性は12人, 全員は青壮年(20-40代) 労働力である。30歳以下の農民工は30 人であり、30~40歳の農民工は7人がいる。

管理職員と技術者には月給制の固定給で支払い、工場労働者には日給制の固定給で支払われ

	鎮名	長城鎮	龍頭鎮	三涧堡鎮	水師営鎮	北海鎮	双島鎮	鉄山鎮	江西鎮
Ì	企業数	21	18	33	29	17	22	42	19

表 9 大連市旅順口区農村部郷鎮企業数 (2015年)

資料:筆者の聞き取り調査を基に作成

る。従事内容と経験によって、労働者の最低日 給は80元であり、最高日給は170元である。 企業は地元労働者(農民工)及び管理職員と技 術者(共に5人)に各種保険料(医療や失業や 年金など)を支払うが、吉林省、黒竜江省から 来た農民工に保険料は支払われていない。この 企業は定休日がなく、管理職員と技術者は週一 回休んでもいいが、労働者は所用があれば、休 日を取れるが、それは有給休暇ではない。農民 工たちは少しでも収入を確保したければ、毎日 の出勤は可能である。

企業調査2:大連高速段ボール製造株式会社 (2016年7月)

大連高速段ボール製造株式会社は、旅順口区 北海鎮後沙包村に位置する 2000 年に設立され た郷鎮企業である。企業の経営者隋氏(65歳. 農村戸籍、後沙包村に住む)は企業の基本状況 を筆者に紹介した。企業の敷地面積は約4700 平方メートル余で、建坪は4200平方メートル である。各種サイズの段ボール箱を生産してい る。2010年に企業は「ISO9001:2008サービ ス取り組み」の認証を取得した。2014年度の 総生産額は2300万元であり、2015年度の総生 産額は1532万元で、3125700個の段ボール箱 を生産した。工作機械と加工設備は共に32台 あり、全てが国産のものである。従業員数は合 計35人(管理職員と労働者)であり、地元の 22人の農民工が雇用されており、吉林省、黒 竜江省から来た農民工は13人が雇用されてい るが、全て男性であり、年齢は  $30 \sim 40$  歳間である。

労働者の給料は月給制である。一か月約2000~3000人民元で、賃金水準は一様でなく、個人の能力及び経験年数によって定められている。管理職員で隋氏以外に、まだ二人いるが、隋氏の親戚であり、またトラックの運転手は二人いるが、やはり親戚である。その4人の給料明細に関しては調査できなかった。全体の従業員に対しては労災保険金を支払い、他の保険金(医療や失業や年金など)は親戚のみに支払い、地元の農民工と外来の農民工には支払わない。毎週日曜日は定休日である。

# B. 庄河市の農村部に位置する企業の調査

ところで、大連市の東北部に位置して、行政機構上は大連市に包摂されている庄河市は、昔から農業生産を主としており、工業の発展は遅い。都市部の面積は小さく、非農業人口は少ない。大部分の区域は農村であり、農業人口数が多い。庄河市統計局により公布された人口調査(全国第六回国勢調査)データによれば、「2010年、総人口数は841321人であり、都市部の非農業人口数は2005年の18万人から2010年の23.7万人まで増加した」(127)(中国語原文:2010年、人口总量为841321人、城市人口由2005年的18万人増加到2010年的23.7万人)、と述べられている。庄河市の農村部には22の郷と鎮がある。すなわち、青堆鎮、徐岭鎮、黒島鎮、栗子房鎮、大営鎮、塔岭鎮、仙人洞鎮、蓉花山

<sup>(27)</sup> http://www.dlzh.gov.cn/zhtjj/zhtjj/bmgz/118977\_891715.htm?COLLCC=2221518910 &にアクセスすることで確認できる。

郷・鎮名 企業数 郷・鎮名 企業数   青堆鎮 12 蓉花山鎮 2 王家鎮 3   徐岭鎮 7 長岭鎮 1 明陽鎮(街道) 6   黒島鎮 13 荷花山鎮 5 鞍子山郷 4   栗子房鎮 2 城山鎮 3 太平岭満族郷 2   大営鎮 2 光明山鎮 13 歩雲山郷 3   塔岭鎮 2 大郑鎮 14 桂雲花満族郷 4   仙人洞鎮 3 吴炉鎮 2 兰店郷 8   石城郷 5						
徐岭鎮 7 長岭鎮 1 明陽鎮(街道) 6   黑島鎮 13 荷花山鎮 5 鞍子山郷 4   栗子房鎮 2 城山鎮 3 太平岭満族郷 2   大営鎮 2 光明山鎮 13 歩雲山郷 3   塔岭鎮 2 大郑鎮 14 桂雲花満族郷 4   仙人洞鎮 3 吴炉鎮 2 兰店郷 8	郷・鎮名	企業数	郷・鎮名	企業数	郷・鎮名	企業数
黒島鎮 13 荷花山鎮 5 鞍子山鄉 4   栗子房鎮 2 城山鎮 3 太平岭満族鄉 2   大営鎮 2 光明山鎮 13 歩雲山鄉 3   塔岭鎮 2 大郑鎮 14 桂雲花満族鄉 4   仙人洞鎮 3 吴炉鎮 2 兰店鄉 8	青堆鎮	12	蓉花山鎮	2	王家鎮	3
栗子房鎮 2 城山鎮 3 太平岭満族郷 2   大営鎮 2 光明山鎮 13 歩雲山郷 3   塔岭鎮 2 大郑鎮 14 桂雲花満族郷 4   仙人洞鎮 3 吴炉鎮 2 兰店郷 8	徐岭鎮	7	長岭鎮	1	明陽鎮(街道)	6
大営鎮 2 光明山鎮 13 歩雲山郷 3   塔岭鎮 2 大郑鎮 14 桂雲花満族郷 4   仙人洞鎮 3 吴炉鎮 2 兰店郷 8	黒島鎮	13	荷花山鎮	5	鞍子山郷	4
塔岭鎮 2 大郑鎮 14 桂雲花満族郷 4   仙人洞鎮 3 吴炉鎮 2 兰店郷 8	栗子房鎮	2	城山鎮	3	太平岭満族郷	2
仙人洞鎮 3 吴炉鎮 2 兰店郷 8	大営鎮	2	光明山鎮	13	歩雲山郷	3
	塔岭鎮	2	大郑鎮	14	桂雲花満族郷	4
石城郷 5	仙人洞鎮	3	吴炉鎮	2	兰店郷	8
					石城郷	5

表 10 庄河市農村部企業数 (2015年)

資料:筆者の聞き取り調査を基に作成

鎮,長岭鎮,荷花山鎮,城山鎮,光明山鎮,大 郑鎮,吴炉鎮,王家鎮,明陽鎮(2009年に都 市化の推進のために、「明陽鎮」は「明陽街道」 に変更された),鞍子山郷,太平岭満族郷,歩 雲山郷,桂雲花満族郷,兰店郷,石城郷であ る。筆者が庄河市工商行政管理局から得た情報 によれば,旅順口区の状況と同じように,庄河 市の農村部では、倒産をまぬがれて,残った郷 鎮企業は全て90年代前半までに株式会社形態 の民営企業に組織変更された。このように郷鎮 企業の企業数は少なく,且つ各郷,鎮では分布 は不均等であることが分かる(表10参照)。

庄河市の農村地区においては、表10で示した郷鎮企業では、60万人余いる農村人口の内、農民工を希望しているような人々や、その比率に対しての郷鎮企業の労働力吸収の寄与率は計算可能である。その数字は必ずしも十分ではない。筆者は大営鎮に行ったことがあるが、そこでは、ただ二つの郷鎮企業があり、鶏肉処理工場と機械加工工場である。実際に、農地で労働している人々は基本的に老人、婦人、児童である。若者が出稼ぎ労働者として出向く大連市は庄河市に隣接している。その大連市は、商工業が発展しており、外資企業も多い。特に、3000社ぐらいの日本系企業が活動しており、大量の農民工を採用している。

庄河市のように、農業生産を主とする地区は、2013年度中国に中・小都市総合実力百強県、市(ランキングの100位以内に名を連ねる県また市)の中で、第32位に名を連ねた。ところで、32位以下の地区の総合実力、経済力はどんなレベルであろうか。全国でこのグループに入っていない中・小都市はどんな様相であろうか。今後、更に、中国の農村部、中・小都市について、研究を深めたい。

## 結語

大躍進政策(1958~1960年)の経済は大失敗であったと今では明確になりつつある。当初様々な施策の試みが実施されたが、それにもかかわらず、戸籍制度の根幹はそのまま残存した。それ故に、すべてが中途半端な改革になってしまっている。一種の計画経済の産物としての戸籍制度は中国社会に固定化してしまった。結果として、都市の工業化は農民工に依存せざるをえず、また農業の現代化を担う人材は都市に奪われることともなった。

戸籍制度によってもたらされた偏見は社会的な不公平の要因である。この制度を廃止してこそ、人民は自由に移動できる権利を獲得する。 そうなれば、人民の経済活動に対する情熱は激 発して、社会の活気が取り戻せ、公平な社会秩序が作れる。中国の戸籍に対する政策は、現況においては、正しい認識を欠くものとなっている。

戸籍制度と雇用、教育、労働保障、医療などの社会制度や社会保障制度とは、密接な関係がある。農村戸籍のままで、都市で生活し、労働している農民工は、この社会の福祉制度的な側面から排除されたままである。なおかつ、それ故に、都市部の人々は農民工を軽蔑し、差別的に見てしまっているという厳然たる事実もある。2億7千万人の農民工の大部分は、このような大都市で、低賃銀で労働し、生活しているのである。彼らの経済的な貢献は計り知れないほど大きい。

あらゆる社会に共通に、社会的な身分上の制度が多かれ少なかれ存在するとはいえ、中国における戸籍制度はあまりにも特殊すぎる。

皆は中華人民共和国の国民なのに, なぜ生まれると, 身分を定められたのだろうか。「中華人民共和国憲法」は基本人権を定めているのに, なぜ長期間にわたって都市に生活している外来人口(農民工)に対して, 如何なる法律的保護をも機能させないのか。たくさんの不合理は一点に集まって, 重大な社会問題を引き起こしたが, 社会の発展及び文明の進歩に影響を与えた。目下の戸籍制度が実行され続ける場合, 現在でも, 将来でも, 農民工の生存状況と都市民から軽蔑される状態の改善につながらないであろう。

近代的土地所有制度や移動の自由などの基本 的な問題の解決がなければ、中国経済の新たな 次元における発展はありえないであろう。

#### 参考文献:

中国法律法規,政策,文書:

- 1,1953年4月17日に公布「政務院勧告,農民がむ やみに都市部へ流入することを阻止する指示」
- 2, 国務院より公布 (1955年6月22日) 「平常戸籍

- 登録制度を築くことに関する指示」
- 3,公安部より公布(1951年7月16日)「都市戸籍管理暫行条例」
- 4,全国人民代表大会より公布(1958年1月9日)「中 華人民共和国戸籍登録条例 |
- 5, 中央政府より公布(1959年2月4日)「中共中央, 農村労働力移動を制止することに関する指示」
- 6, 国務院より公布 (1964年8月14日) 「公安部, 戸籍の変更を処理することに関する規定(草案)」
- 7, 国務院より公布(1955年11月7日)「国務院, 城郷を区分する標準に関する規定
- 8, 国務院より公布(1984年10月13日)「農民が集 鎮に転入居住することに関する国務院通知」
- 9. 労働人事部と城建部は連名によって公布 (1984 年 10 月 15 日)「国営建築企業、農民を契約制労 働者として採用する件、及び農村建築隊を使用す る件の暫定法! (1991 年 7 月 25 日より失効)
- 10, 労働人事部より公布(1984年12月19日)「交通, 鉄道部門, 積み卸し運搬作業に対して, 農民交替 労働者制度を施行する件, 及び請負労働者を採用 することに関する試行法」(1991年7月25日より 失効)
- 11, 鉄道部より公布(1986年5月8日)「鉄道部,交替工制度を施行することに関する暫行規定」(2003年6月17日より失効)
- 12, 国務院より公布 (1986年7月12日)「国有企業, 労働者を雇用することに関する暫行規定」(2001 年10月6日より失効)
- 13, 中央政府より公布(1982年1月1日)「全国農村工作会議紀要」(当年の1号文書)
- 14, 中央政府より公布(1984年1月1日)「1984年農村における工作任務についての通知」(当年の中央1号文書)
- 15, 中央政府より公布(1997年8月27日)「中共中央弁公庁,国務院弁公庁,農村田畑請負関係を一層安定し、完全なものにすることに関する通知
- 16,中央政府より公布(1950年)「中華人民共和国田 畑改革法」(1987年に廃止)
- 17, 中央政府より公布(1953年12月16日)「中共中央、農業生産合作社の発展についての決議|
- 18, 中央政府より公布(1956年6月30日)「高級農業生産合作社の模範規則」
- 19, 全国人民代表大会常務委員会より公布(1986年6

- 月25日)「中華人民共和国田畑管理法」
- 20,中央政府より2002年8月29日に公布,2003年3 月1日施行「中華人民共和国農村田畑請負法」
- 21, 国務院より公布(1994年4月15日)「国家八七 督闲扶助攻略計画 |
- 22, 中国銀監会, 中国農業銀行より公布(1998年)「中国農業銀行扶貧貸付管理方法」
- 23, 中央政府より公布(2005年12月31日)「中共中央国務院,社会主義新農村建設を推進することに関する若干意見|(2006年の中央1号文書)
- 24, 中央政府より公布(2003年12月31日)「中共中央国務院、農民が収入の増加を促進することに関する若干政策の意見」
- 25. 中央政府より公布 (2005年2月17日)「中共中央国務院、農村仕事を一層強化し、農業総合生産能力を高めることに関する若干政策の意見」(当年の中央1号文書)
- 26, 中央政府より公布 (2007年2月10日)「中共中央国務院,積極的に現代農業を発展し、社会主義新農村建設をしっかり推進することに関する若干意見」(2007年の中央1号文書)
- 27. 国務院より認可,財政部より公布(1985年5月17日に公布)「農業税,食糧の「逆三七」比率価格によって代金を徴収することに関する問題の申請」
- 28, 国務院により公布 (1984年3月1日)「社隊企業 の新局面を開発・創造することに関する報告」
- 29, 江沢民「改革開放と現代化建設の歩みを速め,中 国特徴社会主義事業の新しい勝利を勝ち取る」の 報告
- 30,中央政府より公布(1997年1月1日施行)「中華人民共和国郷鎮企業法」

#### 中国語文献

- 1,潘家华,魏后凯(2013年)『中国城市发展报告——农业转移人口的市民化』社会科学文献出版社
- 2, 李强(2012年)『农民工与中国社会分层』社会科 学文献出版社
- 3, 国家統計局編(1982年)『中国統計年鑑 1981』中 国統計出版社
- 4, 国家統計局編(2008年)『中国統計年鑑2008』中 国統計出版社
- 5, 国家統計局編(2010 年)『中国統計年鑑 2010』中 国統計出版社

- 6, 国家統計局編(2015 年)『中国統計年鑑 2015』中 国統計出版社
- 7, 陈仁政など編著(2013年)『方家村志』遼寧民族 出版社
- 8, 李昌平(2009年)『大气候——李昌平直言「三农」』 陕西人民出版社
- 9, 国家統計局農村社会経済調査総隊著(2001年)『中 国農村貧困監測報告—2001』中国統計出版社
- 10, 国家統計局住戸調査事務所著(2012年)『中国農村貧困監測報告—2011』中国統計出版社
- 11,世界銀行著(1990年)『1990年世界発展報告』(貧困問題·社会発展指標)中国財政経済出版社

# 中国語調査・統計報告:

- 1,中国国家統計局編(2010年3月19日)「2009年 全国農民工監測調査報告」
- 中華人民共和国国家統計局編(2011年6月)「2010年農民工監測報告」『中国発展報告2011』中の P99~105中国統計出版社
- 3,中国国家統計局編(2012年4月27日)「2011年 全国農民工監測調査報告」
- 4,中国国家統計局編(2013年5月27日)「2012年 全国農民工監測調査報告」
- 5,中国国家統計局編(2014年5月12日)「2013年 全国農民工監測調査報告」
- 6,中国国家統計局編(2015年4月29日)「2014年 全国農民工監測調査報告」
- 7,中国国家統計局編(2016年4月28日)「2015年 全国農民工監測調查報告|

#### 中国語学術論文:

1, 国家財政部農業司扶貧処課題組著(2013年7月 12日)「我国农村扶贫开发资金需求预测」農村 総合改革研究中心 http://znzg.xynu.edu.cn/ Html/?15577.html

## 日本語文献

- 1. 塚本隆敏(2010年)『中国の農民工問題』創成社
- 2、厳善平(2009年)『農村から都市へ――1億3000 万人の農民大移動』岩波書店
- 3, 厳善平 (2010年)『中国農民工の調査研究――上 海市・珠江デルタにおける農民工の就業・賃金・ 暮らし』晃洋書房

- 4,池上彰英(2012年)『中国の食糧流通システム』 御茶の水書房
- 5、松尾秀雄(2011年)「中国の社会制度としての都市戸籍と農村戸籍」菅原陽心編著『中国社会主義市場経済の現在——中国における市場経済化の進展に関する理論的実証的分析』御茶の水書房
- 6,植村高久(2011年)「「社会主義市場経済」と改 革開放」菅原陽心編著『中国社会主義市場経済の 現在——中国における市場経済化の進展に関する 理論的実証的分析』御茶の水書房
- 7,フランク・ディケーター著 中川治子訳(2011年) 『毛沢東の大飢饉』草思社
- 8,中兼和津次(1991年)「一九八〇年代中国農業停滞の構造――いわゆる「農業俳諧」の意味を考える」毛里和子, 岡部達味編『改革・開放時代の中国〈現代中国論 2〉』日本国際問題研究所
- 9, 田島俊雄(1995年)「中国農業の市場化――構造 と変動」毛里和子編『市場経済化の中の中国〈現 代中国論 3〉』日本国際問題研究所
- 10, 厳善平「農民工問題の諸相——農民工は国民か」 (『東亜』(霞山会) 2007 年 3 月号 pp. 72-83)
- 11, 陳丹锋 (2015年1月)「郷鎮企業の生成と発展 ——江蘇省丹陽市後巷鎮ドリル製造企業の事例を 中心として」(名城大学大学院経済学研究科提出

の修士論文)

10/19/node\_16.htm

#### メディア報道

- 1, ビデオ記録 http://v.ku6.com/show/mxIAZIe0eXuVbZZd.html
- 「経済参考報」(2009年10月19日)第A07版 テーマ:「無地農民工:到達できた現在,見えて こない未来」(中国語原文:「"无地农民工":抓得 到的现在,看不见的未来」) http://dz.jjckb.cn/www/pages/jjckb/html/2009-
- 3,「国務院総理温家宝出席コペンハーゲン気候変化 会議紀実」中央政府 Web サイト http://www.gov.cn/ldhd/2009-12/24/ content\_1496008.htm
- 4,「人民日報」(2008 年 6 月 25 日) 海外版第 07 版 テーマ:「馬明哲の年収 6600 万元の背景」(中国 語原文:「6600 万年薪背后的马明哲」) http://paper.people.com.cn/rmrbhwb/html/2008-06/25/content\_46410.htm
- 説明:論文の中では、全ての参考したウェブページは 2016年11月18日に最終確認しており、閲覧で きた。